

桶川市地域福祉計画

〈平成27年～令和6年〉

中間見直し

共に支えあい、
いきいきと暮らせる桶川



令和4年3月改訂

桶川市

市長あいさつ



本市では、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画として、平成27年(2015年)に「桶川市地域福祉計画」を策定し、「共に支えあい、いきいきと暮らせる桶川」を基本理念として、様々な取り組みを進めてきました。

このたび、策定から7年が経ち、社会福祉法の改正や社会情勢の変化に対応した地域福祉を推進するために計画の見直しを行いました。

近年、私たちの地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、福祉ニーズが複雑化・複合化することによって、介護、障害、子ども・子育て等の単一の制度だけでは解決できない問題が多く生じています。

こうした状況を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら支えあう「地域共生社会」の実現に向け、市民の皆様と共に取り組みを進めていく必要があります。

本見直しでは、現行の地域福祉計画における基本理念、目指す姿を継承しながら、昨今の社会情勢の変化に対応すべく、平成29年(2017年)に改正となった社会福祉法の内容を反映させ、地域共生社会の実現に向けた更なる地域福祉の向上を目指しています。

結びに、本計画の見直しにあたり、熱心に審議や検討をいただきました「桶川市地域福祉計画推進委員会」の皆様、そして貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係団体、関係機関の皆様に心より感謝申し上げます。

令和4年3月

桶川市長

小野克典

桶川市地域福祉計画 目次

第1章 計画の位置づけ

| | |
|-----------------------|---|
| 1. 地域福祉とは..... | 1 |
| 2. 計画策定から今日に至るまで..... | 1 |
| 3. 社会福祉法の改正について..... | 2 |
| 4. 計画の位置づけ..... | 3 |
| 5. 圏域の設定..... | 4 |
| (1) 地域福祉における「圏域」 | |
| (2) 圏域設定の考え方 | |
| 6. 計画の期間..... | 6 |
| 7. 見直しの経緯..... | 6 |

第2章 現状と課題

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 桶川市の地域福祉を取り巻く状況..... | 7 |
| (1) 人口と世帯の状況 | |
| (2) 支援が必要な人の状況 | |
| (3) 地域活動の状況 | |
| (4) 各データから見る桶川市の地域福祉を取り巻く環境 | |
| 2. 桶川市地域福祉に関する市民意識調査結果..... | 15 |
| 3. 課題の整理..... | 24 |

第3章 計画の考え方

| | |
|---------------|----|
| 1. 基本理念..... | 25 |
| 2. 目指す姿..... | 25 |
| 3. 基本方針..... | 26 |
| 4. 計画の体系..... | 27 |
| 5. 主な取組..... | 28 |
| (1) 位置づけ | |
| (2) 設定の視点 | |
| (3) 主な取組の内容 | |

第4章 施策の展開

| | |
|-------------------------|----|
| 1. 活動支援や交流・連携の推進 | 33 |
| 2. 協働を推進する地域づくり | 35 |
| 3. 地域福祉を担う人材の育成 | 36 |
| 4. 地域活動（団体）への支援 | 39 |
| 5. 支えあう地域づくり | 41 |
| 6. 必要な支援につなげる地域づくり | 43 |
| 7. 安心・安全の地域づくり | 46 |
| 8. 誰もがいきいきと快適に暮らせるまちの整備 | 49 |

第5章 中間期見直して新たに取り組む事項

| | |
|-----------------------|----|
| 1. 社会福祉法の改正について | 52 |
| (1) 体制整備に関する事項 | |
| (2) 見守り・支えあいに関する事項 | |
| (3) 権利擁護に関する事項 | |
| 2. 地域福祉活動センターの再整備について | 56 |

第6章 計画を推進するために

| | |
|-----------------|----|
| 1. 推進体制の整備と役割分担 | 57 |
| (1) 計画推進の考え方 | |
| (2) 役割分担 | |
| 2. 計画の進行管理 | 59 |
| (1) 進行管理方法 | |
| (2) 計画の推進体制 | |
| (3) 社会福祉協議会との連携 | |

資料編

| | |
|--|----|
| 1. 桶川市地域福祉計画策定要領 | 61 |
| 2. 桶川市地域福祉計画策定委員会設置要領 | 63 |
| 3. 桶川市地域福祉計画策定委員会委員名簿 | 64 |
| 4. 桶川市地域福祉計画庁内検討委員会設置要領 | 65 |
| 5. 桶川市地域福祉計画庁内検討委員会委員名簿 | 66 |
| 6. 桶川市地域福祉計画推進委員会設置要綱 | 67 |
| 7. 桶川市地域福祉計画推進委員会委員名簿 | 68 |
| 8. 「桶川市協働推進条例」 | 69 |
| 9. 桶川市地域福祉に関する市民意識調査 調査結果ダイジェスト版 | 71 |

第1章

計画の位置づけ

1. 地域福祉とは

地域福祉とは、地域で誰もがその人らしく、安心していきいきとした生活を送れるよう、地域住民や地域、行政等がお互いに協力して「暮らしやすい地域づくり」を進めるものです。

2. 計画策定から今日に至るまで

社会の変化に伴い少子高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響によってさまざまな分野の課題が絡み合い「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

そのため、これからは介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、課題を個人単位ではなく世帯としてとらえ、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

また、複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、福祉の各分野における相談を包括的に支援する必要があります。

桶川市では地域社会のふれあいの中で、共に支えあい、いきいきとした生活を送ることができるまちを目指し、市が、市民や社会福祉協議会等の関係機関と協力しながら、地域で互いに助けあい、支えあう仕組みづくりを共に考え進めていくために「桶川市地域福祉計画」を策定し、これまで進めてまいりました。

3. 社会福祉法改正について

平成29年より社会福祉法が改正となり、複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・体制を行うため、福祉の各分野における相談支援を担う「包括的な支援体制の整備」に努めることが策定されました。

〈社会福祉法における位置づけ（抜粋）〉

（地域福祉の推進）

第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係に関する、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 2 地域住民等が自らほかの地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 3 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の元、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

（市町村福祉計画）

第107条

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（平成29年4月改正部分）
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条各第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項（平成29年4月改正部分）

4. 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条が定める市町村地域福祉計画として位置づけられています。また、本計画は、桶川市総合振興計画を上位計画とした計画であり、本市における地域福祉推進の基本的指針となるものです。

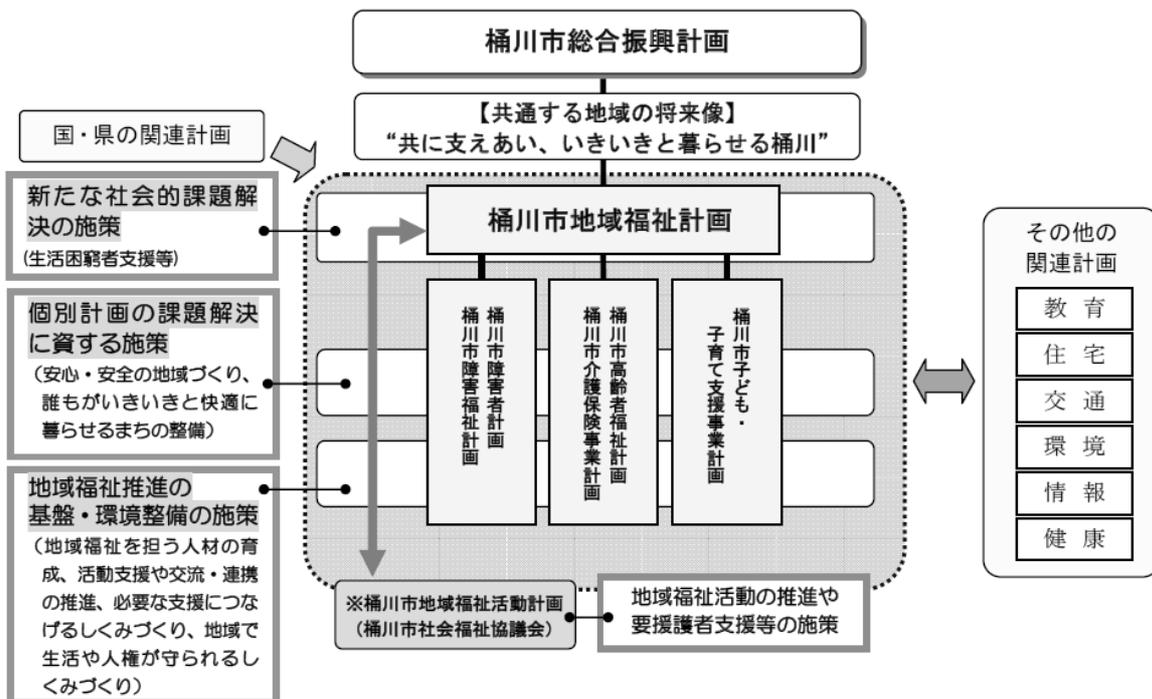
平成29年の社会福祉法の改正に伴い、本計画は、保健福祉分野の個別計画である、「桶川市高齢者福祉計画」及び「桶川市介護保険事業計画」、「桶川市障害者計画」・「桶川市障害福祉計画」、「桶川市子ども・子育て支援事業計画」の上位計画と位置づけられることとなりました。したがって、福祉分野の計画を包括する形で、全ての市民を対象に、地域における福祉を推進するための「福祉の総合計画」として位置づけています。

その推進にあたっては、「桶川市協働推進条例」（資料編参照）に基づき、「自助・共助・公助」の役割分担のもと、それぞれが連携・協働を図りながら取り組みます。

また、関連する「桶川市地域福祉活動計画」（※）と連携を図り、地域福祉を推進していきます。

※「地域福祉活動計画」とは、市民・活動団体等により民間福祉活動を推進していくための実施計画で、桶川市においては桶川市社会福祉協議会が策定しているものです。

<計画の位置づけ>



5. 圏域の設定

(1) 地域福祉における「圏域」

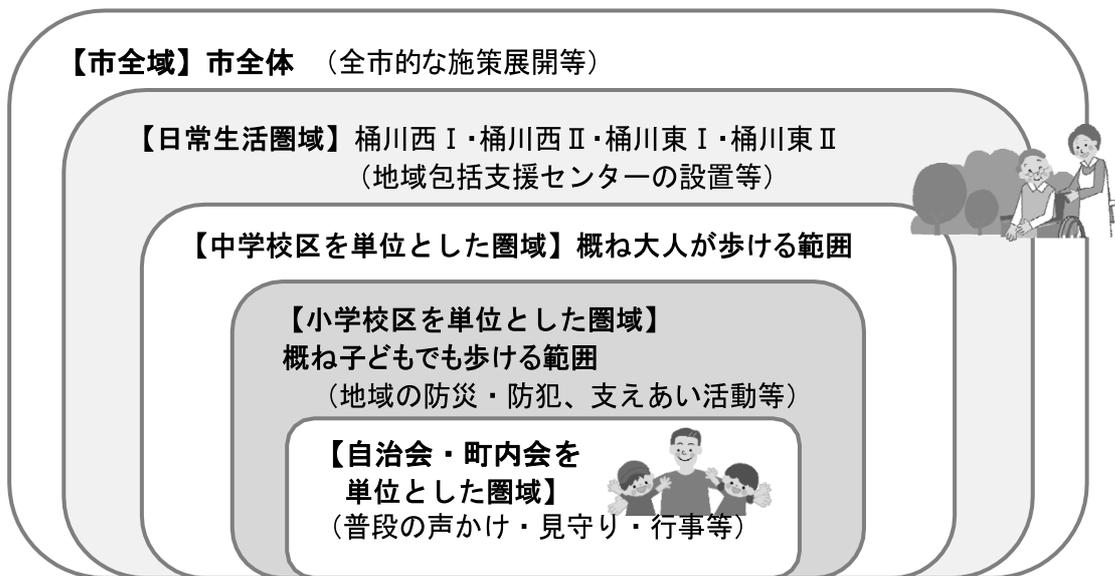
地域福祉を推進するには、地域に暮らす住民にしか見えない生活課題や、身近でなければ発見しにくい課題に取り組むことになります。したがって、地域の生活課題を発見するためには、お互いに顔の見える環境づくりが必要であり、それができるような範囲を地域福祉の圏域ととらえます。

(2) 圏域設定の考え方

現状で最も身近で小さな圏域の単位としては、「自治会・町内会」の区域となっています。

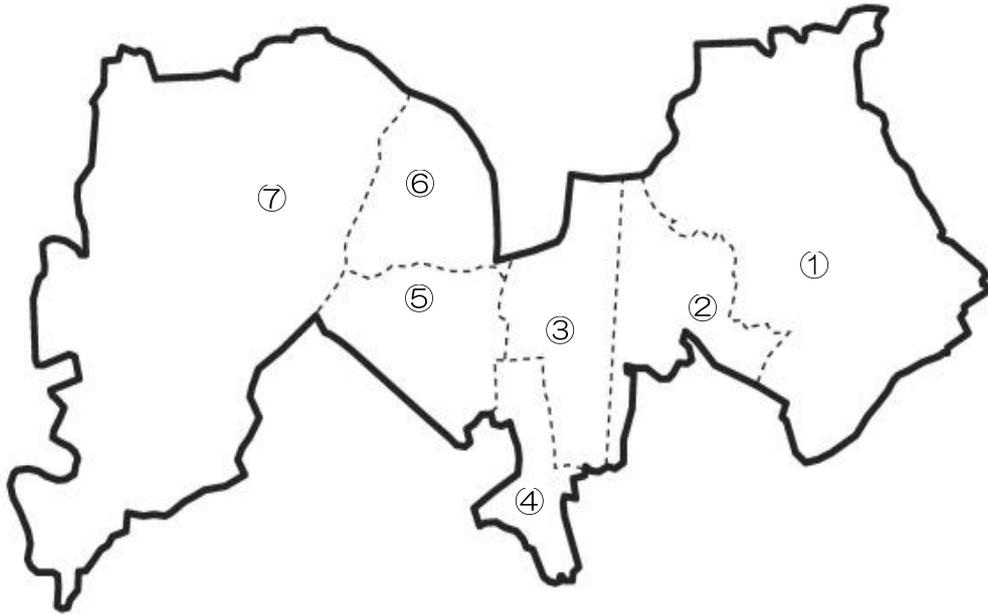
また、それよりも大きな圏域では、「小学校区」、「中学校区」、「日常生活圏域（※）」、「市全域」に大別されます。

この計画では、「小学校区」を圏域の基本として、地域の生活課題に対応する圏域を設定します。



※「日常生活圏域」とは、特に高齢者の地域生活に関わる圏域で、市町村介護保険事業計画において定義づけられています。住民が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める範囲のことです。

地域福祉計画で設定する圏域【小学校区】



【市内小学校一覧】

| | 小学校名 | 所在地 |
|---|--------|---------------|
| ① | 加納小学校 | 桶川市坂田 883 |
| ② | 桶川東小学校 | 桶川市坂田 239 |
| ③ | 桶川小学校 | 桶川市西 1-4-27 |
| ④ | 朝日小学校 | 桶川市朝日 2-18-1 |
| ⑤ | 桶川西小学校 | 桶川市下日出谷 836-1 |
| ⑥ | 日出谷小学校 | 桶川市上日出谷 885 |
| ⑦ | 川田谷小学校 | 桶川市川田谷 4213 |

6. 計画の期間

この計画は、桶川市総合振興計画及び福祉分野の個別計画との整合性を図り、平成27年度から令和6年までの10年計画となっています。

本来は中間の令和2年度で、社会情勢の変化・他計画の計画策定状況及び進行状況等も踏まえて計画の見直しを行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、地域福祉計画推進委員会を開催することが出来なかったため中間期を令和3年度まで延長をすることとなりました。また、他計画の計画期間等は下表の通りです。（計画の進行管理については、第5章に掲載）

<計画の期間>

| 計画/年度 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | |
|---------------------|---------------------------------|--------------------------|---------------------------------|----|---------------------------------|-------|---------------|----|----|----|--|
| 総合振興計画 | 前期 基本計画 | (後期基本計画) 桶川市第五次総合振興計画 | | | | | | | | | |
| 地域福祉計画 | (前期)桶川市地域福祉計画 | | | | | 中間見直し | (後期)桶川市地域福祉計画 | | | | |
| 高齢者福祉計画 介護保険事業計画 | 第七次桶川市高齢者福祉計画 第六次桶川市介護保険事業計画 | | 第八次桶川市高齢者福祉計画 第七次桶川市介護保険事業計画 | | 第九次桶川市高齢者福祉計画 第八次桶川市介護保険事業計画 | | | | | | |
| 子ども・子育て 支援事業計画 | 桶川市子ども・子育て支援事業計画 | | | | | | | | | | |
| 障害者計画 障害福祉計画 | 第四次桶川市障害者計画 第四期桶川市障害福祉計画 | | 第五次桶川市障害者計画 第五期桶川市障害福祉計画 | | 第六次桶川市障害者計画 第六期桶川市障害福祉計画 | | | | | | |
| 地域福祉 活動計画 | 桶川市第四次 地域福祉活動計画 | | 桶川市第五次地域福祉活動計画 | | | | | | | | |

7. 見直しの経緯

● 桶川市地域福祉に関する市民意識調査(アンケート)の実施

計画見直しにあたり、市民の方の考え方や意見をいただき、改訂にあたっての資料とするため、無記名のアンケートにより市民意識調査を実施しました。

● 桶川市地域福祉計画推進委員会の設置(15名)

(※以下、「推進委員会」と表記)

計画の推進にあたり、学識関係者や市内の福祉関係者、公募による委員など様々な方からの意見を反映させるため、桶川市地域福祉計画推進委員会を組織して、地位福祉の推進にあたりました。(委員名簿は資料編に掲載)

● パブリックコメント

※令和4年1月5日から令和4年2月3日にかけて実施。

第 2 章

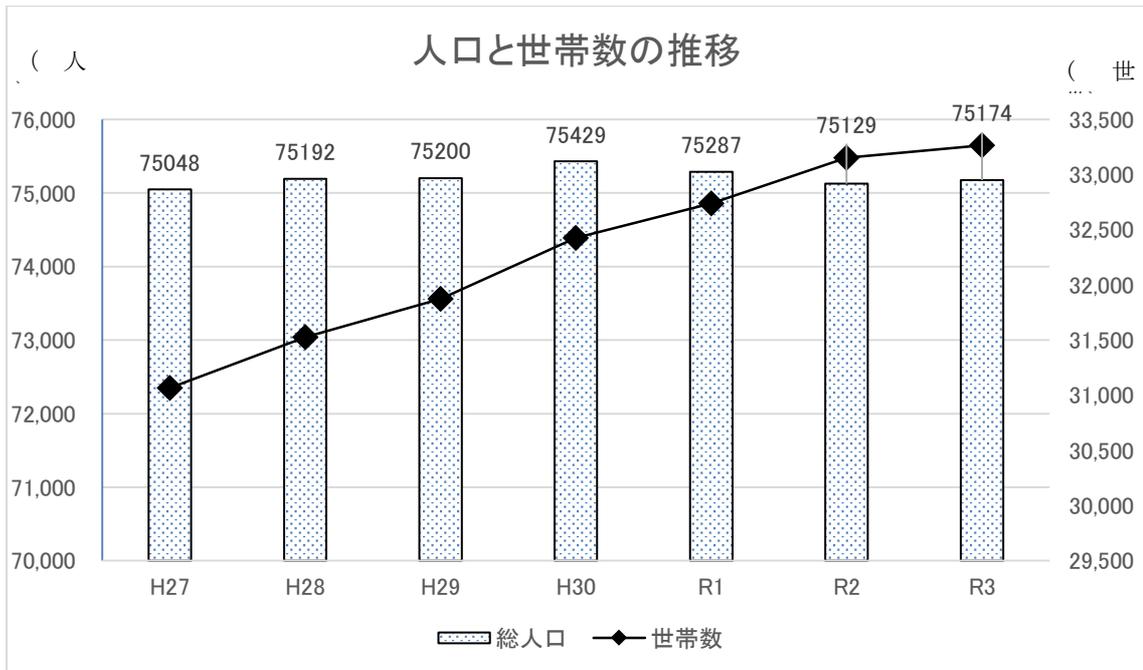
現状と課題

1. 桶川市の地域福祉を取り巻く状況

(1)人口と世帯の状況

●総人口と世帯

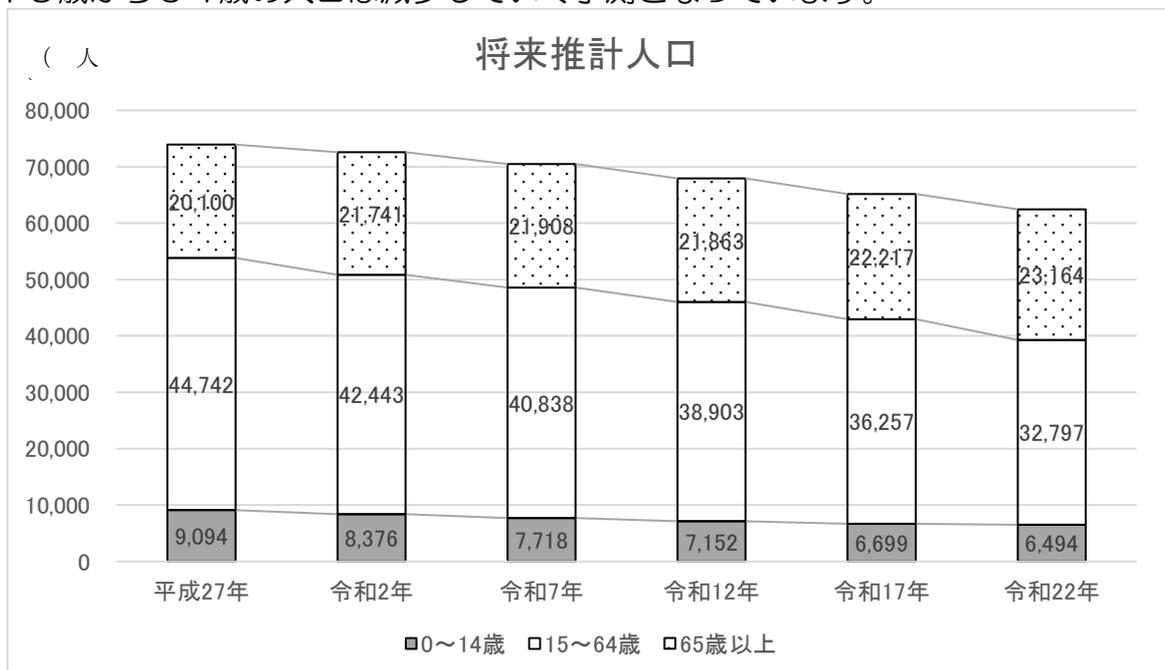
総人口は、減少と増加を繰り返しながら、近年では横ばいとなっています。一方、世帯数は年々増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

●将来推計人口

今後、総人口は減少していきませんが、65歳以上人口は令和12年で一度減少しますが、その後再度増加していきます。一方で0～14歳、15歳から64歳の人口は減少していく予測となっています。



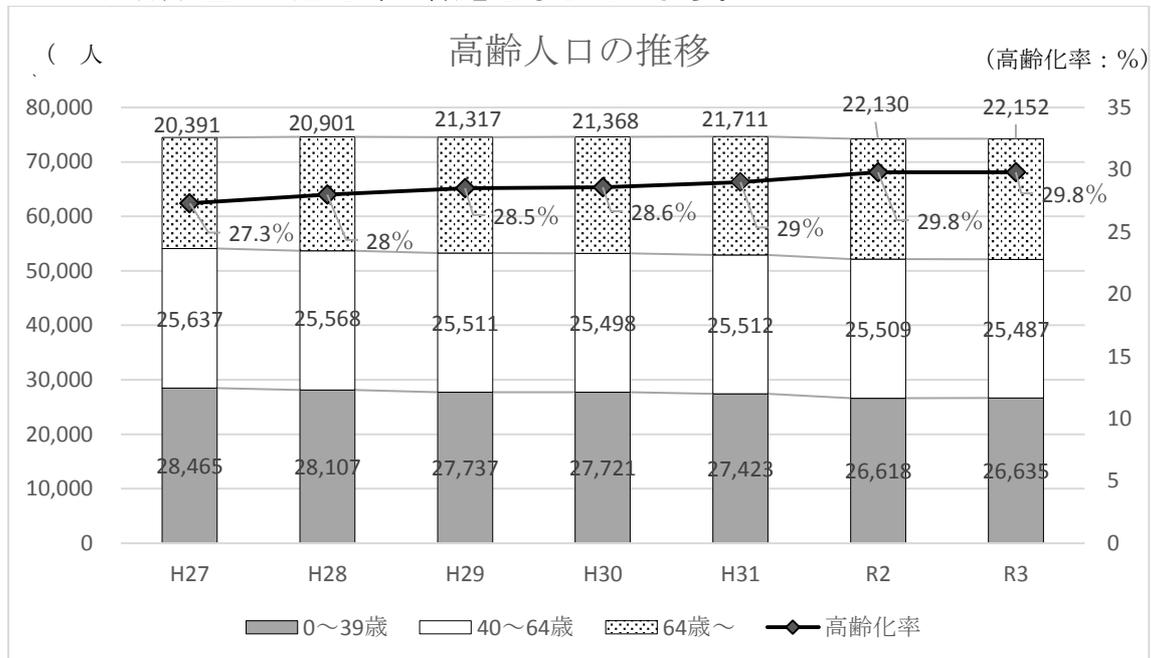
資料：国立社会保障・人口問題研究所（平成27年10月推計）

(2) 支援が必要な人の状況

●高齢者人口の状況

65歳以上の人口は増加しており、高齢化率は平成26年には25.0%と、平成20年から約3割増となっています。（平成27年版）

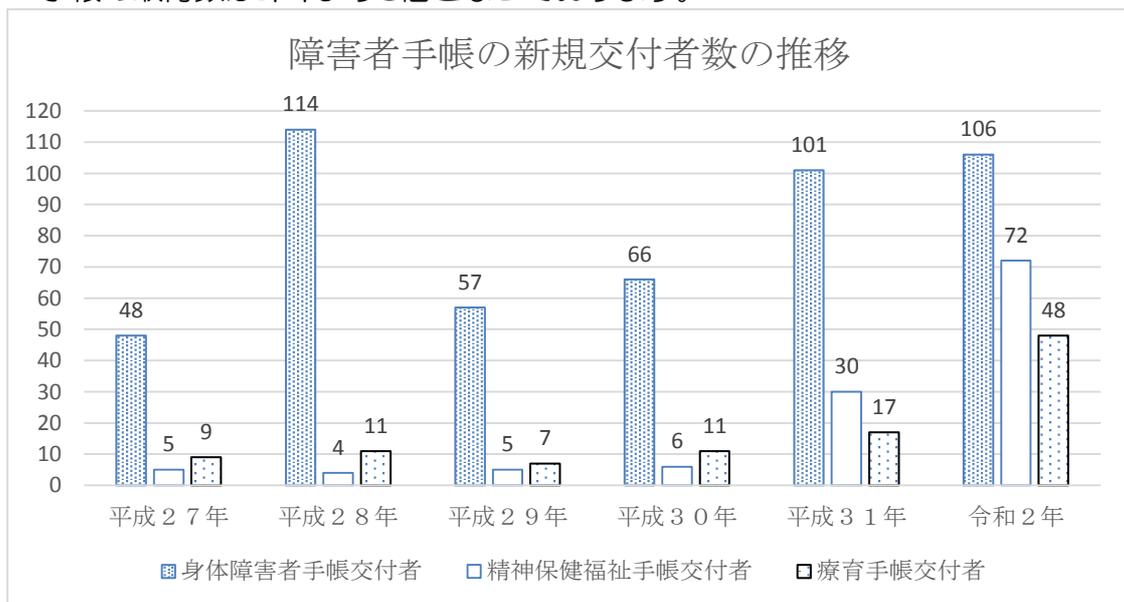
65歳以上の人口は年々微増となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

●障害者の状況

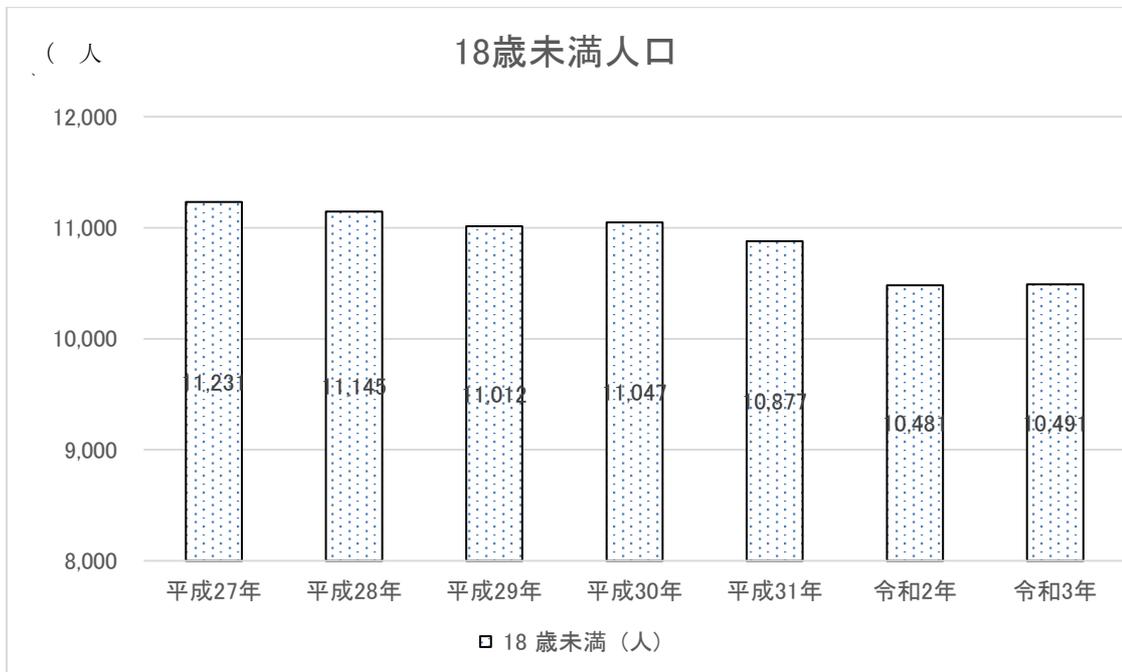
障害者手帳交付者数は平成29年以降、身体障害者手帳の交付が多く、次いで精神保健福祉手帳となっております。特に令和2年の精神保健福祉手帳の取得数は昨年より3倍となっております。



資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

●子ども(18歳未満)の状況

令和3年の18歳未満の人口は10,491人で、平成27年より約7% (740人) 減少しました。

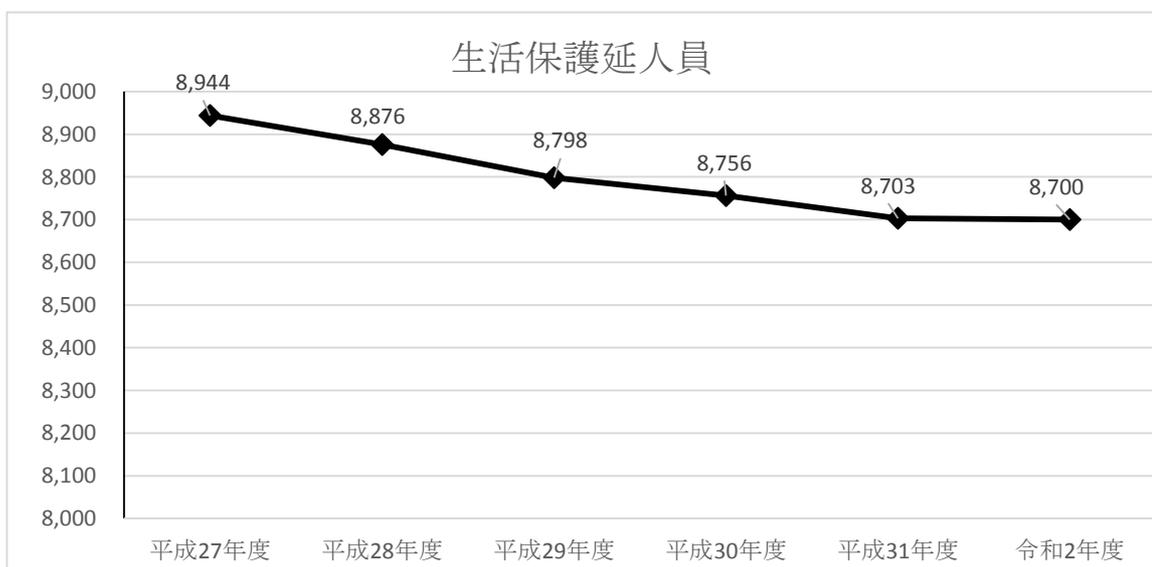


資料：住民基本台帳(各年1月1日)

●生活保護の状況

生活保護延人員は年々に減少傾向にあります。特に令和2年は新型コロナウイルス感染症蔓延に伴い、離職や困窮する方が増えましたが生活困窮者自立支援制度(※)により生活保護受給者が増加することはありませんでした。

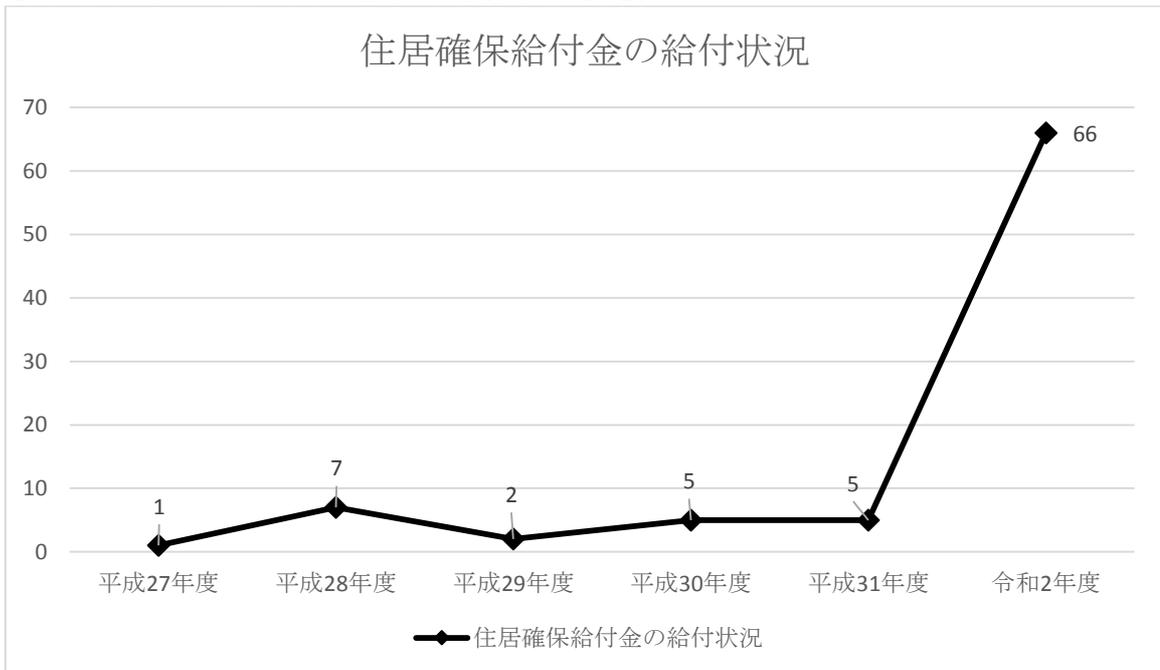
(※生活困窮者自立支援制度とは、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れがある方へ、相談支援や就労支援等の包括的な支援を行う制度です)



●住居確保給付金の給付状況

平成27年から開始となった生活困窮者自立支援制度。その一環として、住居確保給付金という制度があり、収入が少ない方に向け、家賃の補助を行っております。

制度の開始当初、利用者は少なかったのですが、新型コロナウイルス感染症に伴う離職や困窮者が多くなり、令和3年には制度の緩和などが行われ、申請件数が著しく増加しました。

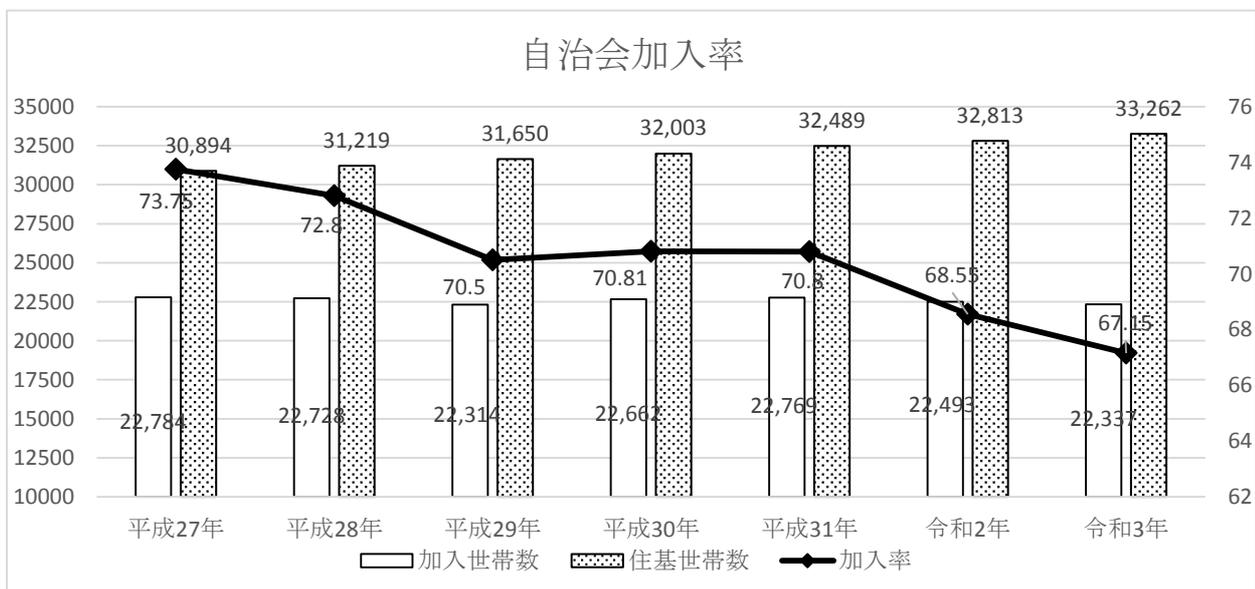


資料：社会福祉課

(3)地域活動の状況

●町内会・自治会の加入率の推移

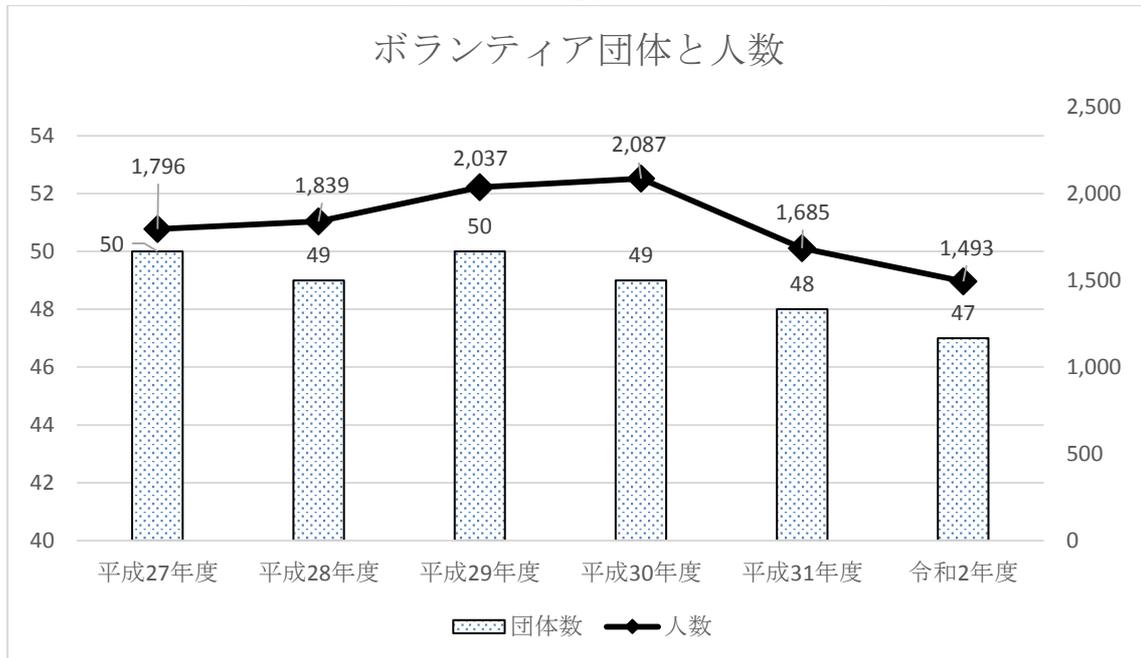
令和3年度の自治体加入数は22,337世帯であり、平成27年度の22,784世帯より約2%（447世帯）減少しました。



資料：自治文化課

● ボランティア・市民活動団体の推移

7年間のボランティア登録団体数の大きな変化は見られないが、平成30年度以降団体数が微減、令和3年度は人数が1,493人となっており、平成30年度より約3割（600人程度）が減少しました。



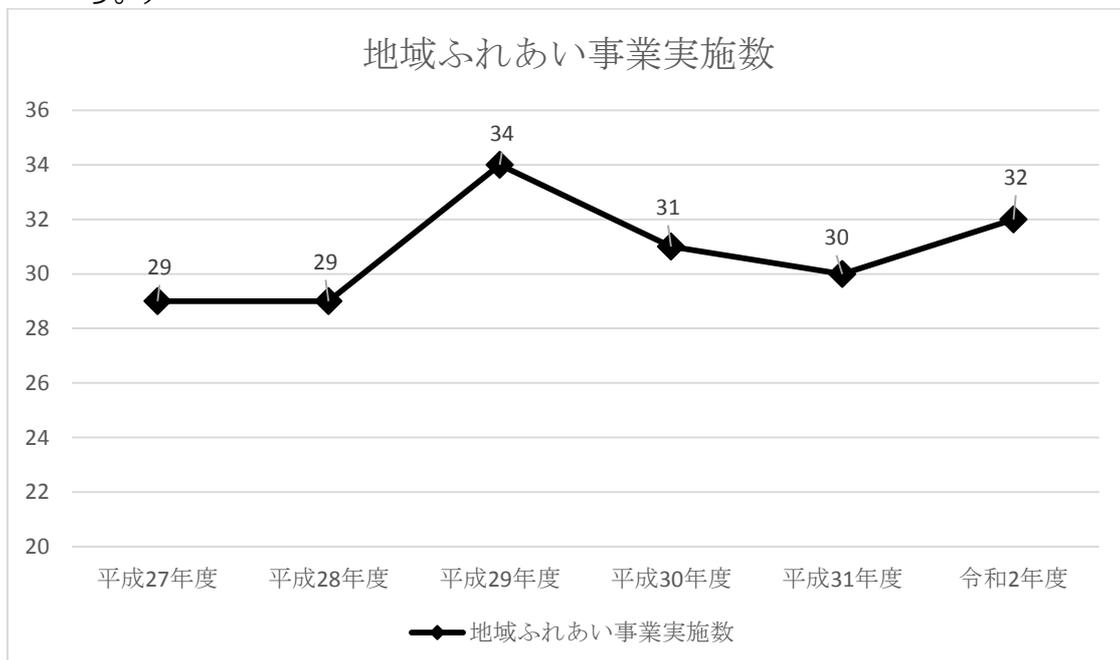
資料：桶川市社会福祉協議会

● 社会福祉協議会の主な地域福祉活動課

○ 地域ふれあい事業

令和2年度には32事業で、平成27年度より1割（3事業）増えました。

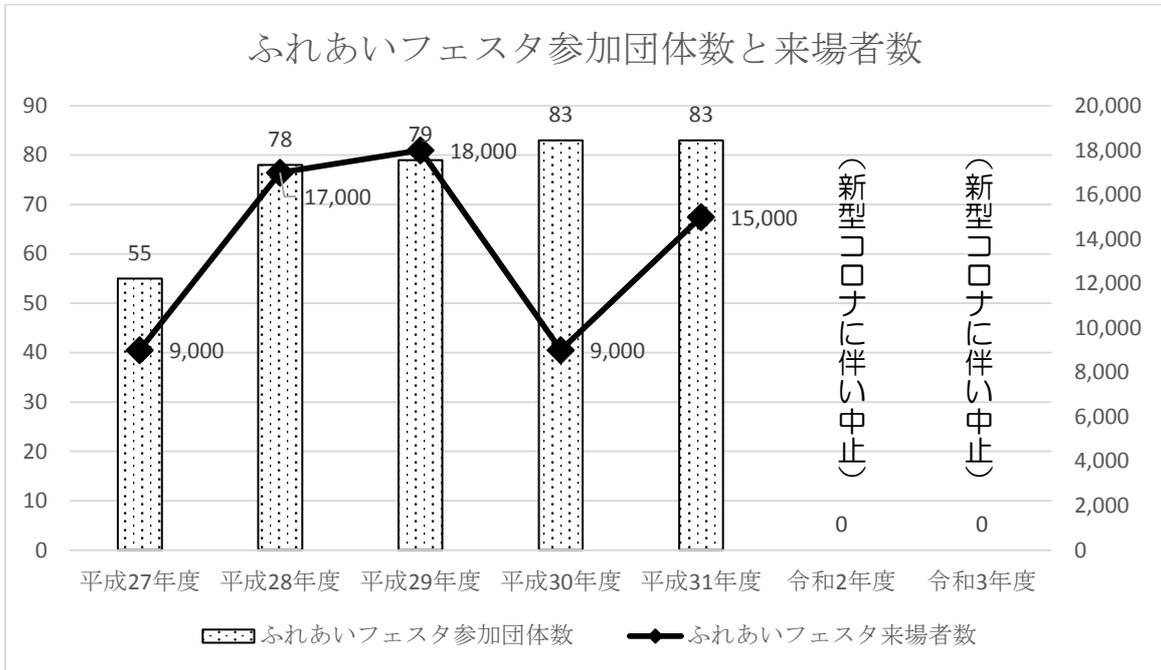
（※「地域ふれあい事業」とは、平成9年度から実施している桶川市社会福祉協議会の事業。自治会の集会所に地域のボランティアが主体となって、高齢者のサロン活動（食事会、お茶会）を行うものです。）



資料：桶川市社会福祉協議会

○おけがわ春のふれあいフェスタ

平成31年度には参加団体が83団体となっており、平成27年度の55団体より約5割（27団体）増となっています。



(4)各データから見る桶川市の地域福祉を取り巻く環境

●さらなる少子高齢化の進行、支援を要する人の増加が予想される

平成27年と令和2年を比較しても総人口は減少傾向にあり、65歳以上の人口は増加しており、その一方で0～64歳の人口は減少しております。将来推計人口も同様となっており、少子高齢化が進んでいく予測となっております。

また、障害者や生活困窮者、虐待の件数等も増加傾向にあり、今後も地域で支援を要する人が増えることが予想されます。

●地域福祉に関わる人材の減少傾向が見られる

ボランティア・市民活動団体の登録数が平成30年度より減少しており、人数は約600人が減少しております。その一端として、新型コロナウイルス感染症蔓延に伴う活動自粛等から関心が離れしまったことが考えられます。

2. 桶川市地域福祉に関する市民意識調査結果

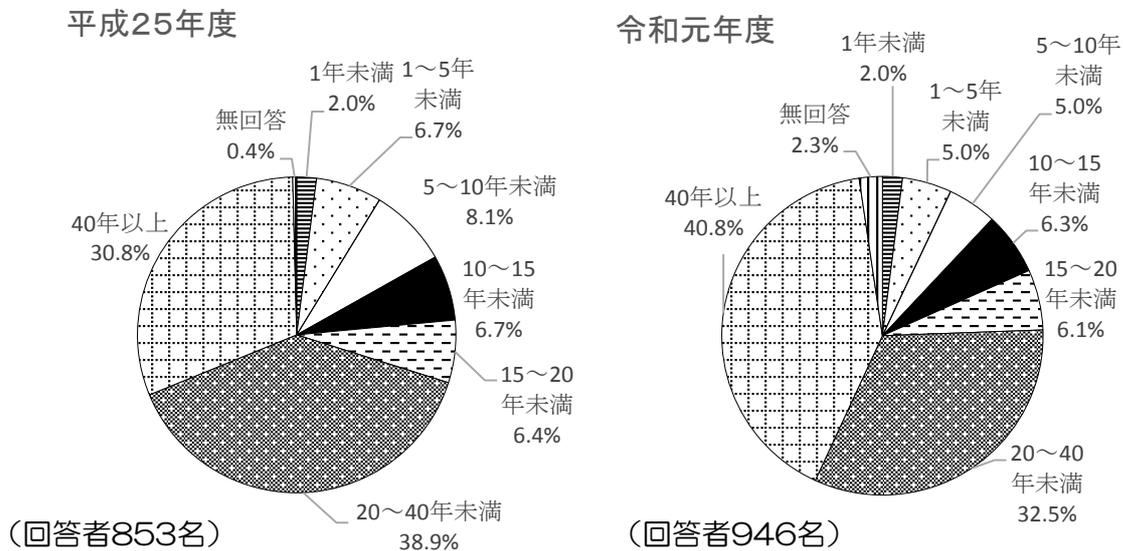
「桶川市地域福祉計画」の策定にあたり、①地域における福祉課題の実態、②地域福祉推進にあたっての「自助」「共助」「公助」に対する考え方、③地域福祉活動の推進方策、④災害時の避難や地域での孤立に対する対応策を検討するにあたっての基礎資料とするために「桶川市地域福祉に関する市民意識調査」（以下、本編では「市民意識調査」という。）を実施しました。

●調査の設計・回収結果

| | |
|------|-------------------------------|
| 種類 | 一般市民 |
| 対象 | 市内在住の20歳以上の市民より無作為抽出 |
| 配布回収 | 郵送配布、郵送回収 |
| 調査期間 | ① 平成 25 年 10 月 30 日～11 月 13 日 |
| | ② 令和元年 9 月 1 日～9 月 23 日 |
| 配布 | 2000件 |
| 回収 | ① 853 件(回収率 42.6%) |
| | ② 946 件(回収率 47.3%) |

●回答者について
【在住年数について】

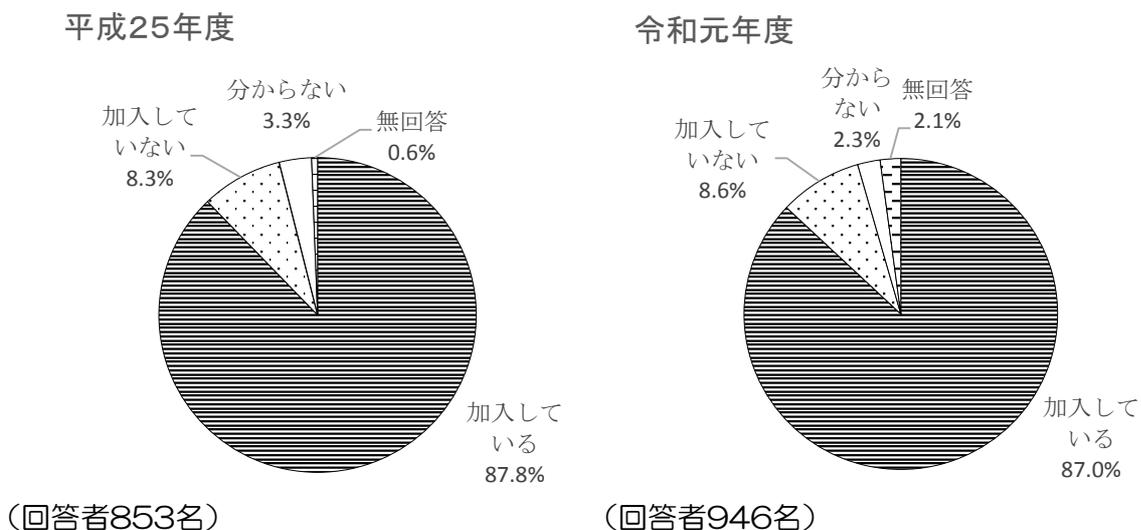
桶川市の在住年数をお答えください。



在住年数については、平成25年度は「20年～40年未満」の回答者が最も多く、38.9%。令和元年度は「40年以上」が最も多く40.8%。両年度とも在住年数が20年以上の人は全体の約7割です。

【自治会（町内会）への加入状況】

あなたの世帯は自治会（町内会）に加入していますか。



自治会（町内会）に「加入している」世帯は両年度も8割となり、「加入していない」世帯は全体の1割を下回っています。

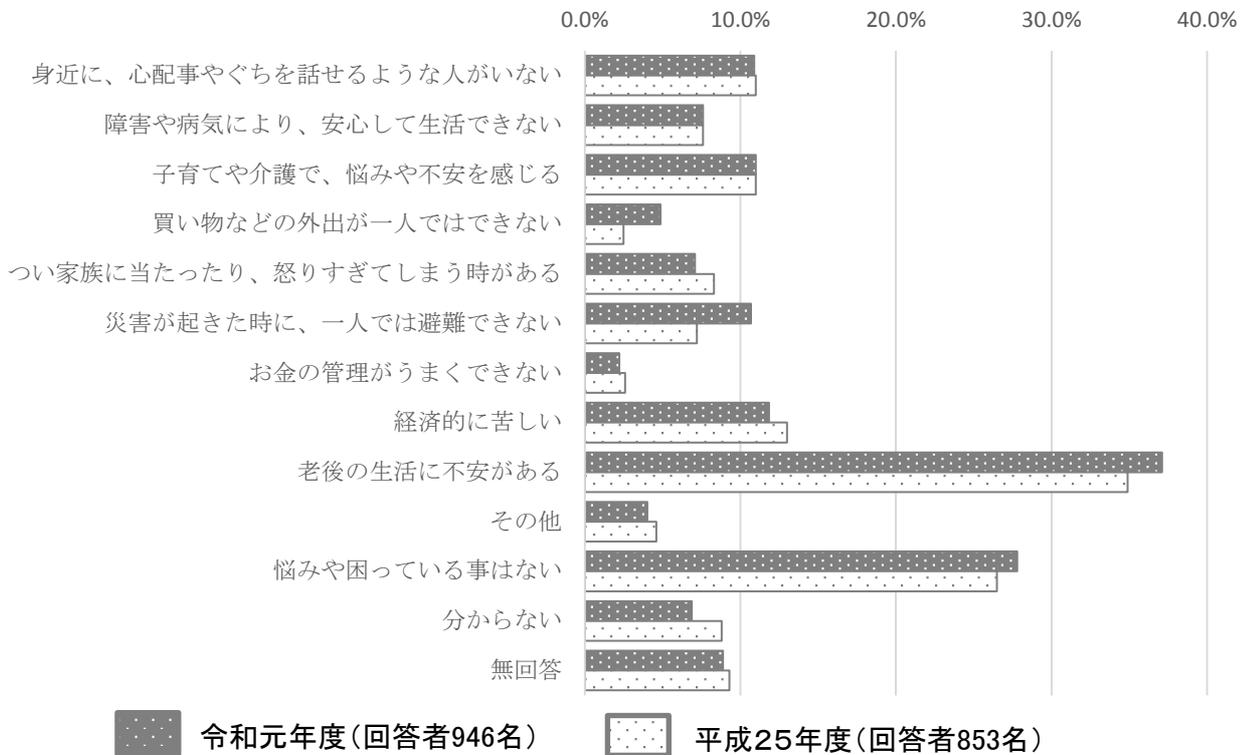
●地域での暮らしについて

| ① 高齢者が生きがいをもち、安心して暮らしている | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------|----|-----------|-------|---------|-------|---------|-------|------|------|------|------|-----|------|--|----|----|-----------|-------|---------|-------|---------|-------|------|------|------|------|-----|------|
| 平成25年度（回答者 853 名） | 令和元年度（回答者 946 名） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>「どちらともいえない」という回答が最も多く、37.2%</p> <table border="1"> <caption>平成25年度（回答者 853 名）</caption> <tr><th>回答</th><th>割合</th></tr> <tr><td>どちらともいえない</td><td>37.2%</td></tr> <tr><td>まあ思う</td><td>30.5%</td></tr> <tr><td>あまり思わない</td><td>17.8%</td></tr> <tr><td>そう思う</td><td>6.6%</td></tr> <tr><td>思わない</td><td>5.9%</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>2.1%</td></tr> </table> | 回答 | 割合 | どちらともいえない | 37.2% | まあ思う | 30.5% | あまり思わない | 17.8% | そう思う | 6.6% | 思わない | 5.9% | 無回答 | 2.1% | <p>「どちらともいえない」という回答が最も多く、37.5%</p> <table border="1"> <caption>令和元年度（回答者 946 名）</caption> <tr><th>回答</th><th>割合</th></tr> <tr><td>どちらともいえない</td><td>37.5%</td></tr> <tr><td>まあ思う</td><td>33.0%</td></tr> <tr><td>あまり思わない</td><td>15.3%</td></tr> <tr><td>そう思う</td><td>7.6%</td></tr> <tr><td>思わない</td><td>3.8%</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>2.7%</td></tr> </table> | 回答 | 割合 | どちらともいえない | 37.5% | まあ思う | 33.0% | あまり思わない | 15.3% | そう思う | 7.6% | 思わない | 3.8% | 無回答 | 2.7% |
| 回答 | 割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| どちらともいえない | 37.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| まあ思う | 30.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あまり思わない | 17.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| そう思う | 6.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 思わない | 5.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無回答 | 2.1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 回答 | 割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| どちらともいえない | 37.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| まあ思う | 33.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あまり思わない | 15.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| そう思う | 7.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 思わない | 3.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無回答 | 2.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 障がい者が社会に参加し、安心して暮らしている | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>「どちらともいえない」という回答が最も多く、44.9%</p> <table border="1"> <caption>平成25年度（回答者 853 名）</caption> <tr><th>回答</th><th>割合</th></tr> <tr><td>どちらともいえない</td><td>44.9%</td></tr> <tr><td>あまり思わない</td><td>22.0%</td></tr> <tr><td>まあ思う</td><td>17.5%</td></tr> <tr><td>そう思う</td><td>2.6%</td></tr> <tr><td>思わない</td><td>7.3%</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>5.7%</td></tr> </table> | 回答 | 割合 | どちらともいえない | 44.9% | あまり思わない | 22.0% | まあ思う | 17.5% | そう思う | 2.6% | 思わない | 7.3% | 無回答 | 5.7% | <p>「どちらともいえない」という回答が最も多く、46.7%</p> <table border="1"> <caption>令和元年度（回答者 946 名）</caption> <tr><th>回答</th><th>割合</th></tr> <tr><td>どちらともいえない</td><td>46.7%</td></tr> <tr><td>あまり思わない</td><td>20.2%</td></tr> <tr><td>まあ思う</td><td>17.8%</td></tr> <tr><td>そう思う</td><td>3.7%</td></tr> <tr><td>思わない</td><td>5.7%</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>5.9%</td></tr> </table> | 回答 | 割合 | どちらともいえない | 46.7% | あまり思わない | 20.2% | まあ思う | 17.8% | そう思う | 3.7% | 思わない | 5.7% | 無回答 | 5.9% |
| 回答 | 割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| どちらともいえない | 44.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あまり思わない | 22.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| まあ思う | 17.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| そう思う | 2.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 思わない | 7.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無回答 | 5.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 回答 | 割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| どちらともいえない | 46.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あまり思わない | 20.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| まあ思う | 17.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| そう思う | 3.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 思わない | 5.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無回答 | 5.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 安心して子育てができ、子どもが健やかに育っている | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>「まあ思う」という回答が最も多く、39.0%</p> <table border="1"> <caption>平成25年度（回答者 853 名）</caption> <tr><th>回答</th><th>割合</th></tr> <tr><td>どちらともいえない</td><td>32.0%</td></tr> <tr><td>まあ思う</td><td>39.0%</td></tr> <tr><td>あまり思わない</td><td>11.4%</td></tr> <tr><td>そう思う</td><td>8.0%</td></tr> <tr><td>思わない</td><td>4.3%</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>5.3%</td></tr> </table> | 回答 | 割合 | どちらともいえない | 32.0% | まあ思う | 39.0% | あまり思わない | 11.4% | そう思う | 8.0% | 思わない | 4.3% | 無回答 | 5.3% | <p>「まあ思う」という回答が最も多く、45.2%</p> <table border="1"> <caption>令和元年度（回答者 946 名）</caption> <tr><th>回答</th><th>割合</th></tr> <tr><td>どちらともいえない</td><td>30.0%</td></tr> <tr><td>まあ思う</td><td>45.2%</td></tr> <tr><td>あまり思わない</td><td>7.8%</td></tr> <tr><td>そう思う</td><td>8.2%</td></tr> <tr><td>思わない</td><td>2.1%</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>6.6%</td></tr> </table> | 回答 | 割合 | どちらともいえない | 30.0% | まあ思う | 45.2% | あまり思わない | 7.8% | そう思う | 8.2% | 思わない | 2.1% | 無回答 | 6.6% |
| 回答 | 割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| どちらともいえない | 32.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| まあ思う | 39.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あまり思わない | 11.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| そう思う | 8.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 思わない | 4.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無回答 | 5.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 回答 | 割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| どちらともいえない | 30.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| まあ思う | 45.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あまり思わない | 7.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| そう思う | 8.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 思わない | 2.1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無回答 | 6.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| ④ 必要な福祉サービスを安心して利用できる | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------|----|-----------|-------|---------|-------|---------|-------|------|-------|-----|------|------|------|---|----|----|-----------|-------|------|-------|---------|-------|------|-------|-----|------|------|------|
| 平成25年度（回答者 853 名） | 令和元年度（回答者 946 名） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>「どちらともいえない」という回答が最も多く、44.4%</p> <p>Detailed description: A pie chart showing the distribution of responses for '安心して利用できる' in Heisei 25. The largest segment is 'どちらともいえない' at 44.4%, followed by 'あまり思わない' at 20.8%, 'まあ思う' at 18.2%, '思わない' at 8.6%, '無回答' at 5.2%, and 'そう思う' at 2.9%.</p> <table border="1"> <tr><th>回答</th><th>割合</th></tr> <tr><td>どちらともいえない</td><td>44.4%</td></tr> <tr><td>あまり思わない</td><td>20.8%</td></tr> <tr><td>まあ思う</td><td>18.2%</td></tr> <tr><td>思わない</td><td>8.6%</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>5.2%</td></tr> <tr><td>そう思う</td><td>2.9%</td></tr> </table> | 回答 | 割合 | どちらともいえない | 44.4% | あまり思わない | 20.8% | まあ思う | 18.2% | 思わない | 8.6% | 無回答 | 5.2% | そう思う | 2.9% | <p>「どちらともいえない」という回答が最も多く、43.2%</p> <p>Detailed description: A pie chart showing the distribution of responses for '安心して利用できる' in Reiwa 1. The largest segment is 'どちらともいえない' at 43.2%, followed by 'まあ思う' at 24.4%, 'あまり思わない' at 14.9%, '思わない' at 5.8%, '無回答' at 4.7%, and 'そう思う' at 7.0%.</p> <table border="1"> <tr><th>回答</th><th>割合</th></tr> <tr><td>どちらともいえない</td><td>43.2%</td></tr> <tr><td>まあ思う</td><td>24.4%</td></tr> <tr><td>あまり思わない</td><td>14.9%</td></tr> <tr><td>思わない</td><td>5.8%</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>4.7%</td></tr> <tr><td>そう思う</td><td>7.0%</td></tr> </table> | 回答 | 割合 | どちらともいえない | 43.2% | まあ思う | 24.4% | あまり思わない | 14.9% | 思わない | 5.8% | 無回答 | 4.7% | そう思う | 7.0% |
| 回答 | 割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| どちらともいえない | 44.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あまり思わない | 20.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| まあ思う | 18.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 思わない | 8.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無回答 | 5.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| そう思う | 2.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 回答 | 割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| どちらともいえない | 43.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| まあ思う | 24.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あまり思わない | 14.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 思わない | 5.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無回答 | 4.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| そう思う | 7.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ 困ったことがあっても誰かが支えてくれる | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>「どちらともいえない」という回答が最も多く、33.8%</p> <p>Detailed description: A pie chart showing the distribution of responses for '支えてくれる' in Heisei 25. The largest segment is 'どちらともいえない' at 33.8%, followed by 'あまり思わない' at 21.9%, 'まあ思う' at 19.7%, '思わない' at 15.4%, '無回答' at 4.0%, and 'そう思う' at 5.3%.</p> <table border="1"> <tr><th>回答</th><th>割合</th></tr> <tr><td>どちらともいえない</td><td>33.8%</td></tr> <tr><td>あまり思わない</td><td>21.9%</td></tr> <tr><td>まあ思う</td><td>19.7%</td></tr> <tr><td>思わない</td><td>15.4%</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>4.0%</td></tr> <tr><td>そう思う</td><td>5.3%</td></tr> </table> | 回答 | 割合 | どちらともいえない | 33.8% | あまり思わない | 21.9% | まあ思う | 19.7% | 思わない | 15.4% | 無回答 | 4.0% | そう思う | 5.3% | <p>「どちらともいえない」という回答が最も多く、34.0%</p> <p>Detailed description: A pie chart showing the distribution of responses for '支えてくれる' in Reiwa 1. The largest segment is 'どちらともいえない' at 34.0%, followed by 'まあ思う' at 21.9%, 'あまり思わない' at 22.4%, '思わない' at 10.6%, '無回答' at 3.9%, and 'そう思う' at 7.2%.</p> <table border="1"> <tr><th>回答</th><th>割合</th></tr> <tr><td>どちらともいえない</td><td>34.0%</td></tr> <tr><td>まあ思う</td><td>21.9%</td></tr> <tr><td>あまり思わない</td><td>22.4%</td></tr> <tr><td>思わない</td><td>10.6%</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>3.9%</td></tr> <tr><td>そう思う</td><td>7.2%</td></tr> </table> | 回答 | 割合 | どちらともいえない | 34.0% | まあ思う | 21.9% | あまり思わない | 22.4% | 思わない | 10.6% | 無回答 | 3.9% | そう思う | 7.2% |
| 回答 | 割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| どちらともいえない | 33.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あまり思わない | 21.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| まあ思う | 19.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 思わない | 15.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無回答 | 4.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| そう思う | 5.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 回答 | 割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| どちらともいえない | 34.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| まあ思う | 21.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あまり思わない | 22.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 思わない | 10.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無回答 | 3.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| そう思う | 7.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥ 地域で防犯や防災に取り組んでいる | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>「どちらともいえない」という回答が最も多く、31.9%</p> <p>Detailed description: A pie chart showing the distribution of responses for '地域で防犯や防災に取り組んでいる' in Heisei 25. The largest segment is 'どちらともいえない' at 31.9%, followed by 'まあ思う' at 27.2%, 'あまり思わない' at 19.3%, '思わない' at 10.7%, '無回答' at 3.4%, and 'そう思う' at 7.5%.</p> <table border="1"> <tr><th>回答</th><th>割合</th></tr> <tr><td>どちらともいえない</td><td>31.9%</td></tr> <tr><td>まあ思う</td><td>27.2%</td></tr> <tr><td>あまり思わない</td><td>19.3%</td></tr> <tr><td>思わない</td><td>10.7%</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>3.4%</td></tr> <tr><td>そう思う</td><td>7.5%</td></tr> </table> | 回答 | 割合 | どちらともいえない | 31.9% | まあ思う | 27.2% | あまり思わない | 19.3% | 思わない | 10.7% | 無回答 | 3.4% | そう思う | 7.5% | <p>「どちらともいえない」という回答が最も多く、32.3%</p> <p>Detailed description: A pie chart showing the distribution of responses for '地域で防犯や防災に取り組んでいる' in Reiwa 1. The largest segment is 'どちらともいえない' at 32.3%, followed by 'まあ思う' at 28.8%, 'あまり思わない' at 18.8%, '思わない' at 7.2%, '無回答' at 4.5%, and 'そう思う' at 8.4%.</p> <table border="1"> <tr><th>回答</th><th>割合</th></tr> <tr><td>どちらともいえない</td><td>32.3%</td></tr> <tr><td>まあ思う</td><td>28.8%</td></tr> <tr><td>あまり思わない</td><td>18.8%</td></tr> <tr><td>思わない</td><td>7.2%</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>4.5%</td></tr> <tr><td>そう思う</td><td>8.4%</td></tr> </table> | 回答 | 割合 | どちらともいえない | 32.3% | まあ思う | 28.8% | あまり思わない | 18.8% | 思わない | 7.2% | 無回答 | 4.5% | そう思う | 8.4% |
| 回答 | 割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| どちらともいえない | 31.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| まあ思う | 27.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あまり思わない | 19.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 思わない | 10.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無回答 | 3.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| そう思う | 7.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 回答 | 割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| どちらともいえない | 32.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| まあ思う | 28.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あまり思わない | 18.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 思わない | 7.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無回答 | 4.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| そう思う | 8.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【日常生活の悩みや困りごと】

日常生活の中で、あなたや家族が感じる悩みや困りごとは何ですか。(複数回答)



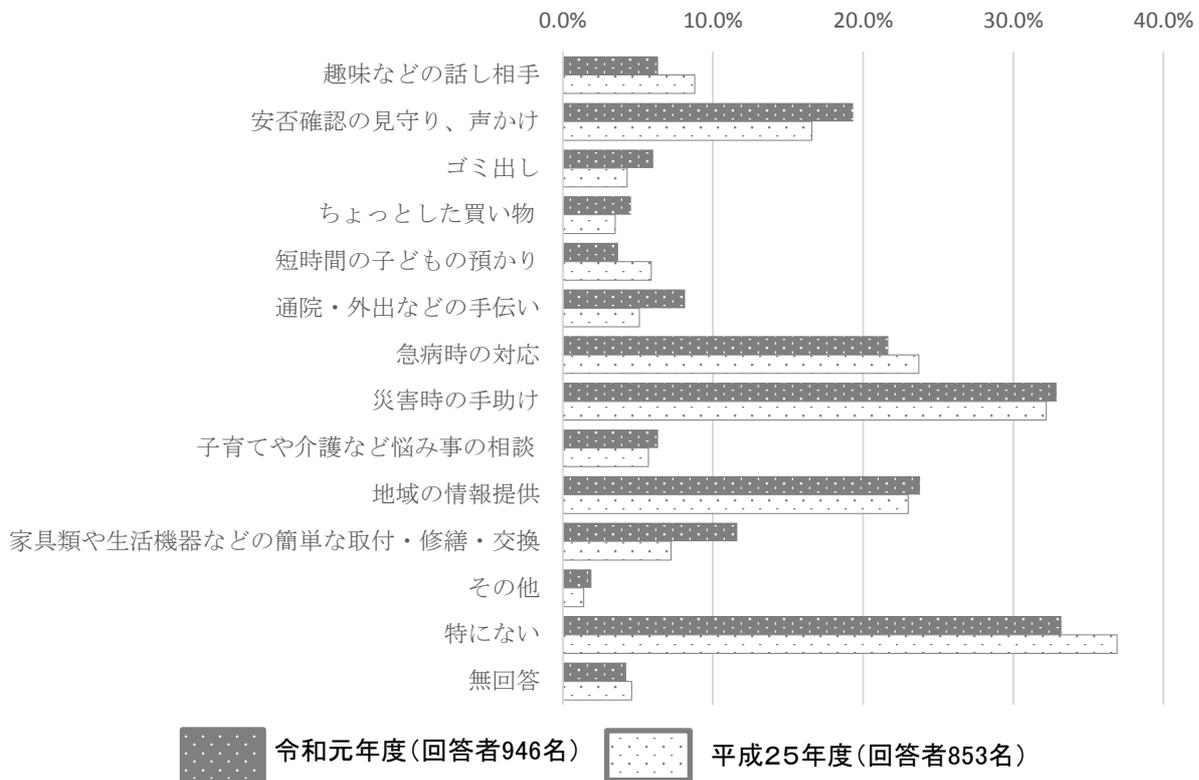
日常生活のなかで感じる悩みや困りごとについて、両年度とも最も多く挙げられたのは、「老後の生活に不安がある」という選択肢で、それぞれ30.0%を超えています。次いで「悩みや困っている事はない」と続きます。一方で、「お金の管理がうまくできない」は、2%程度と両年度とも最も少なくなっています。

●地域での支えあいについて

【地域の人に手助けしてほしいこと】

地域で安心して暮らすために、あなたが地域の人たちに手助けしてほしいことは何ですか。

(複数回答)

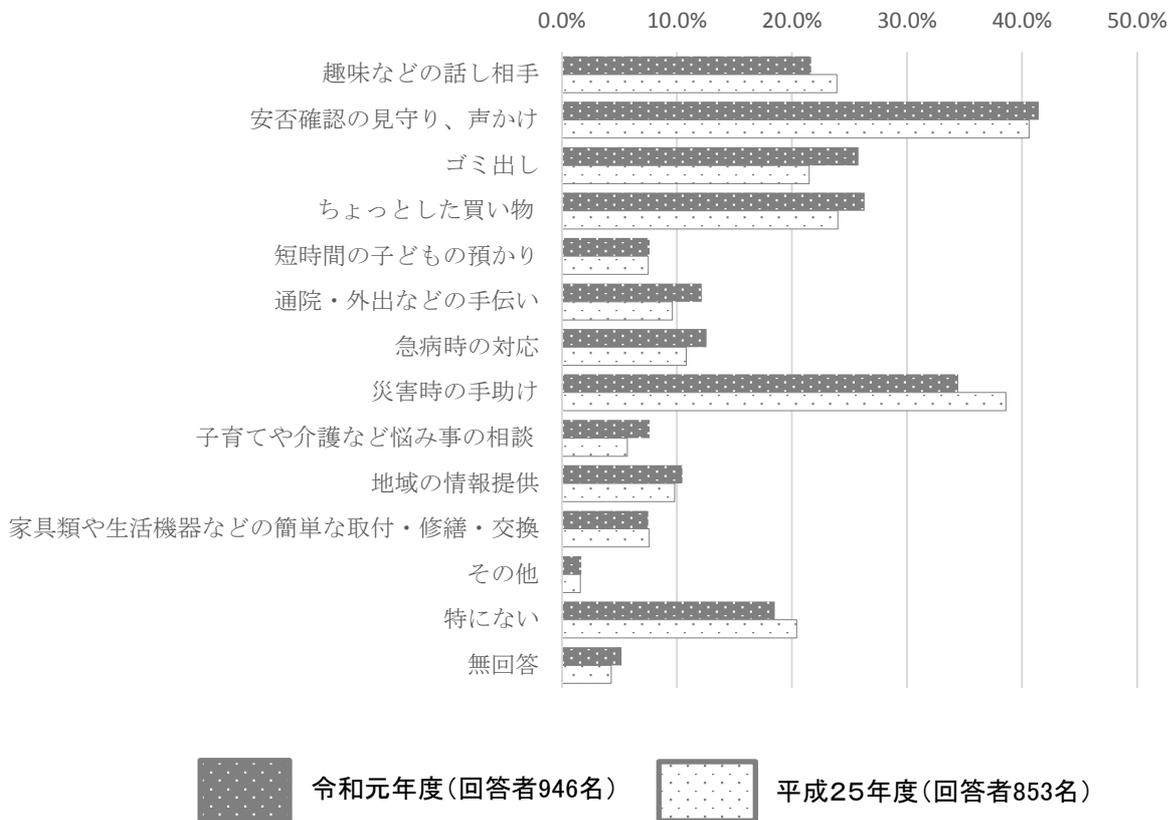


平成25年度は、「特にない」が36.9%と最も多く、次いで「災害時の手助け」の32.2%、「急病時の対応」の23.7%となっています。令和元年度は、「特にない」が33.2%と最も多く、次いで「災害時の手助け」の32.9%、「地域の情報提供」の23.8%となっています。

【自分が地域の人たちにできること】

地域で安心して暮らすために、あなたご自身が地域の人たちにできることは何ですか。

(複数回答)



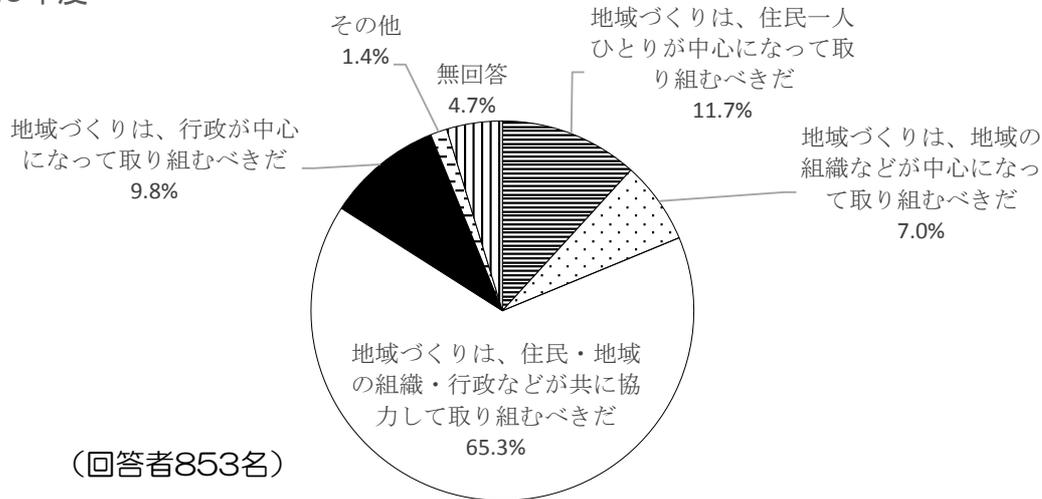
平成25年度は、「安否確認の見守り、声かけ」が最も多く40.6%となり、次いで「災害時の手助け」が38.6%となっています。また、「ちょっとした買い物」が24.0%と3番目に多くなっています。

令和元年度は、「安否確認の見守り、声かけ」が最も多く41.4%となり、次いで「災害時の手助け」が34.5%となっています。また、「ちょっとした買い物」が26.3%と3番目に多くなっています。

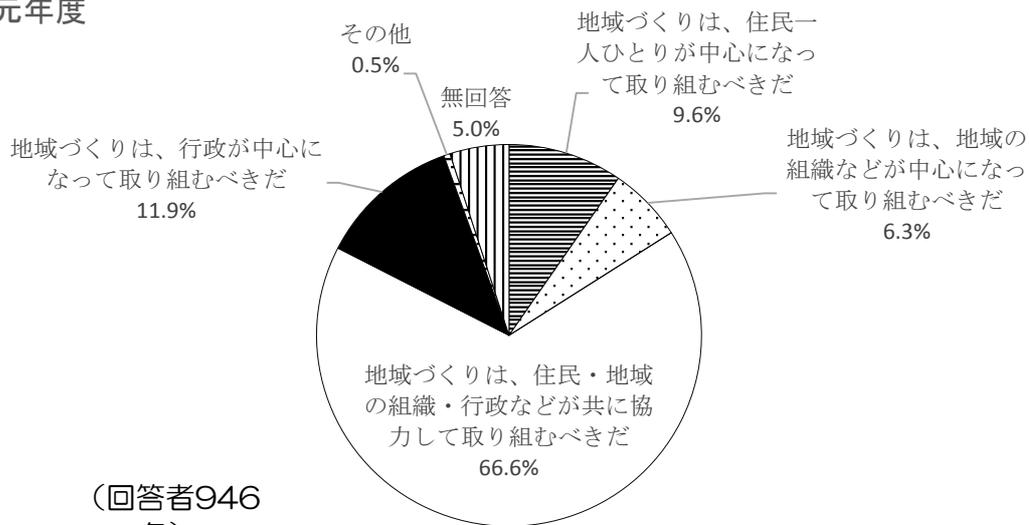
【自分が地域の人たちにできること】

住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくりを実現するために、特に誰が主体となって取り組むべきだと思いますか。

平成25年度



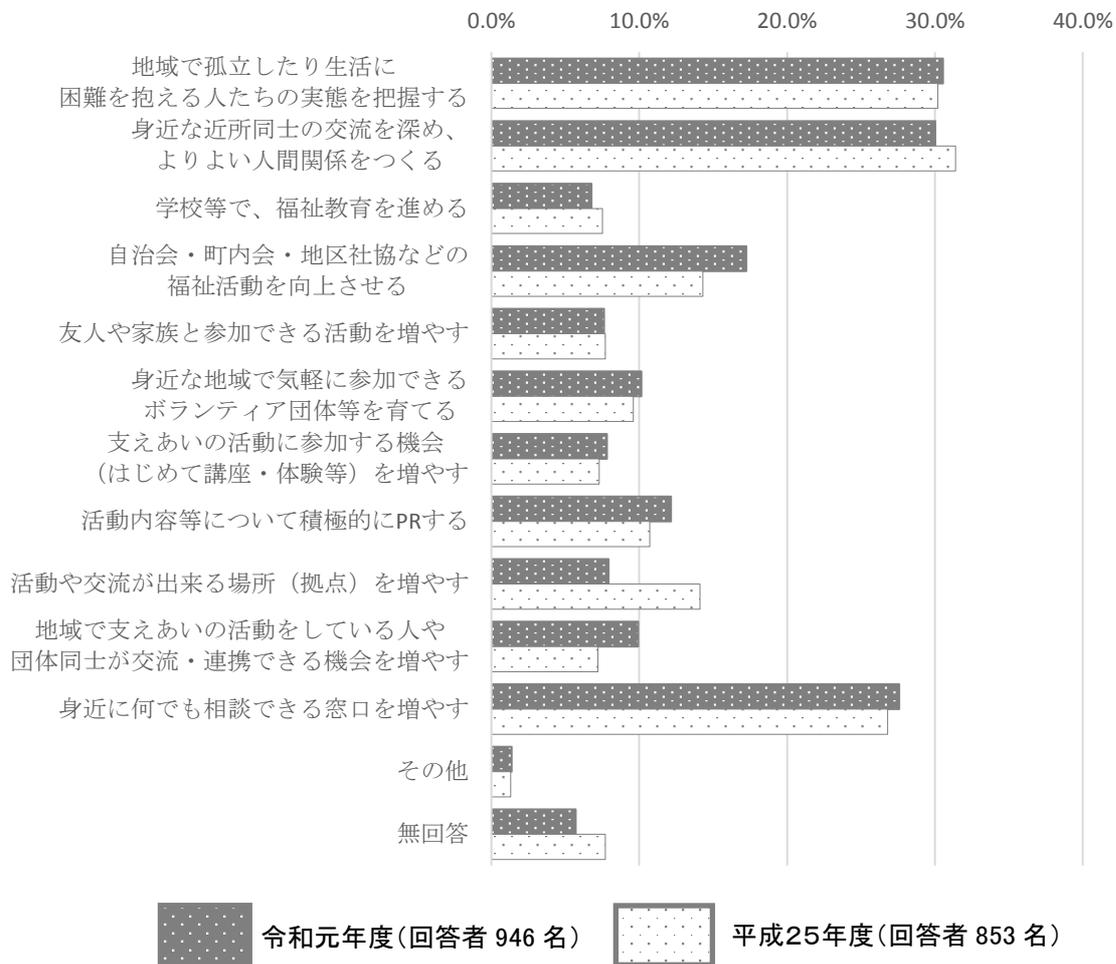
令和元年度



両年度とも、「住民・地域の組織・行政などが共に協力して取り組むべきだ」がそれぞれ6割を占めており、最も多くなっています。平成25年度は、「地域づくりは、住民一人ひとりが中心になって取り組むべきだ」が11.7%と2番目に多くなり、令和元年度は、「地域づくりは、行政が中心になって取り組むべきだ」が11.9%と続いています。

【地域での支えあいに必要なこと】

今後、地域での支えあいを促進するためには、何が必要だと思いますか。(2つまで〇)



平成25年度は、「身近な近所同士の交流を深め、よりよい人間関係をつくる」で、31.4%となり、次いで、「地域で孤立したり生活に困難を抱える人たちの実態を把握する」の30.2%となっています。

令和元年度は、「地域で孤立したり生活に困難を抱える人たちの実態を把握する」が30.5%、次いで、「身近な近所同士の交流を深め、よりよい人間関係をつくる」の30.0%となります。

3. 課題の整理

地域におけるつながりや支えあいのさらなる発展

桶川市では、地域での見守りや声かけなどつながりを育む活動や、各分野での活動があり、また自治会加入率の高さや在住年数の長さからも、全世代を通じて地域との関わりの深さがうかがえます。一方で、高齢化や集合住宅化等により、「地域とつながりをもちにくい」「孤立や困難を抱えている」と感じる市民も少なくなく、地域におけるつながりや支えあいのさらなる充実が必要です。

①市民・地域・行政等の協働による取組

市民意識調査において、全年代・地区を通じて、「市民・地域の組織・行政などが共に協力して取り組む」考えが最も多くなっており、市民・地域・行政等のそれぞれがそれぞれの立場で役割を果たすことで協働して課題解決につなげていくことが重要です。

②市民・地域の意欲と力を活かした地域福祉の推進

市民意識調査において、自分が地域の人たちにできることとして「安否確認の見守り、声掛け」「災害時の手助け」という意見が上がっており、「市民が取り組むこと（自助）」として、地域福祉活動への参加や地域における関係性づくりに積極的に取り組みたいという意見が多く挙がっています。また、「地域が取り組むこと（共助）」でも、活動を担う人材育成・居場所づくりや情報発信などが挙がっており、これらの市民や地域のもつ高い意欲や力を活かした地域福祉を推進していくことが必要です。

③身近な地域での相互理解と支えあいの促進

市民意識調査において、災害や急病などのいざという時や、社会的孤立（孤独死、子育てや介護による孤立・虐待等）に対して、地域での支えあいが必要だという意見が出ており、それらの結果から身近な地域での相互理解と支えあいの促進が重要です。

④誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域づくり

市民意識調査においては、高齢者・障害者・子育て世代など、どのような立場やライフステージであっても安心して生活を送れるために、適切な福祉サービスを利用できることを求める声が増えています。特に昨今の社会情勢では、新型コロナウイルス感染症蔓延に伴い生活に困窮する方も著しく増加しております。どんな些細な悩みであっても相談ができ、誰もが安心していきいきと暮らすことのできるための基盤づくりが重要となっています。

第3章

計画の考え方

1. 基本理念

共に支えあい、いきいきと暮らせる桶川



地域社会のふれあいの中で、共に支えあい、いきいきとした生活を送ることができる地域を目指します。

2. 目指す姿

基本理念を踏まえ、具体的な目指すまちの姿を次のように設定します。

I. 市民・地域・行政等が協働で取り組むまち

様々な地域課題に対して、市民・地域・行政等がそれぞれの立場で協働して取り組むまち

II. 市民・地域の意欲と力を活かすまち

市民活動や地域のつながりづくりに「積極的に取り組みたい」という市民や、地域のもつ高い意欲と力を活かすまち

III. 相互理解と支えあいを育てるまち

市民が、お互いを理解しあい、災害や急病などのいざという時や、社会的孤立（孤独死、子育てや介護による孤立・虐待等）に対して、地域で支えあえるまち

IV. 誰もが安心していきいきと暮らすことのできるまち

高齢者・障害者・子育て世代など、どのような立場やライフステージであっても安心して生活を送れるまち

3. 基本方針

基本理念・目指す姿を踏まえ、基本方針を次のように設定します。

①市民との協働による地域づくり

「桶川市協働推進条例」に基づき、市民・地域（地縁団体、市民団体、企業、事業者など）・行政等が互いに立場及び特性を活かし、地域福祉の推進という共通の目的のために協働して地域づくりを進めます。

②市民の主体的な参画による地域づくり

市民や地域の意欲と力を活かすまちを目指し、活動支援や連携の推進、地域福祉を担う人材の育成を行うことにより、市民の主体的な参画と協働による地域づくりを進めます。

③地域でのつながりをもち支えあう地域づくり

相互理解と支えあいを育てるまちを目指し、人々がつながるために必要な仕組みを構築することにより、お互いに支えあう地域づくりを進めます。

④必要な支援が安心して利用できる地域づくり

地域で生活や人権が守られる活動を推進し、必要な支援を安心して利用できる地域づくりを進めます。

⑤安心・安全でいきいきと暮らせる地域づくり

誰もが安心・安全で、いきいきと快適に暮らせる地域づくりを進めます。

4. 計画の体系



5. 主な取組

(1)位置づけ

「市民意識調査」の調査検討結果及び「桶川市の地域福祉を取り巻く状況」(P9~P14)等を踏まえた「課題の整理」(P24)、また「計画の体系」(P27)等を踏まえ、特に重要度の高いものを「主な取組」として位置づけます。

計画の課題

- 地域におけるつながりや支えあいのさらなる発展

主な取組

- ①市民・地域・行政等の協働による取組
- ②市民・地域の意欲と力を活かした地域福祉の推進
- ③身近な地域での相互理解と支えあいの促進
- ④誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域づくり



(2)設定の視点

「主な取組」は、上記の計画の課題及び計画の体系等を踏まえ、次の視点に基づいて設定します。

●視点1

市民、地縁団体、市民団体、企業、事業者及び市が、立場及び特性を活かし、共通目的のために協働することを必要とする。

●視点2

桶川市の地域福祉を取り巻く社会的潮流、策定委員会・庁内検討委員会による検討結果及び市民意識調査・市民懇談会の調査結果等から、特にニーズが強く、早期に対応が望まれていることを必要とする。

●視点3

地域の中での課題に対して、市民の主体性や意欲を活かしながら、地域のつながりや、行政の支援等との連携により解決を図ることを必要とする。

(3)主な取組の内容

計画の体系の基本方針ごとに、次の事業を重点的に取り組みます。

・基本方針① 市民との協働による地域づくり

桶川市市民活動サポートセンターによる市民活動支援

桶川市市民活動サポートセンターでは、市民活動の実施や交流の場としての会議室・交流サロンの貸し出し、市民活動に関する情報提供、活動に関する相談や研修支援、資料作成のための印刷作業スペースの設置等を通じて、市民活動に関わる団体・市民を支援します。

※市民活動サポートセンターとは、市民活動の情報提供や相談・会議室の貸出し等を行い、市民活動に関わる団体・市民を支援する施設のことです。

- ・ BENIBANA WALK桶川内（1階）
電話 048-786-2400 FAX 048-789-0009



・基本方針② 市民の主体的な参画による地域づくり

ボランティアを担う人材の育成

社会福祉協議会を中心に、ボランティア・市民活動の見本市や情報誌の発行、小中学校への福祉体験学習へのボランティア講師派遣、中高生に対する福祉関連のイベントや施設での活動紹介等を通じて、人材を育成します。

【目標値】 H29 年間活動者 20,000 人 （※H25実績：16,000人）

地域福祉推進体制の整備

地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会と市民、団体、事業者、行政が連携して推進します。特に、地域に密着して福祉活動を行う地区社会福祉協議会の組織化を図り、地域福祉推進体制の基盤づくりを進めます。

【目標値】 H29 地区社協 12 地区 （※H25実績：9地区）



・基本方針③ 地域でのつながりをもち支えあう地域づくり

一人ひとりがつながりをもち支えあう仕組みづくり

桶川市でも都市化の進展に伴い、地域におけるつながりが希薄になっています。孤独死など社会問題化している今日、地域において支えあう仕組みを作るには、お互いが違いを認めあい、尊重しあうことが大切です。そして、一人ひとりがつながる気持ちをもち、地域活動に参加する意識を高めることにより、地域での支えあいや助けあいの基盤づくりを推進します。



生活困窮者に対する支援

生活に困窮している市民に対して、就労その他の自立に関する相談支援や、離職により住宅を失った人を対象とした住宅確保給付金の支給（※期限あり）、就労準備支援・学習支援等を行い、生活保護に至る前の自立支援を行います。

・基本方針④ 必要な支援が安心して利用できる地域づくり

子育て支援センターを通じた子育て中の親子への支援

地域の身近な支援拠点である子育て支援センターを中心に、地域の親子に対して、交流機会（サロン等）や育児相談、子育て支援に関する情報提供、子育てサークル支援等を通じて、子育ての不安解消や子どもの健やかな成長を促進します。

※子育て支援センターとは、育児の相談や情報提供などを行う子育てに関する総合窓口のことです。

- ・【桶川市日出谷子育て支援センター】 桶川市上日出谷 920-7
電話 048-789-2581 FAX 048-787-6530
- ・【桶川市駅前子育て支援センター】 桶川市南 1-1-14
電話 048-774-9979 FAX 048-774-0963

相談支援センターを通じた障害者の地域生活支援

相談支援センターを通じて、障害のある方やその家族が、地域の中で生活するうえで、障害福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための支援、各種情報提供などを行い、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

※相談支援センターとは、障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう相談支援を行う機関のことです。

- ・【わおん】 桶川市坂田 777
電話 048-729-1195 FAX 048-728-7141
- ・【杜の家】 上尾市緑丘 2-2-27
電話 048-778-3531 FAX 048-778-3533



地域包括支援センターを通じた高齢者や家族の総合相談支援

地域包括支援センターを通じて、高齢者や家族等の相談を総合的に受け、主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師などが連携して支援に取り組みます。

※地域包括支援センターとは、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活が続けられるように福祉・保健・医療など、様々な面で支援する機関のことです。

- ・【桶川市地域包括支援センター ハートランド】 桶川市坂田 1725
電話 048-777-7055
担当地区：東、西、南、北、寿、神明、国道西側の坂田、国道西側の加納
- ・【桶川市地域包括支援センター ルーエハイム】 桶川市泉 1-2-5
電話 048-789-2121
担当地区：泉、下日出谷、下日出谷西、鴨川、朝日、若宮
- ・【桶川市地域包括支援センター 社会福祉協議会】 桶川市末広 2-8-8
電話 048-728-2265
担当地区：末広、国道東側の坂田、坂田東、国道東側の加納、篠津、五丁台、舎人新田、小針領家、倉田、赤堀
- ・【桶川市地域包括支援センター ねむのき】 桶川市川田谷 5830-1
電話 048-783-5311
担当地区：上日出谷、川田谷

・基本方針⑤ 安心・安全でいきいきと暮らせる地域づくり

避難行動要支援者名簿の作成による助けあいの仕組みづくり



災害時に自力で迅速に避難することが困難な人の名簿を作成し、その情報を利用して災害時に身近な市民等が手助けをできる支援体制を整備することで、いざという時に誰もが助けあいの中で安全に避難ができるような地域づくりにつなげます。

元気でいきいきと過ごす市民の健康づくり

いつまでも健康で元気に過ごすことは誰もの願いです。
桶川市では、健康体操事業や健康長寿いきいきポイント事業、スポーツ教室などの事業を通じて市民の健康づくりを推進します。

・(新規) 共通事項1 体制整備に関する事項

重層的支援体制整備事業への取組み

個人や世帯が抱える複雑化・複合化した問題を関係機関の連携により解決するため、重層的支援体制整備事業に取り組めます。

また、同事業内においては、「人と人がつながるきっかけづくり」や桶川市役所及び地域福祉活動センター内に「福祉の総合相談窓口」の機能を新たに設けます。

・(新規) 共通事項2 見守り・支え合いに関する事項

参加支援・地域づくり事業への取組み



新たなつながりやきっかけを求める方へ居場所や活動団体等を紹介しコーディネートする活動に取り組めます。

また、活動団体等の状況把握や「取り組みたい」という思いへの支援を併せて行います。

・(新規) 共通事項3 権利擁護に関する事項

成年後見制度利用促進に向けた取組み



成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」の位置づけを地域福祉計画内に定めます。

また、計画内においては、地域連携ネットワークの構築のほか中核機関の設置に関して明記を行います。

第 4 章

施策の展開

施策の展開

本章では、市民意識調査や地域福祉計画推進委員会、パブリックコメントを通じて皆様からいただいた意見等を踏まえて、各施策の柱ごとの方向性と、「市民」「地域」「行政等」のそれぞれが取り組む内容を示しました。

なお、「市民」「地域」「行政等」における役割分担の主な内容は、以下のとおりです。
 (※詳細は第6章『計画を推進するために』1(2)「役割分担」を参照)

| | |
|------------|---------------------------------|
| 市民 | 地域福祉に対する理解、交流と活動参加、見守りや支えあい等 |
| 地域 | 各組織の特性を活かした連携、人材育成、情報発信等 |
| 行政等 | 人材や団体の育成と活動支援、地域福祉の基盤整備、相談窓口の充実 |

1. 活動支援や交流・連携の推進

・市民や団体同士のネットワークづくり

<施策の方向>

地域の中で市民や団体同士が互いの力や意欲を活かしながら、地域福祉を押し進めていけるようつながりを深める施策の充実に努めます。

●市民が取り組むこと

- ・身近な隣近所や、地域での行事、活動に関心を持つ
- ・自ら積極的に交流や参加に取り組んで、地域とのつながりを持つ

●地域で取り組むこと

- ・市民が気楽に集まったり、活動等に参加してつながりをもてるような身近な地域での機会を増やす
- ・地域の中で、活動団体同士が分野や団体を超えて連携して、互いの活動を発展、強化していく



(地域でできることを、書き込んでみましょう!)

●行政等が取り組むこと

| 取り組む内容 | 事業 |
|-------------------------------------|---|
| 市内の地域福祉活動、ボランティア活動の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動センター事業 (社会福祉協議会) ・ボランティア・市民活動センター事業 (社会福祉協議会) |
| イベントを通じて、市民や団体同士が交流、つながりの機会をもてる場の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・おながわ春のふれあいフェスタ事業 (社会福祉協議会、環境課、生涯学習文化財課) |
| 子育て支援ネットワークづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援団体の育成 (子ども未来課) ・子育てグループのネットワークづくりの推進 (子ども未来課) |

・**地域における活動の場や交流機会の提供**

＜施策の方向＞

地域の中で、様々な年代や立場の人が交流したり、自らの意欲と力をもって活動できる場所や機会を提供します。

●**市民**が取り組むこと

- ・自分の意欲や力を活かせる活動や交流の機会に積極的に参加する
 (例… 高齢者：いきいき健康農園
 障害者：障害者交流サロン
 子育て世代：ファミリー・サポート・センター、児童館)

●**地域**で取り組むこと

- ・地域の中での活動場所や交流機会となるような、イベント（お祭り・地域の行事・スポーツ等）や居場所づくりを行う

15 (地域でできることを、書き込んでみましょう！)

●**行政等**が取り組むこと

| 取り組む内容 | 事業 |
|------------------|---|
| 地域における活動・交流の場の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター事業 (高齢介護課) ・老人福祉センター事業(高齢介護課) ・地域活動支援センター事業 (障害福祉課) ・児童館事業(子ども未来課) ・ファミリー・サポート・センター事業 (子ども未来課) ・子育て支援センター事業(子ども未来課) ・いきいき健康農園事業(高齢介護課) ・地区別体育祭事業(スポーツ振興課) ・食事サービス事業(社会福祉協議会) ・しゃきょう食堂事業(社会福祉協議会) ・ふれあい囲碁大会/ふれあい将棋大会 (老人福祉センター) ・地域ふれあい事業(社会福祉協議会) ・障害者交流サロン(社会福祉協議会) ・子ども料理教室(児童館) ・子育てコンシェルジュにおける子育て世代包括支援センター事業(保育課) ・地域交流会「あそぼう会」(保育所) |

2. 協働を推進する地域づくり

・地域における協働の推進体制の整備

<施策の方向>

地域福祉を市全域で推進していくために、市民活動団体同士や関係機関が地域において連携できる体制を構築します。

●市民が取り組むこと

- ・地域の身近なつながりや関わりのある活動等を通じて、市民同士や団体間での交流や連携につなげる

●地域で取り組むこと

- ・活動団体同士が、日頃から顔を合わせて地域の事を話しあい、情報共有や交流、地域での活動に協力して取り組むなど、連携を深めるとともに、それぞれの活動を発展・強化させる

（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

●行政等が取り組むこと

| 取り組む内容 | 事業 |
|---------------------|--|
| 地域の協働事業やネットワーク体制の支援 | ・ 桶川市市民活動サポートセンター事業（自治文化課） ・ 市民との協働事業（全課） |

3. 地域福祉を担う人材の育成

・福祉教育と啓発の推進

<施策の方向>

地域の中で支援を必要としている高齢者や障害者などへの理解を深めるとともに、一人ひとりが共に支えあえる地域をつくることのできるよう、福祉教育と啓発を充実します。

●市民が取り組むこと

- ・地域の中で共に生活している高齢者や障害者、子ども等について関心と理解を深める
- ・日頃の挨拶や行事（地域活動）に参加して、互いに交流する
- ・社会福祉協議会の講座や事業等を活用して、地域福祉について学ぶ

●地域で取り組むこと

- ・地域の中で様々な立場、年代の人と行事等で交流し、理解し合う
- ・日頃から互いに声をかけあい、支えあいの地域をつくる
- ・地域の中で、福祉教育に関する勉強会等を開催する



（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

●行政等が取り組むこと

| 取り組む内容 | 事業 |
|--------------|---|
| 福祉教育・学習機会の充実 | ・福祉に関する体験活動・交流活動（学校支援課） ・福祉教育活動支援事業（社会福祉協議会） |

・**地域福祉活動への参加促進**

＜施策の方向＞

地域を市民一人ひとりの力でよりよくするための活動や、多様なボランティア活動等、市民の活動への意欲と参画を促進します。

●**市民**が取り組むこと

- ・地域の身近な活動に積極的に参加する
- ・地域の活動に、隣近所や友人等を誘い合って参加する

●**地域**で取り組むこと

- ・気軽に参加しやすい身近な場所で活動を展開する
- ・地域の中で、活動内容を積極的に周知する

 (地域でできることを、書き込んでみましょう！)

●**行政等**が取り組むこと

| 取り組む内容 | 事業 |
|-------------------------|---|
| 福祉活動の関心を高める、ボランティア体験の促進 | ・ボランティアスクール事業 (社会福祉協議会) |
| 福祉活動(イベント等)の周知及び参加促進 | ・おけがわ春のふれあいフェスタ事業 (社会福祉協議会、環境課、生涯学習文化財課) |

・**地域で活躍する人材の育成**

＜施策の方向＞

市民の知恵や力及び経験を活かし、これからの地域福祉を担う次世代の人材を桶川市全体で育成します。

●**市民**が取り組むこと

- ・各種養成講座に参加したり、人材バンクに登録するなどの活動を通じて、地域活動に積極的に参加して自らの能力を向上させ、活動に活かす

●**地域**で取り組むこと

- ・地域の人材を発掘し、地域行事や活動の場において、力を発揮してもらう機会を積極的に設ける
- ・地域で人材を発掘する



(地域でできることを、書き込んでみましょう！)

●**行政等**が取り組むこと

| 取り組む内容 | 事業 |
|-------------------------|--|
| 福祉人材（手話通訳者、奉仕員）の養成 | ・福祉人材養成事業（障害福祉課） |
| 地域の様々な分野で活躍する人材の育成 | ・健康づくりサポーター養成講座（健康増進課） ・桶川市職員出前講座（生涯学習文化財課） |
| 様々な特技をもつ市民・団体の情報集約とその活用 | ・桶川み・ら・い塾 人材バンク（生涯学習文化財課） |

4. 地域活動(団体)への支援

・ボランティア団体、NPO等活動支援

<施策の方向>

市民の主体性を活かして、多様な分野に取り組むボランティア団体、NPO等の活動が実現するように、支援や情報発信等を行います。

●市民が取り組むこと

- ・ 関心のある分野や内容の活動に積極的に参加する
- ・ 団体の活動内容を身近な人達に紹介する（既に参加している市民の場合）

●地域で取り組むこと

- ・ ボランティア団体、NPO等の活動に活発に取り組み、地域の中での交流、見守り等の活動に活かしていく



（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

●行政等が取り組むこと

| 取り組む内容 | 事業 |
|---------------|---|
| ボランティア活動の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動支援事業（社会福祉協議会） ・ 地域福祉活動推進事業（社会福祉協議会） ・ 福祉団体活動推進事業（社会福祉協議会） |
| 地域活動の支援及び情報発信 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 桶川市市民活動サポートセンター事業（自治文化課） ・ 地域福祉活動センター事業（社会福祉協議会） |

・町内会や自治会、地区社会福祉協議会の活動促進

<施策の方向>

地域における身近なつながり、支えあいを担う組織である町内会や自治会、地区社会福祉協議会の活動を促進し、支えあいの地域づくりの基盤を強化します。

●市民が取り組むこと

- ・身近な地域の行事等に積極的に参加する
- ・自分の特技や趣味を活かして活動に参画する

●地域で取り組むこと

- ・地域の人材やネットワークを活かした活動に取り組む
- ・今まで地域とつながりの無かった人も積極的に活動に巻き込む



(地域でできることを、書き込んでみましょう!)

●行政等が取り組むこと

| 取り組む内容 | 事業 |
|-------------------------|------------------------------|
| 自治会活動の支援・加入促進 | ・自治会活動の促進（自治文化課） |
| 市内全域における地区社会福祉協議会の組織化推進 | ・地区社会福祉協議会の組織づくりの推進（社会福祉協議会） |

5. 支えあう地域づくり

・孤立防止のための見守りや声かけの推進

<施策の方向>

地域の中で誰もが孤立することなく、何らかの生活上の困難を抱える場合でも、早期に発見して適切な支援につなげられるよう、日常での見守りや声かけを通じた安否確認のさらなる充実に努めます。

●市民が取り組むこと

- ・日頃から身近な知り合い同士で顔の見える関係を持つ
- ・地域で支援を必要とする人や気になる人（高齢者・障害者・子育てに悩んでいる人など）がいたら、見守りや声かけを行う

●地域で取り組むこと

- ・地域の中でつながりをもてずに孤立している人を把握し、見守りや声かけ等を行う人材を育てる
- ・誰でも気軽に参加しやすい活動や居場所づくりを地域で実践する



（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

●行政等が取り組むこと

| 取り組む内容 | 事業 |
|-----------------------|--|
| 地域における多様な見守りや声かけ活動の推進 | <ul style="list-style-type: none">・高齢者安心見守りネットワーク事業（高齢介護課）・配食サービス事業（高齢介護課）・民生委員の見守り活動（社会福祉課） |

・生活困窮者への支援

＜施策の方向＞

地域生活の中で、経済的な問題等を抱えた生活保護に至る前の段階の市民が、自立した生活を送ることができるよう、解決に向けた取組を行います。

●市民が取り組むこと

- ・地域の中で生活等に悩み、問題を抱えている人がいないか気にかけて、必要に応じて周囲や行政等の専門機関に相談する（支援につなげる）

●地域で取り組むこと

- ・地域において、生活面や医療面などで課題を抱える人がいる現状を地域全体で見守り、声かけや必要に応じて関連機関との連携を推進する



（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

●行政等が取り組むこと

| 取り組む内容 | 事業 |
|-------------------------|--|
| 生活の相談事業や就労支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業（社会福祉課） ・住居確保給付金の支給事業（社会福祉課） ・就労準備支援事業（社会福祉課） |
| 生活に困窮している家庭、子どもに対する学習支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・就学援助事業（学務課・学校支援課） ・学習支援事業（社会福祉課） |
| 福祉資金の貸出し | <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金の貸付事業（社会福祉協議会） |

6. 必要な支援につなげる地域づくり

・情報提供の充実

<施策の方向>

地域における様々な活動、サービスや各種支援についての情報を地域の中で共有できる仕組みを整えるとともに、多様な媒体による情報提供や、情報取得が困難な人への配慮をします。

●市民が取り組むこと

- ・自身の関わる活動等や地域生活に関わる情報を、周囲で必要としている人に発信する

●地域で取り組むこと

- ・福祉に関する情報や地域の情報を共有する



(地域でできることを、書き込んでみましょう!)

●行政等が取り組むこと

| 取り組む内容 | 事業 |
|------------------|---|
| 多様な媒体による情報の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・「広報おけかわ」事業（秘書広報課） ・「声の広報」事業（秘書広報課） ・桶川市ホームページ事業（秘書広報課） ・桶川市公式Twitter（秘書広報課） ・桶川市公式Facebook（秘書広報課） ・桶川市公式Line（秘書広報課） |
| 情報を得ることが困難な人への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・要約筆記者の派遣事業（障害福祉課） ・手話通訳者の設置・派遣事業（障害福祉課） |

●相談支援体制の整備

＜施策の方向＞

日常生活の中で困りごとが生じたときに相談できる機関や窓口の情報を一体的に周知していくとともに、多様な媒体・手段による、対象者ごとにきめ細かい相談に応じる体制をつくります。

●市民が取り組むこと

- ・地域の中でのつながり、交流を通じて気軽に相談しあえる関係を持つ

●地域で取り組むこと

- ・地域の中で悩みを抱える人がいれば、行政等の専門機関につなげる
- ・市内の相談機関に関する情報を地域の中で共有する



(地域でできることを、書き込んでみましょう!)

●行政等が取り組むこと

| 取り組む内容 | 事業 |
|------------------|--|
| 福祉ニーズに応じた相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者家族相談員紹介事業（障害福祉課） ・障害者相談支援業務（障害福祉課） ・子ども家庭総合支援拠点による相談支援（子ども未来課） ・児童発達支援センター事業（児童発達支援センター） ・健康相談事業（老人福祉センター） ・お立ち寄り健康相談・電話相談事業（健康増進課） ・子育て支援センター事業（子ども未来課） ・教育相談事業（学校支援課（教育センター）） ・いじめ・不登校対策事業（学校支援課） ・人権相談事業（人権・男女共同参画課） |
| 多様な手段による相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・「こどもと家庭なんでも相談」事業（子ども未来課） ・「いつでも子育てメール相談」事業（子ども未来課） |
| 身近な地域での相談体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・地或包括支援センター事業（高齢介護課） ・ふれあい福祉相談事業（社会福祉協議会） |

・福祉サービスの向上

<施策の方向>

各種研修や苦情解決制度による改善などを通じて、各事業者のサービスの質の向上を図ります。

●市民が取り組むこと

- ・福祉サービスの利用の際には、適切な選択ができるように情報を集める
- ・事業所や社会福祉協議会の相談窓口を活用する

●地域で取り組むこと

- ・福祉サービスを提供する事業所や関係機関（地域包括支援センター等）、苦情解決制度の仕組みなどの情報を地域の中で共有し、必要としている人に伝える

（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

●行政等が取り組むこと

| 取り組む内容 | 事業 |
|--------------------|----------------------------------|
| 市の苦情等への迅速な対応 | ・行政への苦情対応（全課） |
| 福祉サービス専門職員の確保と質の向上 | ・ケアマネジャーへの支援事業（高齢介護課、地域包括支援センター） |

7. 安心・安全の地域づくり

・防災・防犯対策の充実

<施策の方向>

日頃からの地域のつながりを活かした、災害や犯罪を防ぐ地域づくりに取り組みます。

●市民が取り組むこと

- ・身近にいる災害時に手助けが必要な人や、減災のために自らできること（備蓄、避難路の確認など）に取り組む
- ・日頃から子どもや高齢者等への見守りや声かけを行う

●地域で取り組むこと

- ・市や消防署等と協働して、防災等の意識向上を図る
- ・地域の中で、災害時に支援が必要な人の情報を共有して、いざという時の避難誘導や安否確認を行えるようにする
- ・身近な範囲での防犯（声かけ）に取り組むとともに、警察等の関係機関と協働して周知（チラシ、キャンペーン等）を図る
- ・地域の防犯推進員の活動を充実させる



（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

●行政等が取り組むこと

| 取り組む内容 | 事業 |
|-----------------|---|
| 避難行動要支援者の支援体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の作成（社会福祉課・障害福祉課・高齢介護課・子ども未来課・安心安全課） |
| 地域防犯対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・防犯用チラシの配布（安心安全課） ・街頭キャンペーン実施（安心安全課） ・消費生活相談事業（自治文化課） ・地域防犯推進事業（安心安全課） |

・緊急対策の充実

<施策の方向>

ひとり暮らしの高齢者や重度の障害のある人等が、自宅で急病や事故など生命に関わる緊急事態が発生した際に、早急に助けを呼べる地域での体制を充実させます。

●市民が取り組むこと

- ・日頃から、近隣で声をかけあい、緊急時と思われる場合には通報等を行う
- ・「緊急情報システム」や「福祉電話貸与」の制度を利用し、また必要な人に紹介する

●地域で取り組むこと

- ・地域の中で、病気や障害を抱えている人などを把握し、緊急時には救助を呼べるつながりをつくる



(地域でできることを、書き込んでみましょう!)

●行政等が取り組むこと

| 取り組む内容 | 事業 |
|----------------|---|
| 緊急時における支援体制の整備 | ・緊急通報システム事業（高齢介護課） ・福祉電話貸与（高齢介護課） ・徘徊高齢者等家族支援サービス事業（高齢介護課） ・救急医療情報キット事業（高齢介護課） |

●**権利を擁護する取組の充実**

＜施策の方向＞

誰もが安心、安全に地域生活が送れるよう、成年後見制度や地域の関係者による協議会を通じて、地域で生活するあらゆる立場の人達の権利を擁護する仕組みの普及と活用に努めます。

●**市民**が取り組むこと

- ・成年後見制度など、権利を守る制度を知ることにより、必要に応じて活用する

●**地域**で取り組むこと

- ・「成年後見制度」、障害者や児童（特に虐待問題など）の地域生活の権利を擁護する意識を共有する
- ・虐待等の問題が地域で起こっている場合に、行政等の専門機関につなげる

 (地域でできることを、書き込んでみましょう！)

●**行政等**が取り組むこと

| 取り組む内容 | 事業 |
|------------------|--|
| 権利擁護事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業（高齢介護課・障害福祉課） ・日常生活自立支援事業（社会福祉協議会） |
| 障害者や児童の地域生活支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・上尾市・桶川市・伊奈町地域自立支援協議会運営（障害福祉課） ・障害者虐待防止センター事業（障害福祉課） ・要保護児童対策地域協議会運営（子ども未来課） |

8. 誰もがいきいきと快適に暮らせるまちの整備

・誰にでもやさしいまちの推進

<施策の方向>

地域にある施設などを誰もが利用しやすいように、ユニバーサルデザインの考えに基づき、公共交通機関や道路、公園なども含めた総合的なバリアフリーのまちづくりを推進します。

●市民が取り組むこと

- ・誰にでも使いやすいまちになるよう、違法、迷惑となるような駐車、駐輪をしないようにする
- ・障害等により道路や駅、施設などの利用に際して困っている人を見かけたら声をかける

●地域で取り組むこと

- ・適切な駐車、駐輪のマナーや運転のマナー、困っている人に対する声かけなどを地域の中で啓発する
- ・地域の中で、安心して使える道路、トイレなどのバリアフリーに関する施設の情報をマップなどにまとめて共有する



(地域でできることを、書き込んでみましょう！)

●行政等が取り組むこと

| 取り組む内容 | 事業 |
|------------------|--|
| 安全に移動できる道路等の基盤整備 | ・安全に移動できる道づくり(安心安全課、街路・大規模道路推進課、道路河川課、区画整理課、駅東口整備推進課) |
| 利用しやすい施設の整備 | ・利用しやすい施設の整備(建築課、都市計画課、契約管財課、教育総務課、企画課、駅東口整備推進課) ・わかりやすい案内表示の設置(全課) |

・外出や移動支援の取組

<施策の方向>

誰もが快適に外出や移動ができ、生活が営めるよう、高齢者や障害者などの外出支援に取り組みます。

●市民が取り組むこと

- ・外出、移動の支援が必要な人に対して、出来る範囲で協力をする

●地域で取り組むこと

- ・地域の中で活動や交流に参加したい意欲をもちながらも、高齢や障害等により外出、移動が自分では難しい人に対してボランティアなどによる支えあいに取り組む



(地域でできることを、書き込んでみましょう!)

●行政等が取り組むこと

| 取り組む内容 | 事業 |
|-----------------|---|
| 移動手段の確保と充実 | <ul style="list-style-type: none">・福祉タクシー等事業 (障害福祉課)・移送サービス事業 (社会福祉協議会)・福祉車両貸し出し事業 (社会福祉協議会)・路線バス及び市内循環バス路線の充実 (企画課・安心安全課) |
| 高齢者や障害者の方への外出支援 | <ul style="list-style-type: none">・身体障害者自動車運転免許取得費補助事業 (障害福祉課)・身体障害者自動車改造費補助事業 (障害福祉課) |

●**健康でいきいきと暮らす取組**

＜施策の方向＞

地域でいつまでもいきいきと暮らすことができるよう、健康づくりや生きがいづくりの充実に取り組みます。

●**市民**が取り組むこと

- ・体操、健康教室、スポーツなど、人々と交流しながら自分が楽しみ、続けられる活動に参加して、心身共に健康で活動できるようにする

●**地域**で取り組むこと

- ・市民同士が誘いあいながら、楽しく健康づくりができるように、市の事業や講座及び地域の自主的な活動の情報を周知する



(地域でできることを、書き込んでみましょう!)

●**行政等**が取り組むこと

| 取り組む内容 | 事業 |
|----------------|--|
| 市民の健康づくりの支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談（健康増進課） ・健康体操事業（健康増進課） ・健康遊具の設置（都市計画課） ・特定健康診査・健康診査（保険年金課） ・スポーツ教室（スポーツ振興課） |
| 高齢者の健康づくり事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康長寿いきいきポイント事業（高齢介護課） ・いきいき健康農園事業（高齢介護課） |

第5章
中間期見直しで
新たに取り組む事項

1. 社会福祉法の改正について

平成29年の社会福祉法一部改正を踏まえて、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」の整理を行い、以下の3つの共通して取り組む事項を定めました。

(1) 体制整備に関する事項

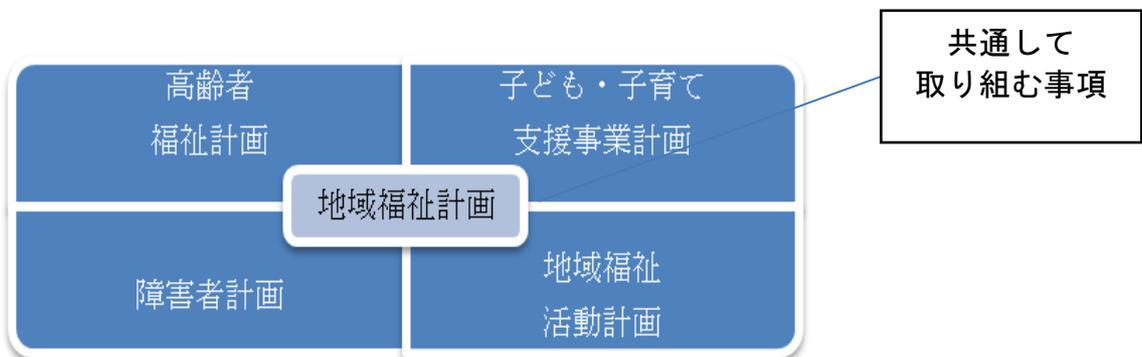
令和4年度より重層的支援体制整備事業（※）に移行し、新たな取組を行います。

(2) 見守り・支え合いに関する事項

新たなつながりを求める方へ居場所やきっかけを紹介し、活動を応援します。

(3) 権利擁護に関する事項

今後の高齢化社会を見据え、成年後見制度利用促進基本計画に関する事項を新たに明記します。



※ 重層的支援体制整備事業とは、令和元年度に、有識者による「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」が、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、の3つの支援を一体的に行う新たな事業の創設を行うべき旨の最終取りまとめを行い、これを踏まえ、新事業として「重層的支援体制整備事業」を創設することを柱とする社会福祉法等の一部改正が行われました。

本市においては、令和4年度から同事業に移行し地域福祉の推進を進めていきます。

(1) 体制整備に関する事項

・重層的支援体制整備事業への取り組み

<施策の方向>

重層的支援体制整備事業実施にあたり、市役所及び地域福祉活動センター内に福祉の総合相談窓口を設けワンストップ型の支援を行います。

また、新たなつながりを求める方へ居場所やきっかけを紹介し、つながりづくりを応援する取り組みを進めます。

●市民が取り組むこと

- ・新たなつながりや居場所を求める方に、つながりづくりを応援してくれる場所があることを伝える

●地域で取り組むこと

- ・地域で行う活動に参加を希望する方に居場所を提供する。



(地域でできることを、書き込んでみましょう!)

●行政等が取り組むこと

| 取り組む内容 | 概要 |
|--------------|--|
| 参加支援事業の実施 | 新たなつながりを求める方へ地域等様々な団体とつながるきっかけづくりを応援します。 |
| アウトリーチ等事業の実施 | 自ら支援を求めることができない人を対象に、積極的なアウトリーチ(家庭訪問)を行います。 |
| 多機関協働事業の実施 | 複合化した相談者の課題解決に向けて支援関係機関が連携し、課題解決に向けて支援を進めます。 |

(2) 見守り・支え合いに関する事項

・ **ボランティア等活動者を支援する取組み**

<施策の方向>

活動を行うおけがわボラネット登録団体等がどのような点に課題（活動しづらい）を感じているかを知り、対応方法を検討します。

● **市民**が取り組むこと

- ・どのような取組みが行われているか情報収集を行う
- ・知っている団体情報を求める身近な人達に紹介する

● **地域**で取り組むこと

- ・地域で団体がより活動しやすいようにサポートする



（地域でできることを、書き込んでみましょう！）

● **行政等**が取り組むこと

| 取り組む内容 | 概要 |
|-----------------|---|
| 共助の基盤づくり事業の実施 | おけがわボラネット登録団体等にアンケート等を用いて調査を行い、活動を行う中での課題点を把握します。 |
| 活動をサポートする取組みの実施 | 活動を行う上での課題点等を把握し、行政がサポートできる点を検討していきます。 |

【 共助の基盤づくり事業について 】

本市が令和4年度より取り組む重層的支援体制整備事業内で必須事業として取り組むものであり、以下のいずれかの事業実施を想定したものととなります。

- ① 地域の福祉ニーズを把握するために必要となる事業
- ② 地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出・推進を図るために必要となる事業
- ③ 地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るための事業

(3) 権利擁護に関する事項

●**成年後見制度利用(促進)への取組み(成年後見制度利用促進計画)**

＜施策の方向＞

成年後見制度利用促進計画策定にあたり、地域連携ネットワークの構築、及び中核機関の設置に取り組めます。

また、本計画を成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画に位置付けます。

●**市民**が取り組むこと

- ・ 成年後見制度について知る機会を持つ。
- ・ 成年後見制度利用について相談する機会を持つ。

●**地域**で取り組むこと

- ・ 成年後見制度について地域で考える機会を持つ。



(地域でできることを、書き込んでみましょう!)

●**行政等**が取り組むこと

| 取組む内容 | 概要 |
|---------------|---|
| 地域連携ネットワークの構築 | ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援 ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備 ③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築 の3つの役割を念頭に、地域連携ネットワークを構築します。 |
| 中核機関の設置 | 地域連携ネットワークには、関係する機関や団体とのコーディネート役が必要となることから、これを中核機関として設置します。 |
| 成年後見制度の利用促進 | 後見等の申立をする親族がない場合に、後見人等を選任する審判を市長が申し立てることで、対象となる方の財産管理や身上保護を行います。 また、後見人等の報酬助成を行い、制度を必要とする人が利用につながるよう支援します。 |

2. 地域福祉活動センターの再整備について

地域福祉活動センターについては、平成3年4月の開館以降多くの福祉団体の活動の場として利用がなされてきました。しかし、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。そのため、そういった社会環境の変化に対し、地域福祉の拠点施設とするため再整備を行っております。

<施策の方向>

地域福祉活動センター内において3つの基本方針実現に向けた取り組みを進め、地域福祉を推進します。

●市民が取り組むこと

- ・地域福祉活動センター内における取り組み内容の情報を知ります。
- ・地域福祉活動センターにおける取り組み内容を必要に応じて、身近な人に紹介します。

●地域で取り組むこと

- ・地域福祉活動センターを地域の活動場所として活用します。

●行政等が取り組むこと

| 取り組む内容 | 概要 |
|-------------------------|--|
| 居場所づくりの実施 (基本方針Ⅰ) | 施設の認知度向上に向けた取り組みを行い、新たな方同士が出会うきっかけづくりを促進します。 |
| 地域福祉の推進活動の実施 (基本方針Ⅱ) | 誰でも気軽にボランティア活動の参加できる機会や場を提供します。 |
| 相談体制の確立 (基本方針Ⅲ) | 何でも気軽に相談できる福祉の総合相談窓口機能を新たに設けます。 |

第6章

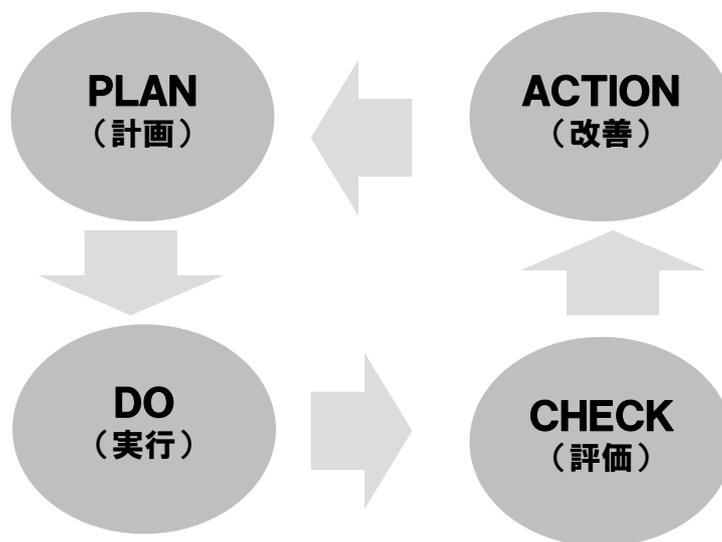
計画を推進する ために

1. 推進体制の整備と役割分担

(1) 計画推進の考え方

本計画の実施期間において、適切に事業等が推進されているかどうかについて進行管理を行うことが不可欠であり、各取組の進行状況を継続的に把握・評価する事が必要となります。

そのためには、計画、実行、評価、改善の4段階を繰り返すことによって、各取組の継続的な改善を行い、本計画の将来像の実現を推進します。



(2)役割分担

本計画における具体的な事業や取組を進めるにあたって、地域住民のほか、各種団体、ボランティア、NPO法人、社会福祉事業者等が展開の担い手となるとともに、行政等で事業の推進や支援を行います。本計画において、それぞれの役割を明確にしなが、協働・連携して計画を進めます。

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">市民</p> | <p>市民意識調査や市民懇談会等の結果からは、「市民が取り組むこと」として、地域福祉活動への参加や地域における関係性づくり（見守り・声かけ等）に積極的に取り組みたいという意見が数多く出されました。</p> <p>地域福祉への理解を深めるとともに、身近な場所での交流、様々な地域活動・ボランティア活動への参加、近所での見守り・支えあいなど、身近な範囲で出来るところから積極的に地域福祉に取り組んでいく。</p> |
| <p style="text-align: center;">地域</p> | <p>市民意識調査や市民懇談会等の結果からは、「地域が取り組むこと」として、活動を担う人材育成・居場所づくりや情報発信などが出され、また、災害や急病などのいざという時や、社会的孤立（孤独死、子育てや介護による孤立・虐待等）に対して、地域での支えあいが重要だという意見も多く出されました。</p> <p>各組織（各種団体、ボランティア、NPO法人、企業、社会福祉事業者等）が持つそれぞれの特性を活かしなが、地域でのネットワークを活用した地域福祉の推進・人材の育成・地域や活動に関する情報発信等に取り組んでいく。</p> |
| <p style="text-align: center;">行政等</p> | <p>市民意識調査や市民懇談会等の結果からは、市民や地域のもつ高い意欲と力を活かした地域福祉の推進、高齢者・障害者・子育て世代など、どのような立場やライフステージであっても安心して生活を送れるための適切な福祉サービスを利用できるための課題や必要性を整理しました。</p> <p>行政・社会福祉協議会等では、地域福祉が総合的に推進されるよう、地域福祉を担う人材や団体の育成・活動支援（場や情報の提供等）、地域での見守り・支えあいなどを実現するための基盤整備、地域生活を支えるための福祉サービスの情報提供や相談窓口の充実等に取り組めます。</p> |

2. 計画の進行管理

(1) 進行管理方法

地域福祉計画は今後、計画の進行状況や新たな課題等について協議する組織を設け、新たな状況に対応するように計画の調整を行い、進行管理を図ります。また、6年目

(令和3年度)で、社会情勢の変化・他計画の状況等も踏まえ、計画の中間見直しを行います。

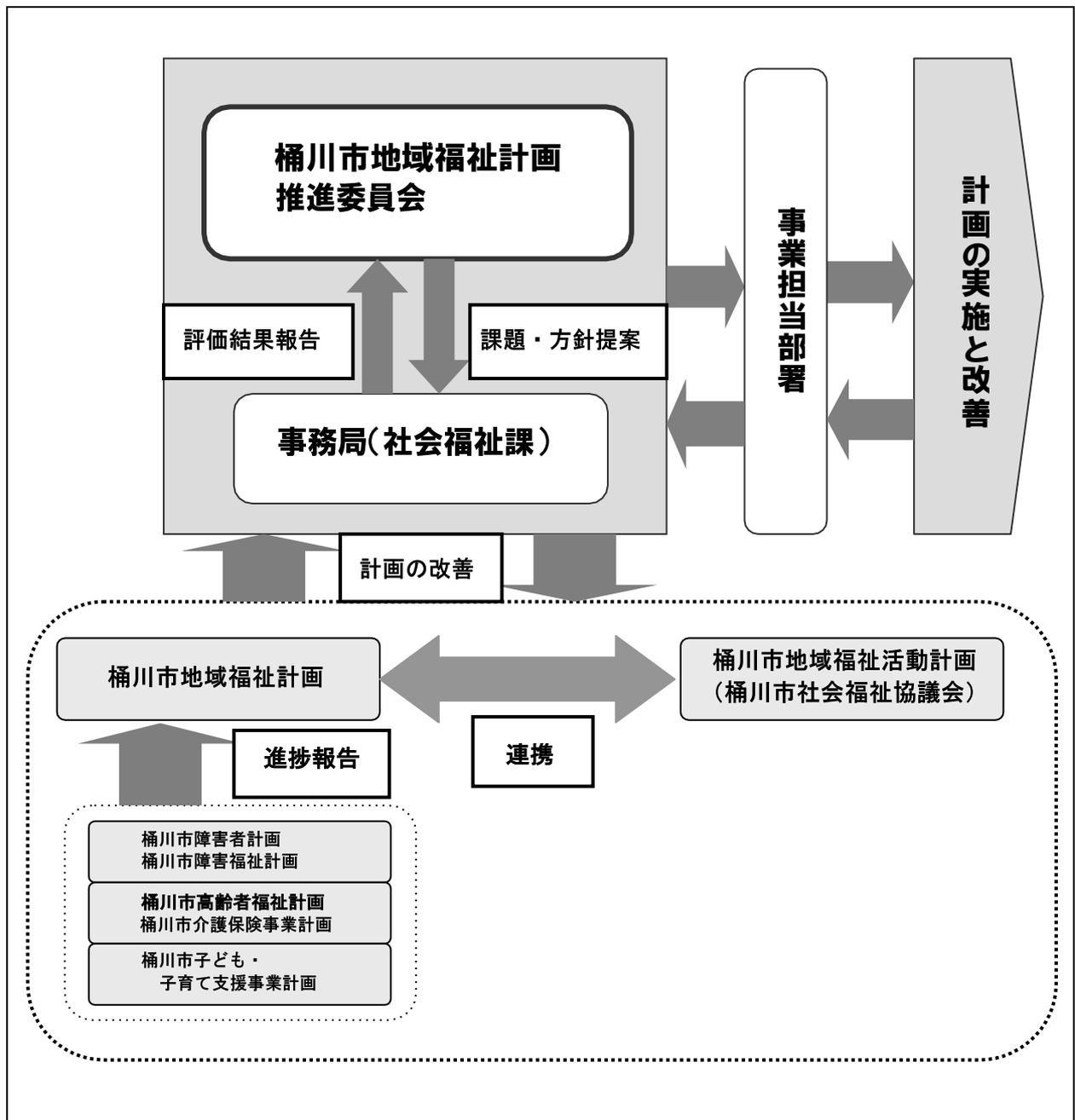
(2) 計画の推進体制

桶川市地域福祉計画策定委員会の委員を中心とした「桶川市地域福祉計画推進委員会」を設置し、計画の進行管理の確認と評価を行います。

(3) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられています。市の策定した「地域福祉計画」と社会福祉協議会の策定した「地域福祉活動計画」は相互に連携し、地域福祉の推進を図ります。地域住民、ボランティア団体、その他事業者、行政などがそれぞれの役割を果たし、また連携を深めながら地域の福祉課題に取り組んでいきます。

<進行管理体制図>



資料

1. 桶川市地域福祉計画策定要領

桶川市地域福祉計画策定要領を次のように定める。

(平成25年6月25日市長決裁)

桶川市地域福祉計画策定要領

第1 趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に定められた計画であり、地方自治体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、社会福祉法第4条に示された地域福祉の理念を達成するための方策の一つとなっている。桶川市第五次総合振興計画では、地域社会のふれあいの中で、共に支え合い、いきいきとした生活を送ることができるよう、住みよい社会環境づくりの実現に向け、地域福祉施策を位置づけている。今後、地域福祉の推進にあたっては、多様化する地域福祉の課題に対応していくため、自分自身による「自助」、地域における支え合いや助け合い活動を行う「共助」、公的な福祉サービスを提供する「公助」、また、地域の諸課題を行政と地域の人々が共に協力し合って解決する「協働」の取り組みがますます重要となってきている。

地域福祉計画は、これらの取り組みの根幹となる計画であり、福祉分野の個別計画（第3次桶川市障害者計画、第3期桶川市障害福祉計画、第六次桶川市高齢者福祉計画、第五次桶川市介護保険事業計画、桶川市次世代育成支援行動計画等）の地域福祉推進に関する分野を共有することから、地域の広範な生活課題にも対応できるよう、「桶川市地域福祉計画」を策定する。

第2 計画期間

計画期間は、桶川市第五次総合振興計画及び福祉分野の個別計画との整合性を図りつつ、平成27年度から平成36年度までの10年計画とする。

第3 計画策定の考え方

① 計画の方向性。

桶川市第五次総合振興計画及び福祉分野の個別計画との整合性を図りながら本市の地域福祉を推進する共通の目標となる地域福祉の基本理念及び将来像を掲げる。

② 計画の基本目標及び基本方針を設定する。

計画に掲げる基本理念及び将来像の実現に向けて、分野別に基本目標と基本方針を設定し、施策体系の取り組む内容とする。

③ 市民との協働により地域福祉を推進する計画にする。

市民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、地域の諸課題を市（行政）や関係団体、地域の人々が協力し合って解決に向けて取り組む「協働」の内容とする。

④ 少子高齢社会の進行に対応する計画にする。

少子高齢社会の一層の進行により起因する諸課題を地域福祉の視点から解決するとともに地域の絆や活動を高める取り組み内容とする。

⑤ 安心・安全に暮らせるまちづくりに対応する計画とする。

災害時の要援護者、高齢者等の孤立化などを予防するため、関係機関との連携と地域の人々が共に支え合い、安心・安全に暮らせる取り組み内容とする。

⑥ 市民の力で地域の福祉を高める計画とする。

自分の能力を活かして生きがいを持って地域活動に参加し、地域の福祉活動を高める内容とする。

第4 策定の体制

計画の策定にあたっては、計画の策定プロセスそのものが地域福祉の推進につながるよう、市民参加による計画づくりとし、策定後には市と市民との協働による地域福祉が実践できる計画とする。また、計画検討のための庁内体制として、桶川市地域福祉計画庁内検討委員会及び市民体制として、桶川市地域福祉計画策定委員会（別図参照）を組織し、社会動向や地域福祉のニーズを把握していくとともに、これらの課題を整理したうえで、地域福祉の基本理念や基本目標、施策の体系に沿って、地域福祉計画を策定していく。また、地域福祉計画の策定後における計画の進行管理を行う体制を構築する。

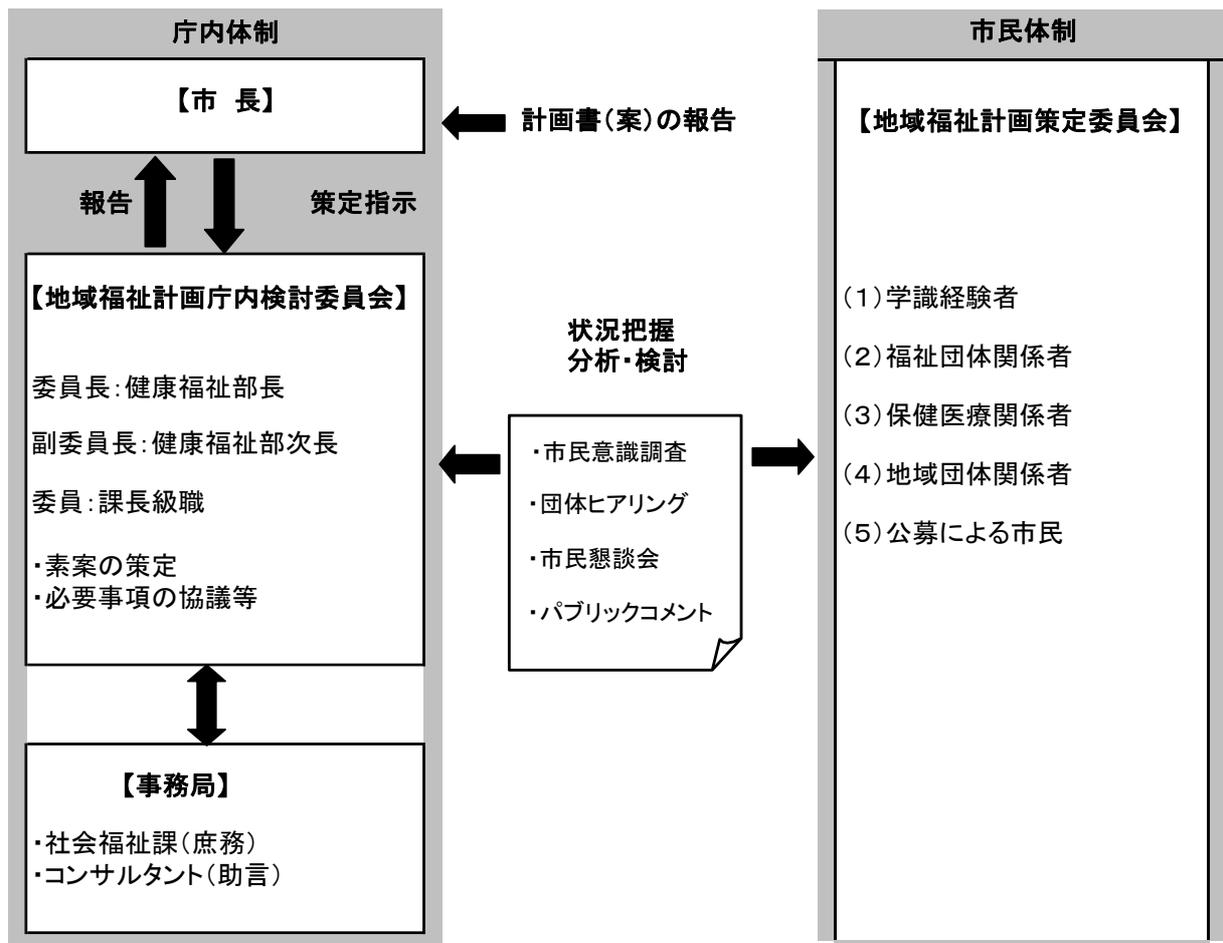
第5 庶務

策定に関する庶務は、健康福祉部社会福祉課とする。

第6 その他

この要領は、決裁の日から施行する。

〈桶川市地域福祉計画策定体制図〉



2. 桶川市地域福祉計画策定委員会設置要綱

桶川市地域福祉計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

(平成25年6月28日市長決裁)

桶川市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 桶川市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、市民、関係者等の幅広い参画を得て、その意見を反映させることを目的として、桶川市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事項は、地域福祉を推進するための総合的な視点で計画を検討し、市長に報告することとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 地域団体関係者
- (5) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長の指名するところによる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、第2条の報告をもってその効力を失う。

3. 桶川市地域福祉計画策定委員会委員名簿(◎は委員長、○は副委員長)

(敬称略)

| No. | 団体・機関 | | 所属と氏名 | |
|-----|-----------|---------------------------------------|--------------------------------|----------------|
| 1 | 学識 経験者 | 大学職員 | 立教大学 コミュニティ 福祉学部福祉学科 教授 | ◎平野 方紹 |
| 2 | 福祉団体 | 社会福祉協議会 | 社会福祉法人 桶川市社会福祉協議会 地域福祉担当主査 | ○島村 政志 |
| 3 | | 民生委員・ 児童委員協議会 | 桶川市民生委員・児童委員協議会副会長 | 定行 哲子 |
| 4 | | 地域包括 支援センター | 桶川市地域包括支援センター ルーエハイム 管理者 | 田村 智彦 |
| 5 | | 障害者施設 | 社会福祉法人彩明会 障害者支援施設 りんごの家 施設長 | 白石 孝之 |
| 6 | | 桶川市身体障害者相談員 | | 小林 孫一 |
| 7 | | 桶川市知的障害者相談員 | | 伊藤 政子 |
| 8 | | 地域活動支援センター 芽生えの会 施設長 桶川市精神障害者家族相談員 | | 島村 直子 |
| 9 | | 保関健保 医療 | 医師会 | 桶川北本伊奈地区医師会副会長 |
| 10 | 地域団体 | 区長会 | 桶川市区長会副会長 | 磯田 基一 |
| 11 | | 老人クラブ | 桶川市老人クラブ連合会理事 | 小池 司尚 |
| 12 | | 小中学校PTA | 桶川市PTA連合会会長 | 青木 健志 |
| 13 | | 自主防災組織連絡 協議会 | 桶川市自主防災組織連絡協議会会長 | 藤澤 久男 |
| 14 | 公募市民 | | | 勝瀬 邦夫 |
| 15 | 公募市民 | | | 富澤 捷男 |

※平成27年4月1日 計画策定時

4. 桶川市地域福祉計画庁内検討委員会設置要綱

桶川市地域福祉計画庁内検討委員会設置要綱を次のように定める。

(平成25年6月28日市長決裁)

桶川市地域福祉計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 桶川市地域福祉計画（以下「計画」という。）に関する計画の立案及び素案の策定を行うため、桶川市地域福祉計画庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の素案の策定及び関係部署間の施策の連携・調整に関すること。
- (2) 計画に係る調査及び研究に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって組織し、委員長に健康福祉部長、副委員長に健康福祉部次長をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由があるときは、他の職員を代理人として出席させることができる。この場合において、第2項の規定の適用については、当該委員が出席したものとみなす。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、計画の策定をもってその効力を失う。

5. 桶川市地域福祉計画庁内検討委員会委員名簿(◎は委員長、○は副委員長)

| No. | 職名 | 氏名 | |
|-----|--------------------|--------------|-------------|
| | | 平成26年3月31日まで | 平成26年4月1日から |
| 1 | 健康福祉部長 | ◎ 嶋根健治 | ◎ 小山三郎 |
| 2 | 健康福祉部次長 | ○ 小山三郎 | ○ 新井孝雄 |
| 3 | 秘書広報課長 | | 岩崎克浩 |
| 4 | 企画課長 | 関根昌美 | 堀口守 |
| 5 | 人権・男女共同参画課長 | 安田直弘 | |
| 6 | 総務課長 | | 梅津克広 |
| 7 | 自治文化課長 | 廿樂和彦 | 折原和彦 |
| 8 | 安心安全課長 | 天沼貞良 | 稲垣裕司 |
| 9 | 障害福祉課長 | 桐生典広 | |
| 10 | 高齢介護課長 | 小山三郎 | 椎橋康弘 |
| 11 | こども支援課長 | 金子由則 | |
| 12 | 児童発達支援センターいずみの学園所長 | 八尋伸彦 | |
| 13 | 保育課長 | 小高稔 | |
| 14 | 健康増進課長 | 田辺奈緒子 | |
| 15 | 都市計画課長 | 町田次男 | 廿樂和彦 |
| 16 | 学校支援課長 | 倉品幸二 | 家徳丈夫 |
| 17 | 生涯学習スポーツ課長 | 榎本隆彦 | |

※平成27年4月1日 計画策定時

6. 桶川市地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成 29 年 8 月 16 日
告示第 161 号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定により策定した桶川市地域福祉計画(以下「計画」という。)の推進を図るため、桶川市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の進捗状況の把握に関すること。
- (2) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 地域団体関係者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を各 1 名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(報告)

第 7 条 委員長は、第 2 条に掲げる事項を審議した場合には、その結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

7. 桶川市地域福祉計画推進委員会委員名簿(◎は委員長、○は副委員長)

| No. | 区 分 | 所 属 | 氏 名 | 役 職 |
|-----|--------|--------------------|-----------------|-------------------------------|
| 1 | 学識経験者 | 東洋大学国際学部 国際地域学科 | 藪長 千乃 | 東洋大学国際学部 国際地域学科 教授 |
| 2 | 福祉関係団体 | 桶川市民生委員 児童委員協議会 | 中村 文雄 | 桶川市民生委員・ 児童委員協議会会長 |
| 3 | | 桶川市社会福祉協議会 | 島村 政志 | 桶川市社会福祉協議会 地域支えあい課 課長 |
| 4 | | 桶川市地域包括 支援センター | 工藤 節子 | 桶川市地域包括支援 センター ねむの木 管理者 |
| 5 | | 障害者施設代表者 | 白石 孝之 | 社会福祉法人彩明会 理事長 |
| 6 | | 身体障害者相談員 | 山岸 友之丞 | 桶川市身体障害者福祉会 会長 |
| 7 | | 知的障害者相談員 | 野田 恵子 | 桶川市手をつなぐ親の会 会長 |
| 8 | | 精神障害者家族相談員 | 島村 直子 | おけがわ福祉会 理事 |
| 9 | | 保健医療 関係団体 | 桶川北本伊奈 地区医師会 | 桶川北本伊奈地区医師会 理事 |
| 10 | 地域団体 | 桶川市区長会 | 新井 隆喜 | 桶川市区長会 |
| 11 | | 桶川市老人クラブ連合会 | 大島 正明 | 桶川市老人クラブ連合会 幹事 |
| 12 | | 桶川市 PTA 連合会 | 上 佐良 | 桶川市 PTA 連合会 顧問 |
| 13 | | 桶川市自主防災 組織連絡協議会 | 大沢 良平 | 桶川市自主防災組織連絡 協議会 会長 |
| 14 | | 川田谷地区社会 福祉協議会 | 伊藤 薫 | 川田谷地区社会福祉協議会 相談役 |
| 15 | 公募の市民 | | 清水 幸子 | |

(敬称略)

8. 「桶川市協働推進条例」

平成25年3月27日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、協働に関する基本的事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、もって豊かな市民社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 協働 市民、地縁団体、市民団体、企業及び事業者及び市が、お互いの立場や特性を活かしながら、共通の目的のために協力して取り組む行為及び活動をいう。

(2) 市民等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市民(市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動する者をいう。)

イ 地縁団体(町会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。)

ウ 市民団体(市民が主体的に組織した団体をいう。)

エ 企業及び事業者(市内で事業を営む法人又は個人をいう。)

(3) 市 市長その他の執行機関をいう。

(4) 提案事業 地域の課題解決を図るために行う、次の事業をいう。

ア 地縁団体又は市民団体(以下「市民公益活動団体」という。)が提案する事業

イ 市が設定したテーマに対し、市民公益活動団体が企画提案する事業

(基本理念)

第3条 市民等及び市は、次に掲げる基本理念に基づき、協働を推進する。

(1) 互いの違いを認め合い、多様で開かれたつながりを創造すること。

(2) それぞれの強みを生かし、人、地域及び社会を成長させ、次世代につなげていくこと。

(協働の原則)

第4条 市民等及び市は、協働を行うときは、互いの自主性を尊重し、理解し合うとともに、広く市民の共感が得られるよう努めるものとする。

2 市民等及び市は、情報が互いの共有財産であることを認識するとともに、協働を行うときには、分かりやすい形で双方向から発信し、その活用に努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、地域の一員であることを自覚し、地域社会への関わりを持つよう努めるものとする。

2 市民等は、協働を行うときは、自らの意見及び行為に責任を持ち、公益のために主体的に取り組むよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、市民等の知恵と力を引き出し、協働を総合的かつ効果的に推進するものとする。

2 市は、市民等が、本市の協働の推進において重要な役割を担い、又はそれが期待されることから、これらによる公益を目的とする活動を支援するものとする。

3 市は、人のつながりが協働の基盤であることを踏まえ、多様で開かれたコミュニティづくりを支援するものとする。

4 市は、職員に協働への理解を促し、それに取り組む意欲を高めるとともに、職員が協働に関わることができる場を広げるものとする。

(協働の人づくり)

第7条 市民等及び市は、協力して協働の担い手の育成に努めるものとする。

(地域における協働の仕組みづくり)

第8条 市民等及び市は、地域の特性や特色を生かすための活動又は地域の課題等をともに考えて解決するための活動を行う場を設けるとともに、これらの活動を行うための組織を育成するよう努めるものとする。

2 市は、市民等が他の市民等とともに前項に規定する活動が、協働の基盤となることを踏まえ、これらの活動を支援するものとする。

(提案事業の実施)

第9条 市長は、提案事業の提案又は企画提案を市民公益活動団体から受けたときは、当該提案事業について、提案又は企画提案した者（以下「提案者」という。）と協議した上で、第11条の桶川市協働審議会に諮問し、当該提案事業の実施の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、提案者に通知するとともに、その内容を公表しなければならない。

(協定の締結)

第10条 前条第1項の規定により提案事業の実施の決定を受けた事業の提案者及び市は、提案事業の実施に当たっては、協定を締結し、相互の役割、実施期間その他の提案事業の実施に関し必要な事項を明らかにするものとする。

(協働審議会の設置等)

第11条 市長は、協働の推進を図るため、桶川市協働審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 協働の推進に関する諸施策に関すること。

(2) 提案事業の審査及び評価に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協働の推進に関すること。

3 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

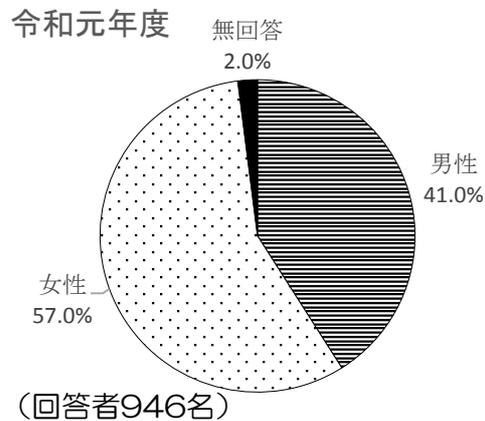
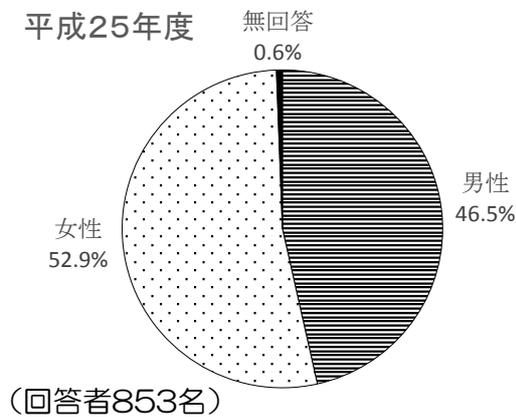
9. 桶川市地域福祉に関する市民意識調査結果ダイジェスト版

回答者ご本人について



問1. あなたの性別をお答えください。

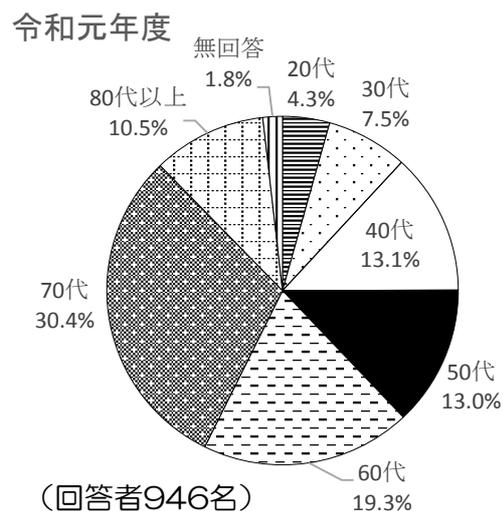
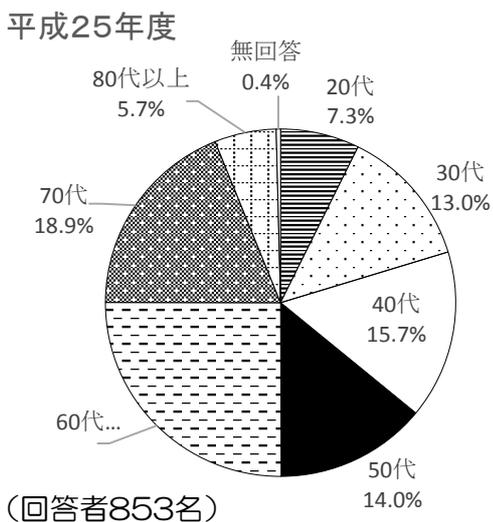
1. 男性 2. 女性



「女性」は52.9%から57.0%に推移し、「男性」は46.5%から41.0%に推移。両年度とも「男性」よりも「女性」がやや多くなっています。

問2. あなたの年齢をお答えください。

1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代
5. 60代 6. 70代 7. 80代以上

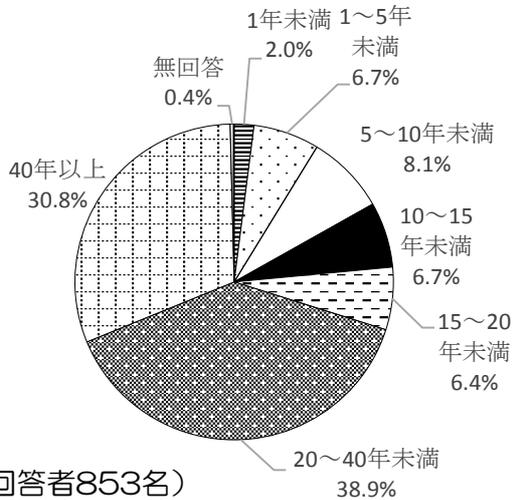


平成25年度は「60代」の回答者が最も多く、25.1%となり、次いで「70代」の18.9%と続いています。令和元年度は「70代」が最も多くなり30.4%、次いで「60代」の19.3%となっています。

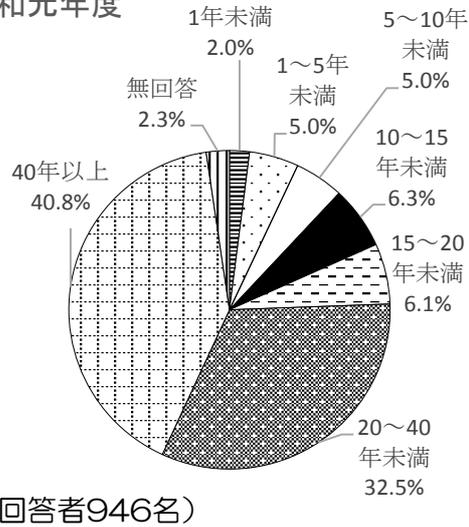
問3. 桶川市の在住年数をお答えください。該当する番号に○をつけてください。

1. 1年未満 2. 1～5年未満 3. 5～10年未満 4. 10～15年未満
5. 15～20年未満 6. 20～40年未満 7. 40年以上

平成25年度



令和元年度

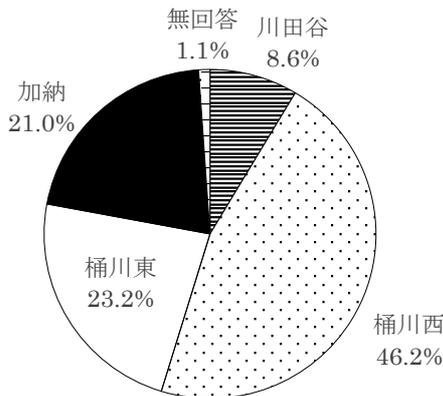


在住年数については、平成25年度は「20年～40年未満」の回答者が最も多く、38.9%。令和元年度は「40年以上」が最も多く40.8%。両年度とも在住年数が20年以上の人は全体の約7割です。

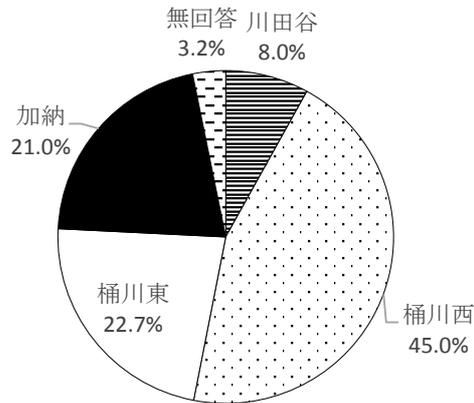
問4. お住まいの地区はどこですか。該当する番号に○をつけてください。

1. 川田谷 2. 桶川西 3. 桶川東 4. 加納

平成25年度



令和元年度



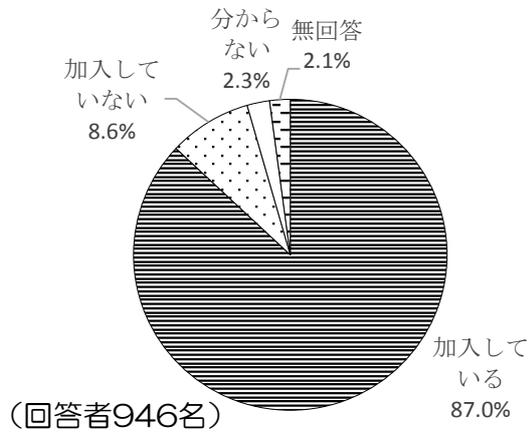
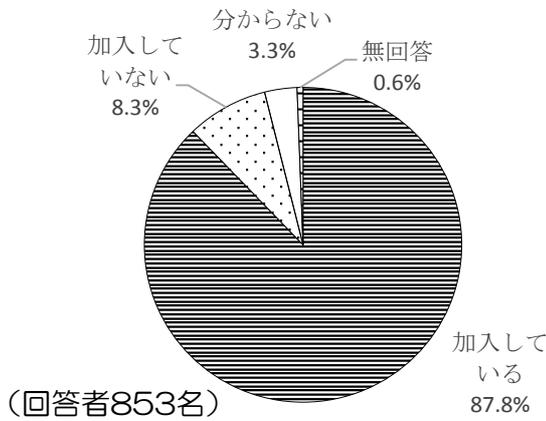
在住地区は、両年度とも「桶川西」が最も多く、回答者が最も少ない地区は「川田谷」となっています。

問5. あなたの世帯は自治会（町内会）に加入していますか。

1. 加入している 2. 加入していない 3. 分からない

平成25年度

令和元年度



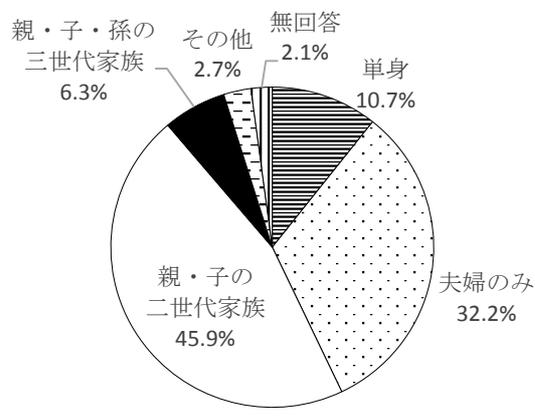
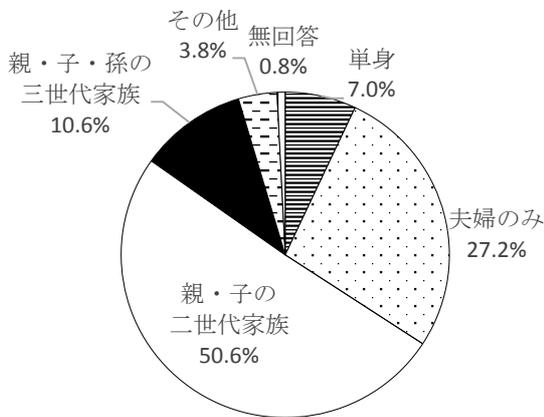
自治会（町内会）に「加入している」世帯は両年度も8割となり、「加入していない」世帯は全体の1割を下回っています。

問6. ご家族の構成についてお答えください。該当する番号に○をつけてください。

1. 単身 2. 夫婦のみ 3. 親・子の二世世代家族
4. 親・子・孫の三世世代家族 5. その他

平成25年度

令和元年度

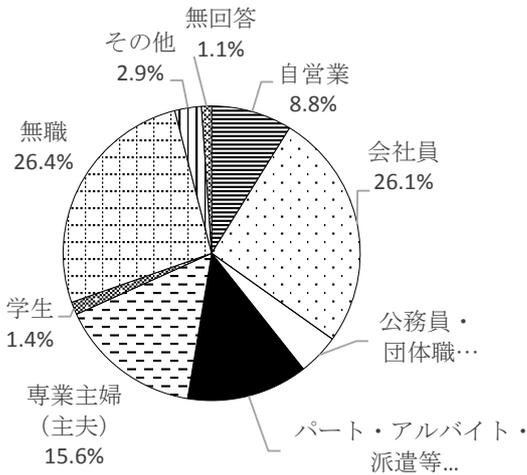


平成25年度は「親・子の二世世代家族」が最も多く、50.6%、次いで「夫婦のみ」世帯が27.2%となっています。令和元年度は、「親・子の二世世代家族」が最も多く、45.9%、次いで「夫婦のみ」世帯が32.2%となっています。また、令和元年度は、「単身」が増加し、「親・子・孫の三世世代家族」が減少しました。

問7. ご職業は何ですか。該当する番号に○をつけてください。

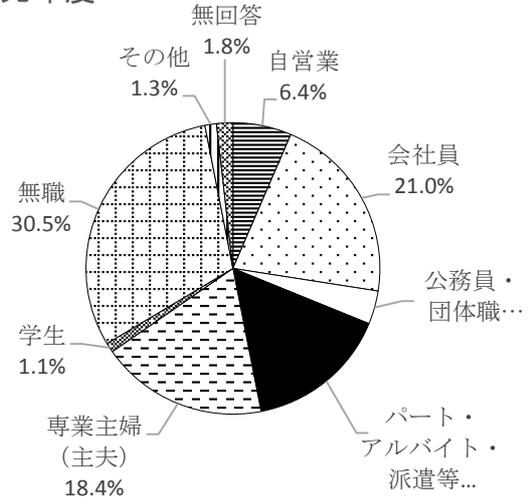
- | | |
|-------------|------------------|
| 1. 自営業 | 2. 会社員 |
| 3. 公務員・団体職員 | 4. パート・アルバイト・派遣等 |
| 5. 専業主婦（主夫） | 6. 学生 |
| 7. 無職 | |
| 8. その他（具体的に | ） |

平成25年度



(回答者853名)

令和元年度



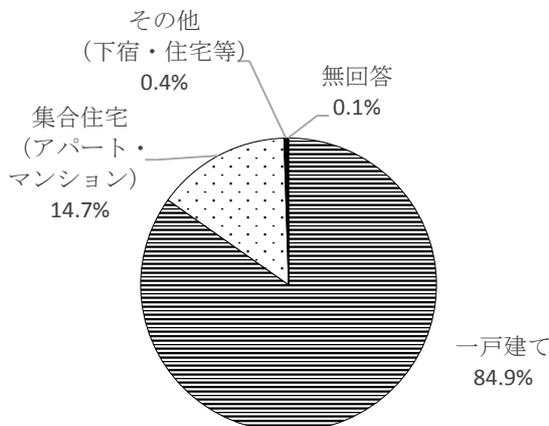
(回答者946名)

平成25年度は、「無職」が最も多く26.4%、続いて「会社員」の26.1%、「専業主婦（主夫）」の15.6%となっています。令和元年度は、前回に引き続き「無職」が最も多く30.5%を占め、次いで「会社員」21.0%、「専業主婦（主夫）」18.4%と続いています。また、「専業主婦（主夫）」「学生」「無職」の割合は、5割を占めています。

問8. お住まいについてお答えください。該当する番号に○をつけてください。

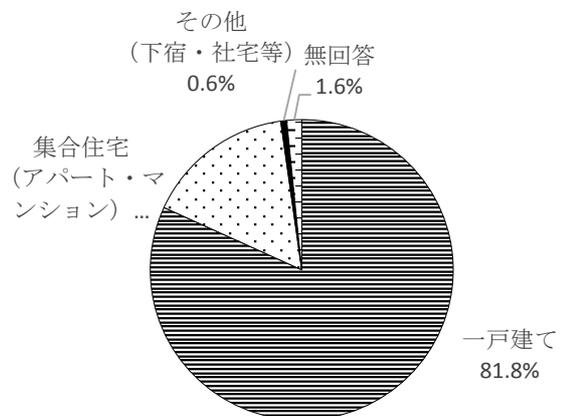
- | | |
|----------------|---------------------|
| 1. 一戸建て | 2. 集合住宅（アパート・マンション） |
| 3. その他（下宿・社宅等） | |

平成25年度



(回答者853名)

令和元年度



(回答者946名)

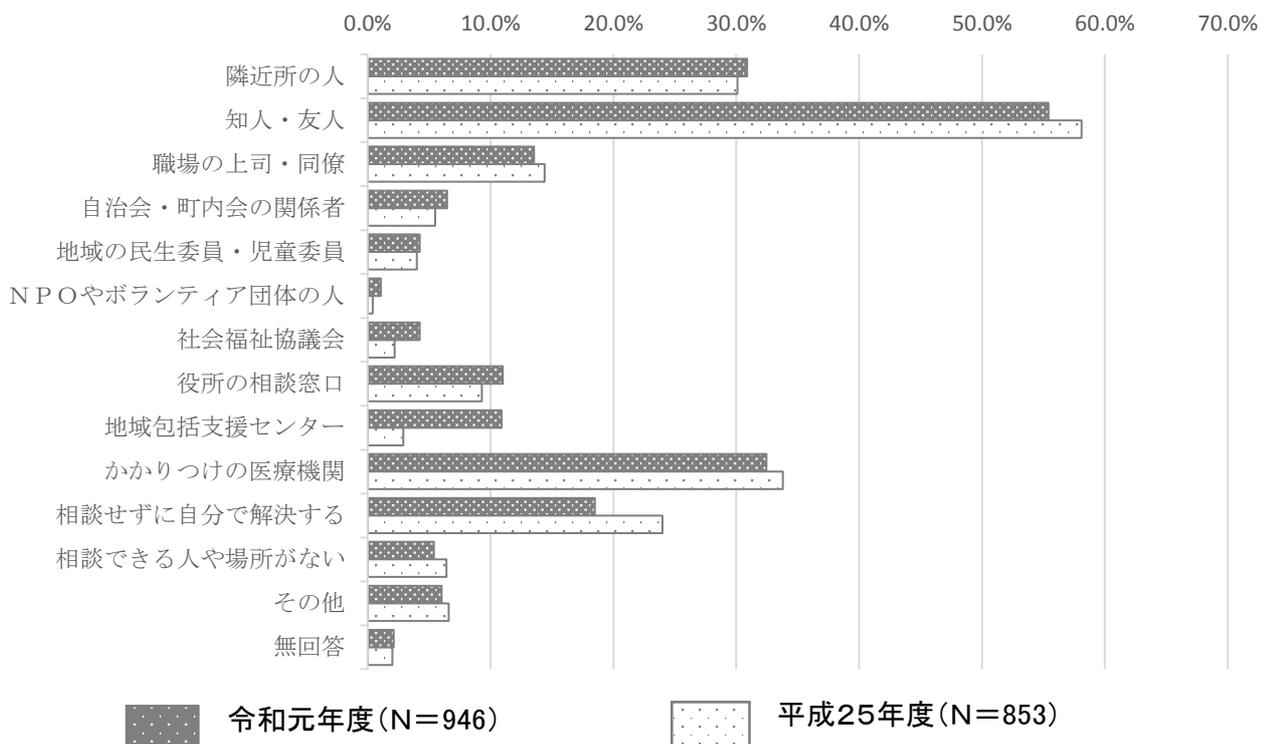
両年度とも「一戸建て」に住んでいる回答者が最も多く、8割を占めています。次いで「集合住宅」と続いています。

地域での暮らしについて

問9. 地域で暮らす中で、困ったとき（何か心配事や悩み事があったり、病気やけがなどをしたとき）に、家族以外で誰に相談していますか。あてはまるものに、いくつでも〇をつけてください。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 隣近所の人 | 2. 知人・友人 |
| 3. 職場の上司・同僚 | 4. 自治会・町内会の関係者 |
| 5. 地域の民生委員・児童委員 | 6. NPOやボランティア団体の人 |
| 7. 社会福祉協議会 | 8. 役所の相談窓口 |
| 9. 地域包括支援センター（※） | 10. かかりつけの医療機関 |
| 11. 相談せずに自分で解決する | 12. 相談できる人や場所がない |
| 13. その他（具体的に | ） |

※「地域包括支援センター」：高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活が続けられるように福祉・保健・医療など、さまざまな面で支援を行うために市から委託を受けた総合相談機関



平成25年度は「知人・友人」が58.1%と最も多く、次いで「かかりつけの医療機関」33.8%、「隣近所の人」30.1%を占めます。これに対し、「地域包括支援センター」、「社会福祉協議会」はそれぞれ2~3%程度です。令和元年度も、「知人・友人」55.4%、「かかりつけの医療機関」32.5%、「隣近所の人」30.9%の順に多くなっています。「地域包括支援センター」、「社会福祉協議会」は10.9%、4.2%と増加傾向にあります。

問10. あなたは、現在お住まいの地域での暮らしに関する次の事についてどの様に感じていますか。①～⑪のそれぞれで、あてはまる番号に1つ〇をつけてください。



| | そう 思う | まあ 思う | どちら ともい えない | あまり思 わ ない | 思わ ない |
|---------------------------|----------|----------|-------------------|-----------------|----------|
| ①高齢者が生きがいをもち、安心して暮らしている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ②障がい者が社会に参加し、安心して暮らしている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ③安心して子育てができ、子どもが健やかに育っている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ④色々な活動ができる場所が身近にある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑤住民同士が交流できる機会がある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑥必要な福祉サービスを安心して利用できる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑦生活の中で困り事があった時にすぐに相談できる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑧困ったことがあっても誰かが支えてくれる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑨地域で活動する意欲のある人が育っている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑩地域の中で互いに見守り・支え合いを行っている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑪地域で防犯や防災に取り組んでいる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

すべての項目で、「そう思う」「まあ思う」の合計割合は、平成25年度よりも令和元年度の方が増加しています。一方で、「あまり思わない」「思わない」の合計割合は、すべての項目で、平成25年度に比べ、令和元年度の方が減少傾向となっています。

「③安心して子育てができ、子どもが健やかに育っている」の項目について、「そう思う」「まあ思う」の合計割合は、両年度とも他の項目と比べ高い数値を出しています。また、令和元年度に関しては、53.4%となり、5割を超えています。

◆地域生活の状況(①～⑪)

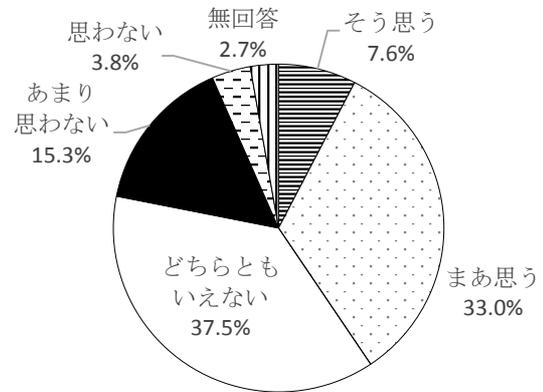
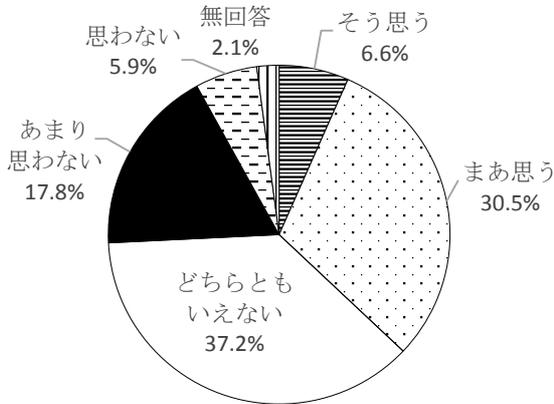
① 高齢者が生きがいをもち、安心して暮らしている

平成25年度 (回答者 853 名)

令和元年度 (回答者 946 名)

「どちらともいえない」という回答が最も多く、37.2%

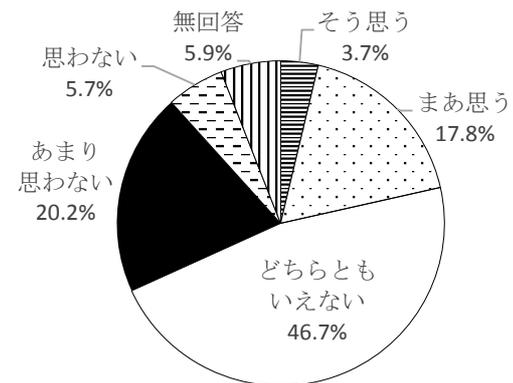
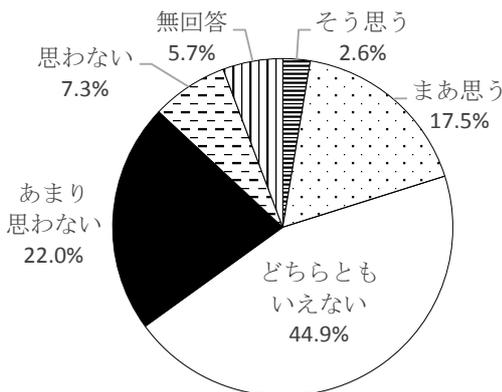
「どちらともいえない」という回答が最も多く、37.5%



② 障がい者が社会に参加し、安心して暮らしている

「どちらともいえない」という回答が最も多く、44.9%

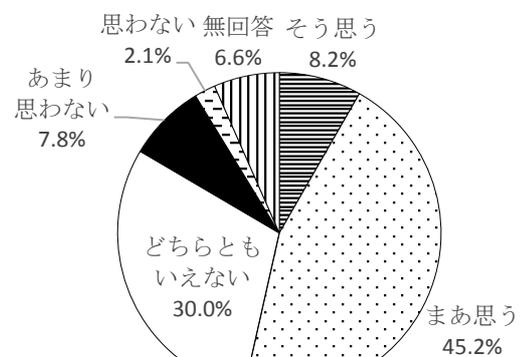
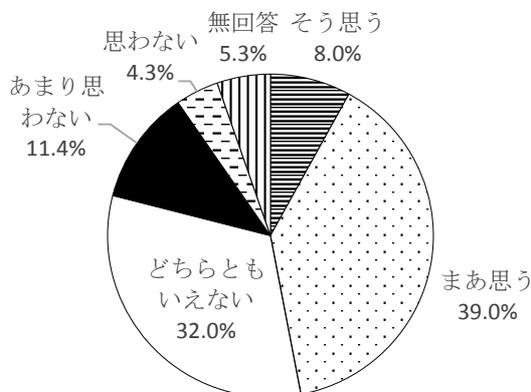
「どちらともいえない」という回答が最も多く、46.7%



③ 安心して子育てができ、子どもが健やかに育っている

「まあ思う」という回答が最も多く、39.0%

「まあ思う」という回答が最も多く、45.2%



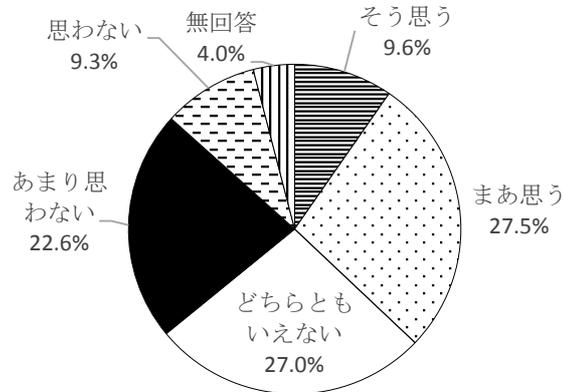
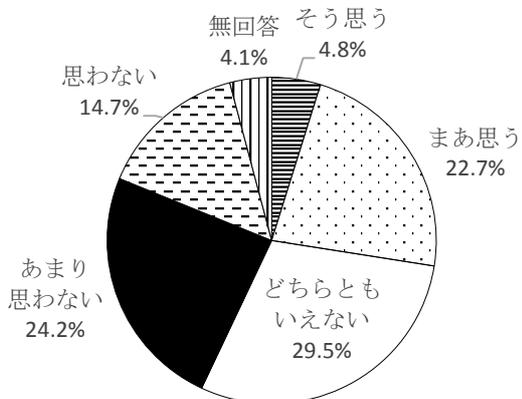
④ 色々な活動ができる場所が身近にある

平成25年度（回答者 853 名）

令和元年度（回答者 946 名）

「どちらともいえない」という回答が最も多く、29.5%

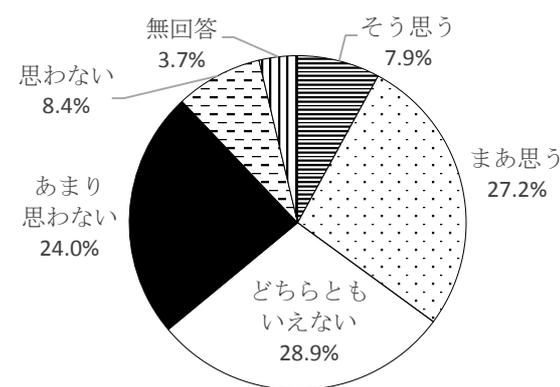
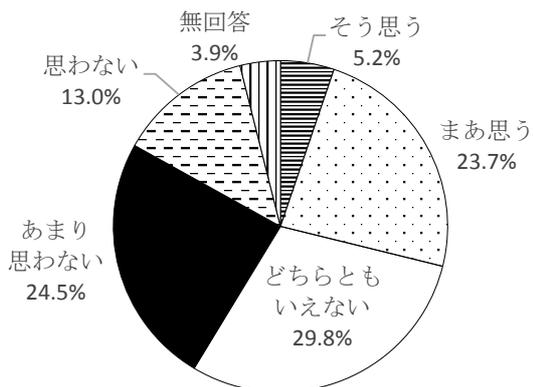
「まあ思う」という回答が最も多く、27.5%



⑤ 住民同士が交流できる機会がある

「どちらともいえない」という回答が最も多く、29.8%

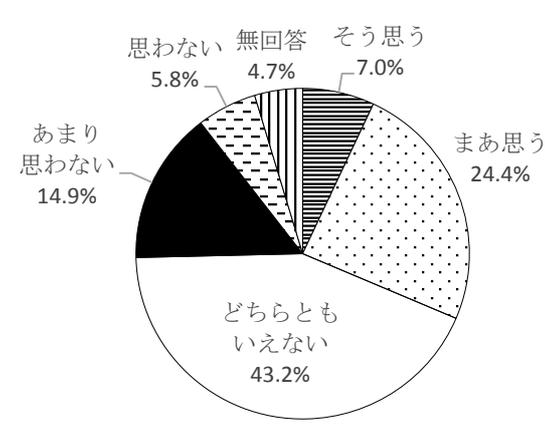
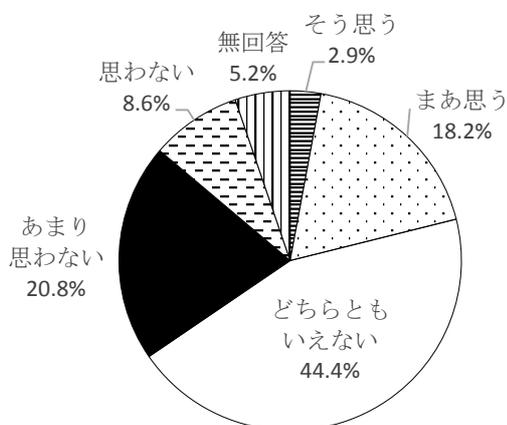
「どちらともいえない」という回答が最も多く、28.9%



⑥ 必要な福祉サービスを安心して利用できる

「どちらともいえない」という回答が最も多く、44.4%

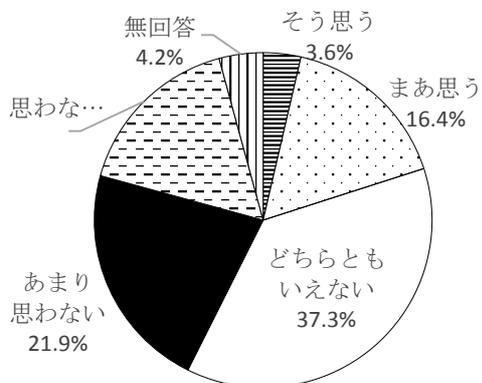
「どちらともいえない」という回答が最も多く、43.2%



⑦ 生活の中で困り事があった時にすぐに相談できる

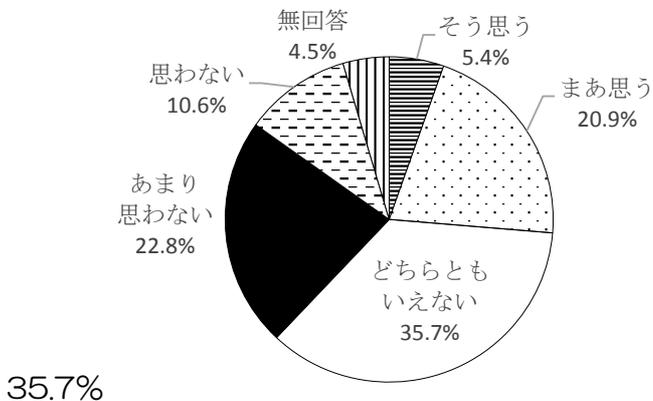
平成25年度（回答者 853 名）

「どちらともいえない」という回答が最も多く、37.3%



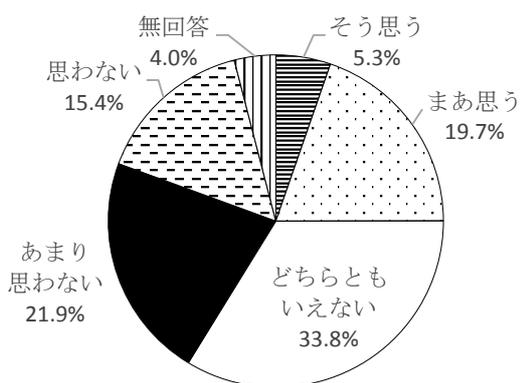
令和元年度（回答者 946 名）

「どちらともいえない」という回答が最も多く、35.7%

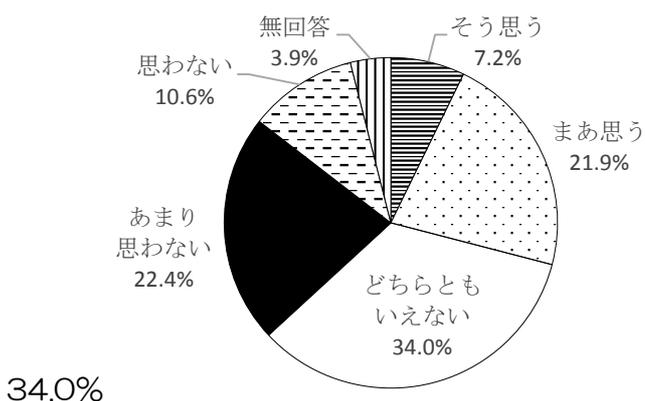


⑧ 困ったことがあっても誰かが支えてくれる

「どちらともいえない」という回答が最も多く、33.8%

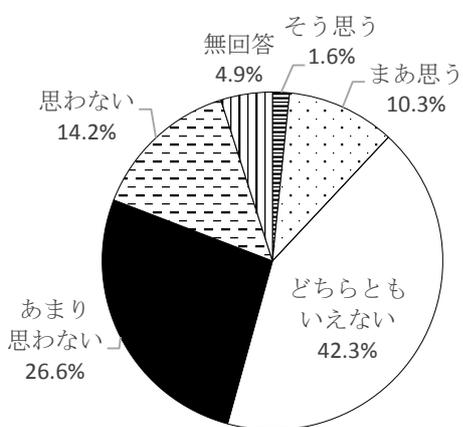


「どちらともいえない」という回答が最も多く、34.0%

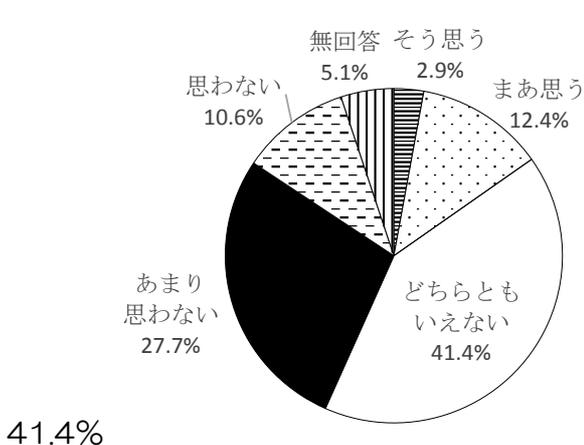


⑨ 地域で活動する意欲のある人が育っている

「どちらともいえない」という回答が最も多く、42.3%



「どちらともいえない」という回答が最も多く、41.4%



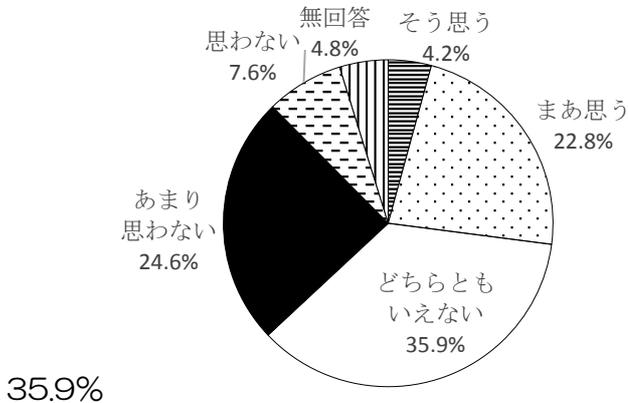
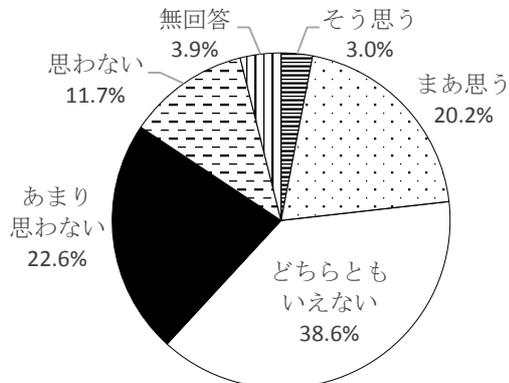
⑩ 地域の中で互いに見守り・支え合いを行っている

平成25年度（回答者 853 名）

令和元年度（回答者 946 名）

「どちらともいえない」という回答が最も多く、38.6%

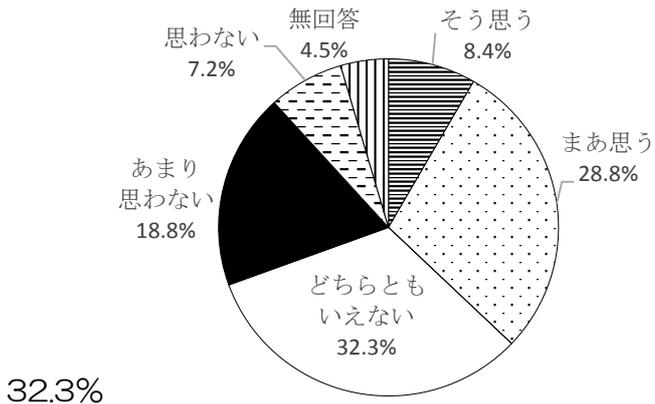
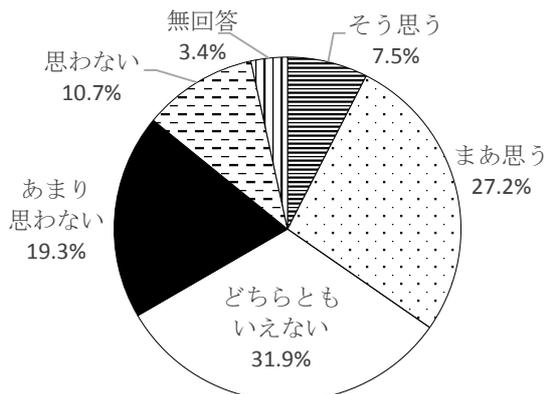
「どちらともいえない」という回答が最も多く、



⑪ 地域で防犯や防災に取り組んでいる

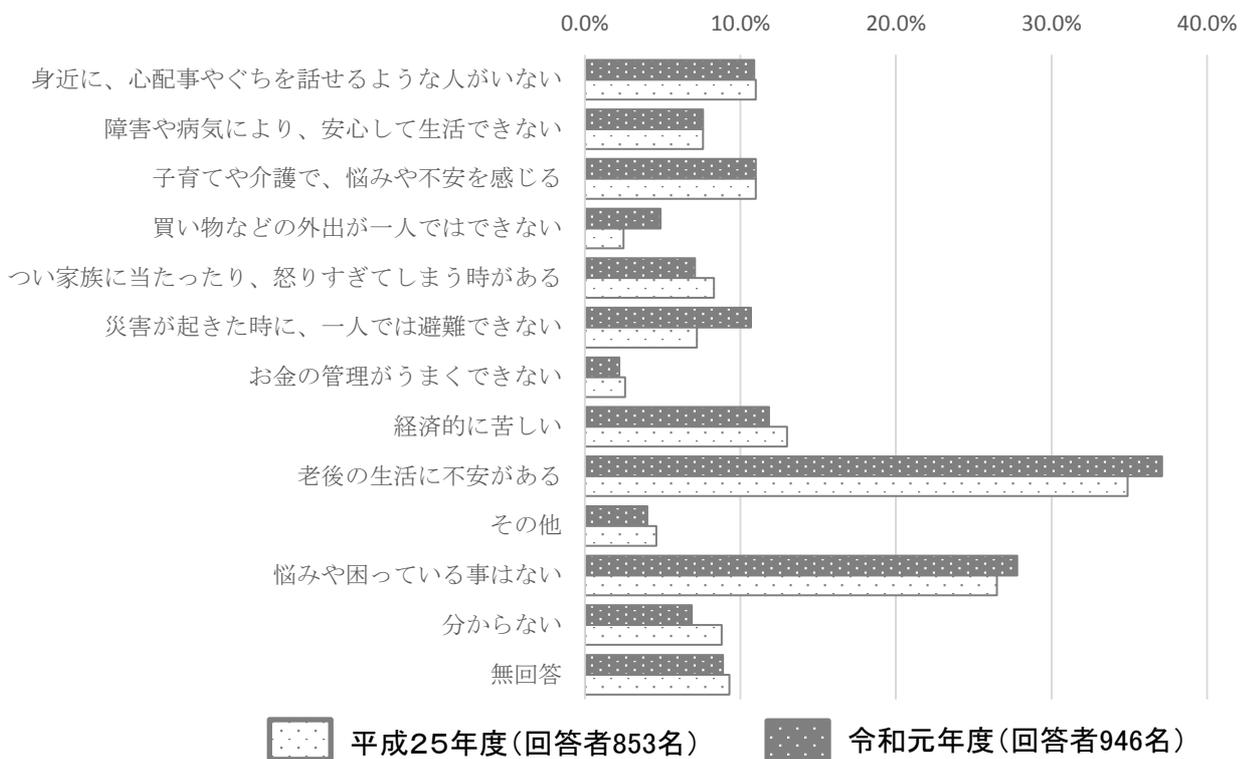
「どちらともいえない」という回答が最も多く、31.9%

「どちらともいえない」という回答が最も多く、



問11. 日常生活の中で、あなたや家族が感じる悩みや困りごとは何ですか。
 該当するものに、いくつでも○をつけてください。
 また、そのように感じた場面を具体的にお教えてください。

1. 身近に、心配事やぐちを話せるような人がいない
2. 障がいや病気により、安心して生活できない
3. 子育てや介護で、悩みや不安を感じる
4. 買い物などの外出が一人ではできない
5. つい家族に当たったり、怒りすぎてしまう時がある
6. 災害が起きた時に、一人では避難できない
7. お金の管理がうまくできない
8. 経済的に苦しい
9. 老後の生活に不安がある
10. その他（具体的に
11. 悩みや困っている事はない
12. 分からない



日常生活のなかで感じる悩みや困りごとについて、両年度とも最も多く挙げられたのは、「老後の生活に不安がある」という選択肢で、それぞれ30.0%を超えています。次いで「悩みや困っている事はない」と続きます。一方で、「お金の管理がうまくできない」は、2%程度と両年度とも最も少なくなっています。

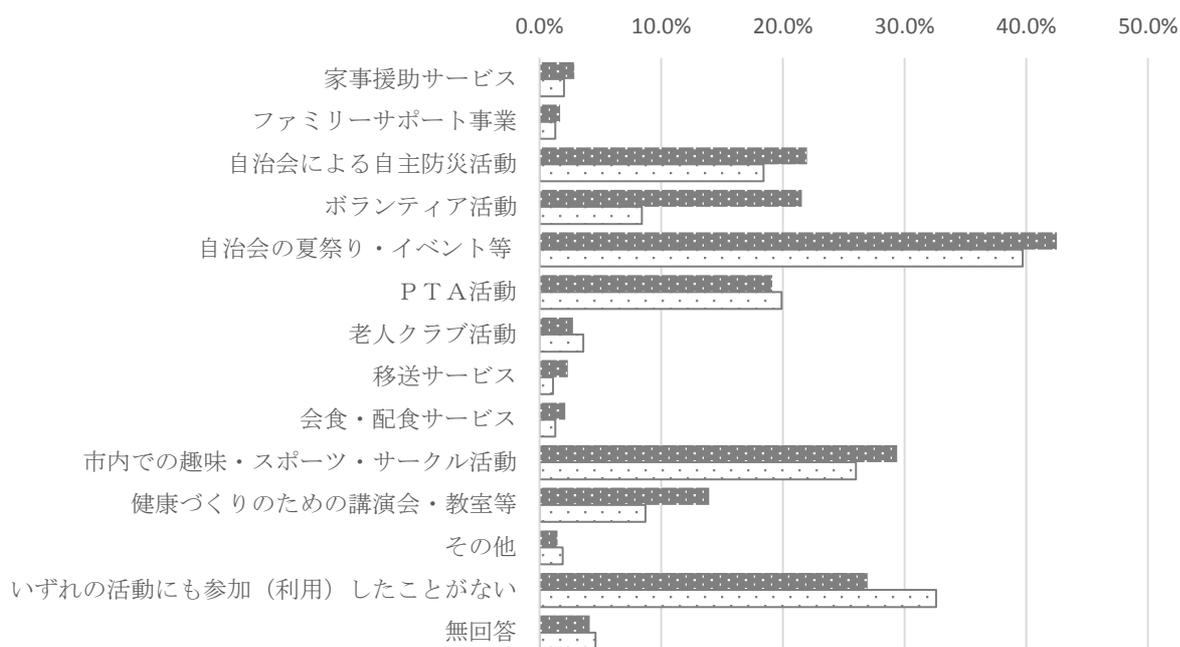
地域での活動について

問12. 以下の中で参加（利用）したことがある（もしくは現在もしている）事業や活動に、いくつでも○をつけてください。

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| 1. 家事援助サービス | 2. ファミリーサポート事業（※1） |
| 3. 自治会による自主防災活動 | 4. ボランティア活動 |
| 5. 自治会の夏祭り・イベント等 | 6. PTA活動 |
| 7. 老人クラブ活動 | 8. 移送サービス（※2） |
| 9. 会食・配食サービス | |
| 10. 市内での趣味・スポーツ・サークル活動 | |
| 11. 健康づくりのための講演会・教室等 | |
| 12. その他（具体的に | ） |
| 13. いずれの活動にも参加（利用）したことがない | |

※1「ファミリーサポート事業」：育児等の援助を受けたい会員と援助をしたい会員とで構成され、会員同士の相互援助活動の斡旋を行う事業

※2「移送サービス」：重度障がい者・高齢者等の通院送迎サービス



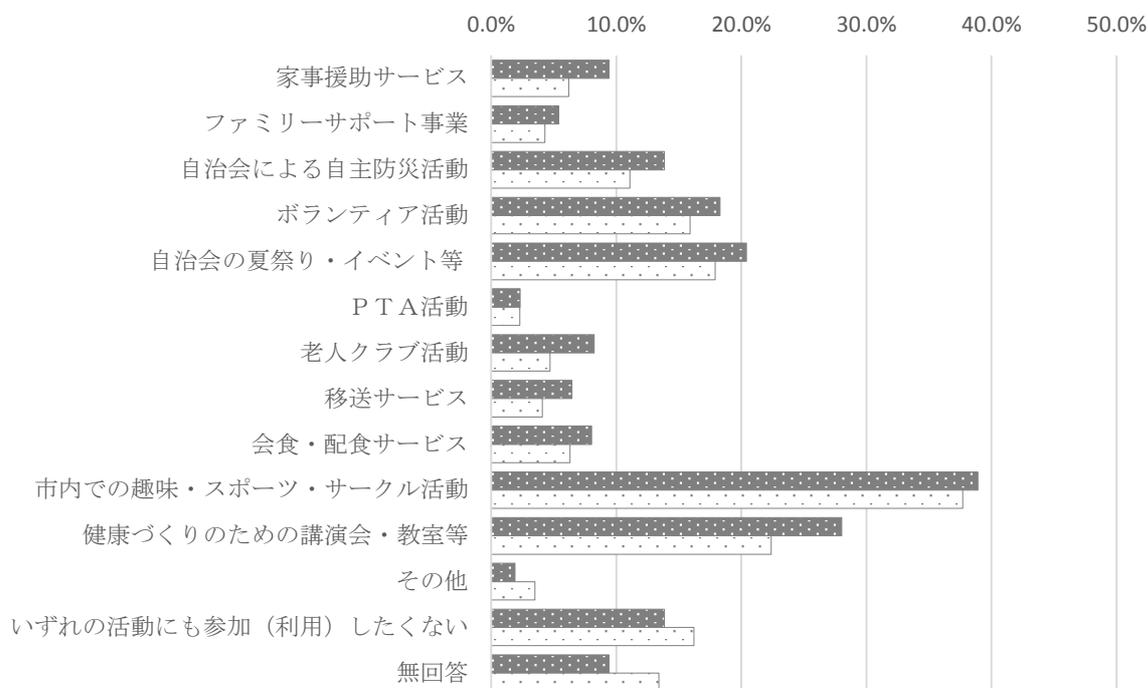
平成25年度(回答者 853名)

 令和元年度(回答者 946名)

平成25年度は、「自治会の夏祭り・イベント等」が39.7%と最も多く、次いで「いずれの活動にも参加（利用）したことがない」の32.6%と続きます。令和元年度は、「自治会の夏祭り・イベント等」の42.5%と最も多くなっており、次いで「市内での趣味・スポーツ・サークル活動」の29.4%と続きます。

問13. 以下の中で、今後参加（利用）したい事業や活動に、いくつでも○をつけてください。

- | | |
|-------------------------|----------------|
| 1. 家事援助サービス | 2. ファミリーサポート事業 |
| 3. 自治会による自主防災活動 | 4. ボランティア活動 |
| 5. 自治会の夏祭り・イベント等 | 6. PTA活動 |
| 7. 老人クラブ活動 | 8. 移送サービス |
| 9. 会食・配食サービス | |
| 10. 市内での趣味・スポーツ・サークル活動 | |
| 11. 健康づくりのための講演会・教室等 | |
| 12. その他（具体的に |) |
| 13. いずれの活動にも参加（利用）したくない | |



平成25年度(回答者 853 名)



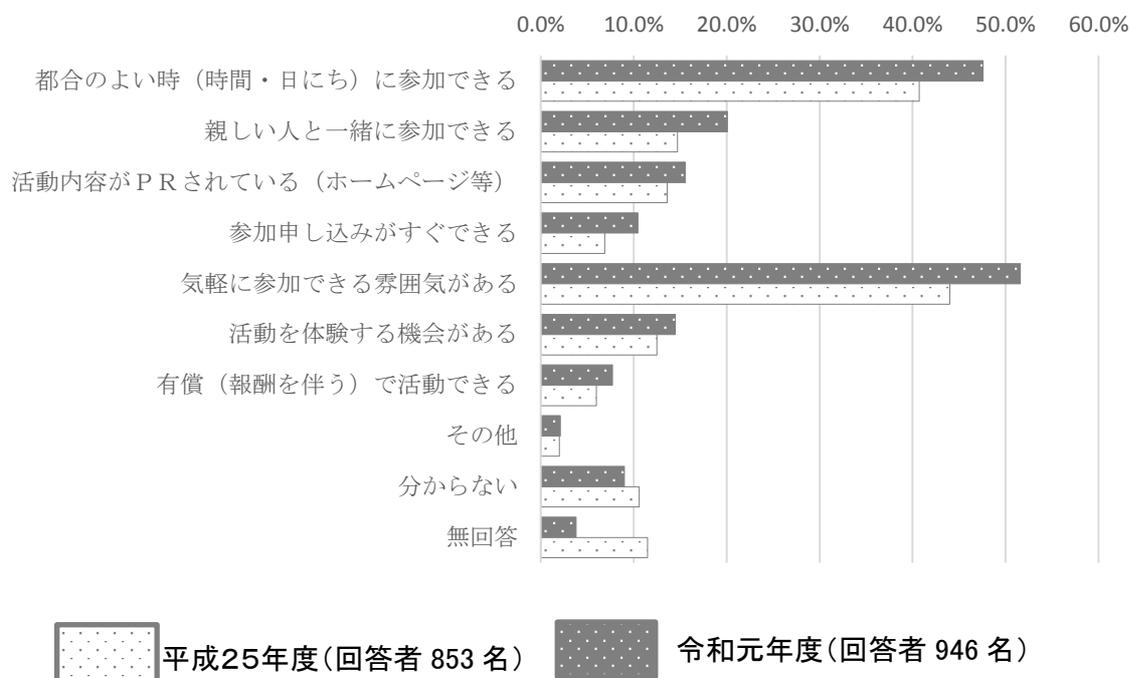
令和元年度(回答者 946 名)

今後参加（利用）したい事業や活動については、両年度とも「市内での趣味・スポーツ・サークル活動」が最も多くなっています。次いで「健康づくりのための講習会・教室等」、「自治会の夏祭り・イベント等」となっています。

問14. どのようなきっかけがあれば、より多くの方がボランティアや地域活動等に参加しやすくなると思いますか。

あてはまるものに、2つまで○をつけてください。

1. 都合のよい時（時間・日にち）に参加できる
2. 親しい人と一緒に参加できる
3. 活動内容がPRされている（ホームページ等）
4. 参加申し込みがすぐできる
5. 気軽に参加できる雰囲気がある
6. 活動を体験する機会がある
7. 有償で活動できる
8. その他（具体的に
9. 分からない



より多くの方がボランティアや地域活動等に参加しやすくなるためのきっかけとして、「気軽に参加できる雰囲気がある」必要があると考える人が両年度とも最も多くなっています。次いで「都合のよい時（時間・日にち）に参加できる」、「親しい人と一緒に参加できる」と続いています。

地震などの災害時の避難や、地域での孤立防止について

問15-1. 市では、地震などの災害時に、避難が困難な方（※1）が地域での助け合いによって安全に避難することを目的として、災害時の避難者支援に関する取り組みを進めていくことを検討しております。このような事業を、ご自身、あるいは家族等が必要になった場合に利用したいと思いますか。

（※1 現在想定している対象
：以下の①～⑥のいずれかに該当する人）

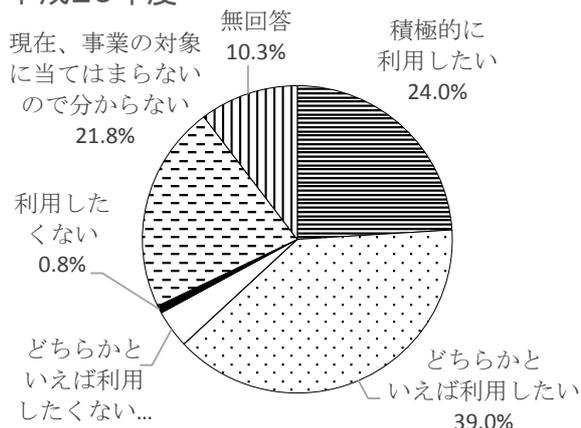
- ①要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者
- ③療育手帳（またはAを所持する知的障害者
- ④精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥上記以外で市等が支援の必要を認められた者



該当する番号に○をつけてください。

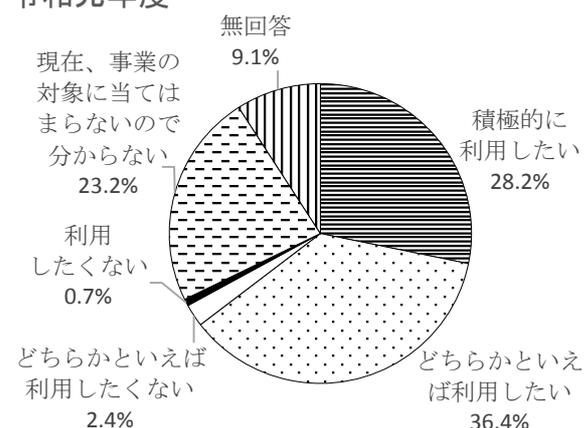
1. 積極的に利用したい
2. どちらかといえば利用したい
3. どちらかといえば利用したくない
4. 利用したくない（→問15-2へ）
5. 現在、事業の対象に当てはまらないので分からない

平成25年度



（回答者853名）

令和元年度



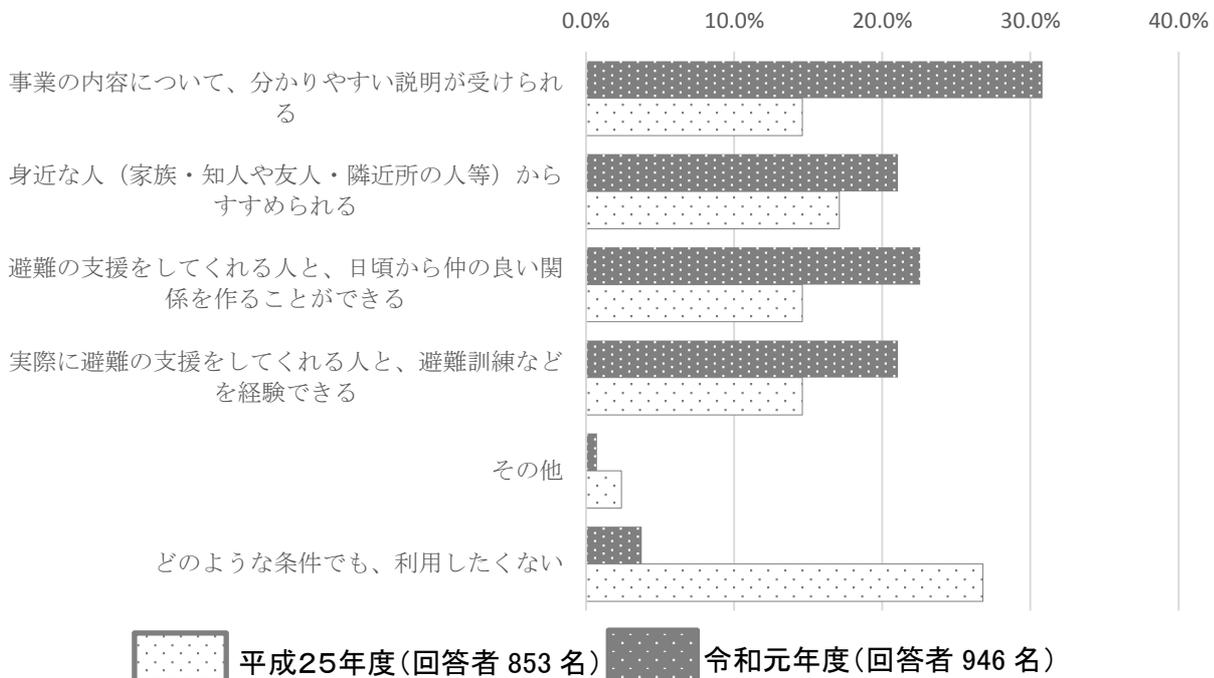
（回答者946名）

「積極的に利用したい」「どちらかといえば利用したい」と回答した人の合計割合は、平成25年度が63.0%、令和元年度は64.6%となり、増加しています。また、「利用したくない」「どちらかといえば利用したくない」は、平成25年度は4.8%、令和元年度3.1%となり、減少しています。「現在、事業の対象に当てはまらないので分からない」は両年度とも2割となっています。

問15-2. (問15で「3」「4」を選択した方に伺います。)

どのような条件が整えば、利用したいと思いますか。あてはまるものに、いくつでも○をつけてください。

1. 事業の内容について、分かりやすい説明が受けられる
2. 身近な人（家族・知人や友人・隣近所の人等）からすすめられる
3. 避難の支援をしてくれる人と、日頃から仲の良い関係を作ることができる
4. 実際に避難の支援をしてくれる人と、避難訓練などを経験できる
5. その他（具体的に)
6. どのような条件でも、利用したくない



平成25年度は「どのような条件でも、利用したくない」が26.8%と最も多く、「事業の内容について、分かりやすい説明が受けられる」「身近な人（家族・知人や友人・隣近所の人等）からすすめられる」「避難の支援をしてくれる人と、日頃から仲の良い関係を作ることができる」は、それぞれ14~17%を占めています。

令和元年度は「事業の内容について、分かりやすい説明が受けられる」が30.8%と最も多くなっています。逆に「どのような条件でも、利用したくない」が3.8%と、平成25年度に比べ、大きく減少しています。

問16-1. 桶川市では、住みなれた地域で高齢者が安心して暮らせるよう、関係団体による見守り活動（「高齢者安心見守りネットワーク事業」）を実施しています。このような事業を、ご自身、あるいは家族等が必要になった場合に利用したいと思いませんか。

※1 この事業では、「時々訪問して見守りしてほしい」という希望のある人（※2）を、高齢介護課・地域包括支援センター・民生委員などが1ヶ月に1回、家庭訪問します。

※2 現在の対象：以下の①～④のいずれかに該当する人

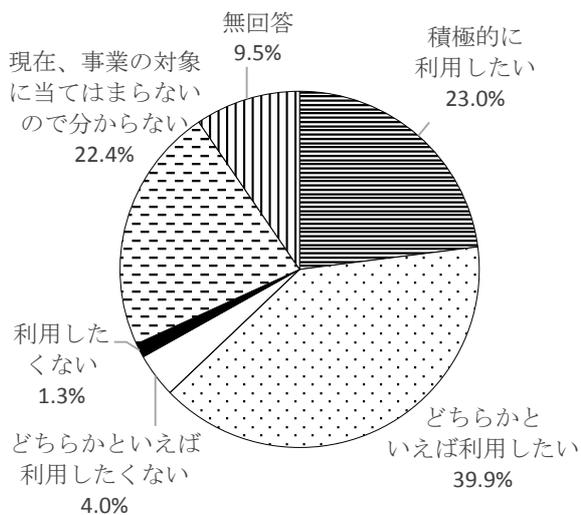
- ①一人暮らしの高齢者、②認知症の家族を抱える世帯
- ③高齢者世帯、④高齢者が日中一人になる世帯
（高齢者は65歳以上とします）



該当する番号に○をつけてください。

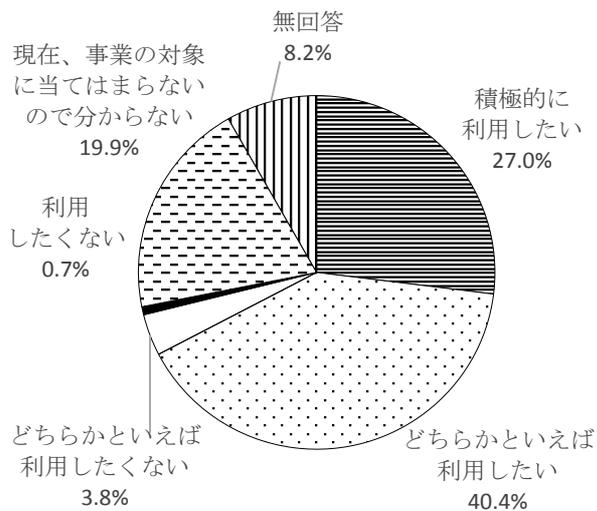
- | | |
|----------------------------|----------------------|
| 1. 積極的に利用したい | 2. どちらかといえば利用したい |
| 3. どちらかといえば利用したくない | 4. 利用したくない (→問16-2へ) |
| 5. 現在、事業の対象に当てはまらないので分からない | |

平成25年度



(回答者853名)

令和元年度



(回答者946名)

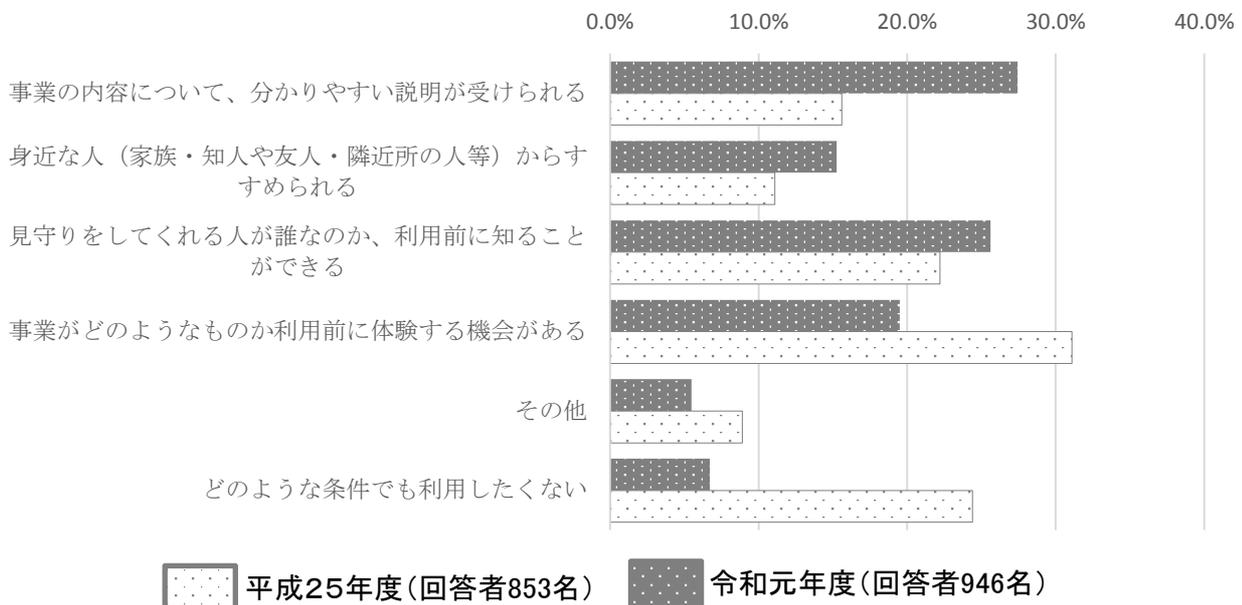
平成25年度は、「積極的に利用したい」、「どちらかといえば利用したい」の合計は62.9%となり、「利用したくない」、「どちらかといえば利用したくない」は、合わせて5.3%となっています。

令和元年度は、「積極的に利用したい」、「どちらかといえば利用したい」の合計は67.4%と少し増加しています。また、「利用したくない」、「どちらかといえば利用したくない」は、4.5%となっています。

問16-2. (問16で「3」「4」を選択した方に伺います。)

どのような条件を整えば、利用したいと思いますか。あてはまるものに、いくつでも○をつけてください。

1. 事業の内容について、分かりやすい説明が受けられる
2. 身近な人（家族・知人や友人・隣近所の人等）からすすめられる
3. 見守りをしてくれる人が誰なのか、利用前に知ることができる
4. 事業がどのようなものか、利用前に体験する機会がある
5. その他（具体的に)
6. どのような条件でも、利用したくない



平成25年度は、「事業がどのようなものか利用前に体験する機会がある」が最も多く、31.1%となり、次いで「どのような条件でも利用したくない」が、24.4%となっています。

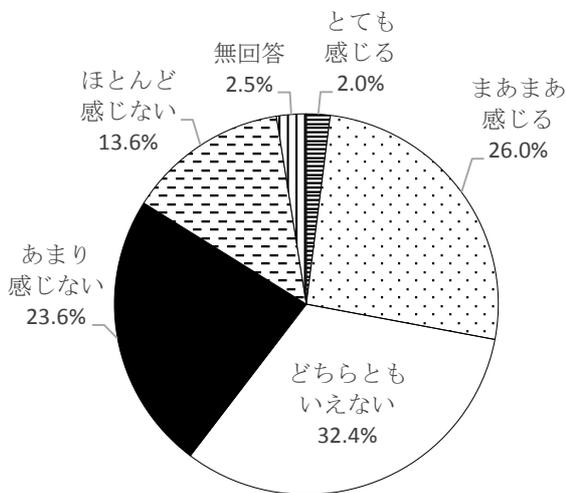
令和元年度は、「事業の内容について、分かりやすい説明が受けられる」が最も多く、27.4%となり、次いで「見守りをしてくれる人が誰なのか、利用前に知ることができる」が、25.6%となっています。

地域での支えあいについて

問17. 地域で暮らす中で、「地域社会のふれあいの中で、共に支え合い、いきいきとした生活を送る」ことが出来ていると感じますか。該当する番号に1つ〇をつけてください。

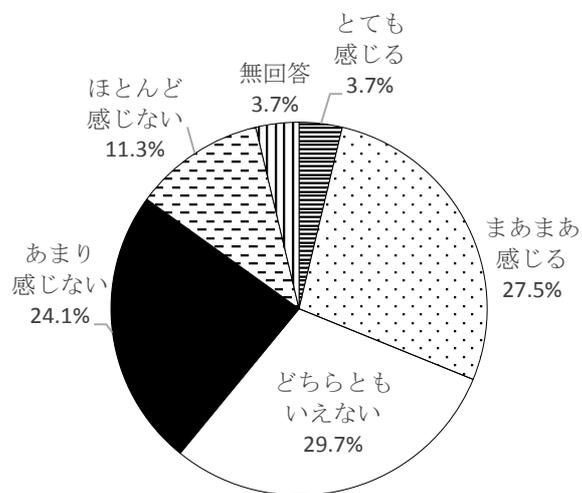
- | | |
|--------------|------------|
| 1. とても感じる | 2. まあまあ感じる |
| 3. どちらともいえない | 4. あまり感じない |
| 5. ほとんど感じない | |

平成25年度



(回答者853名)

令和元年度



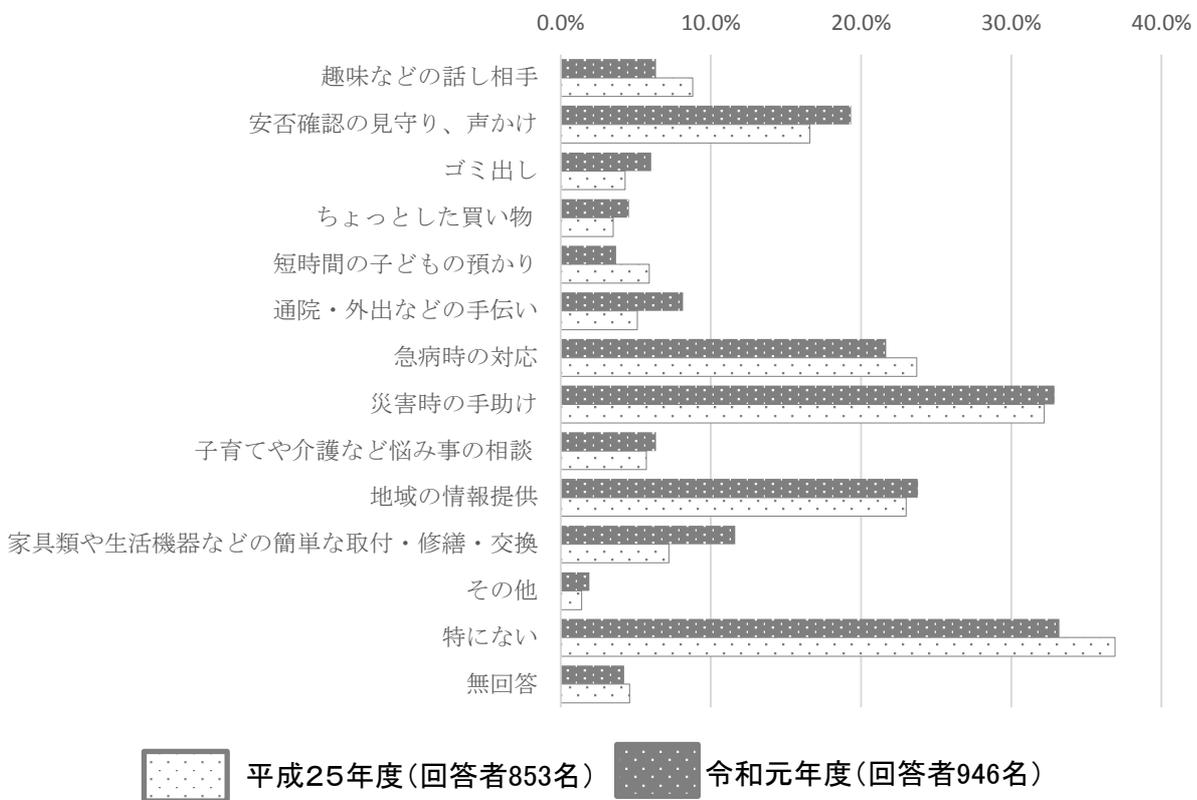
(回答者946名)

平成25年度は、「とても感じる」「まあまあ感じる」の合計割合が、28.0%となり、「あまり感じない」「ほとんど感じない」の合計が37.2%となっています。

令和元年度は、「とても感じる」「まあまあ感じる」の合計割合が、31.2%となり、平成25年度に比べ、増加しています。また、「あまり感じない」「ほとんど感じない」の合計は35.4%となり、平成25年度より減少しています。

問18. 地域で安心して暮らすために、あなたが地域の人たちに手助けしてほしいことは何ですか。あてはまるものに、いくつでも○をつけてください。

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| 1. 趣味などの話し相手 | 2. 安否確認の見守り、声かけ |
| 3. ゴミ出し | 4. ちょっとした買い物 |
| 5. 短時間の子どもの預かり | 6. 通院・外出などの手伝い |
| 7. 急病時の対応 | 8. 災害時の手助け |
| 9. 子育てや介護など悩み事の相談 | 10. 地域の情報提供 |
| 11. 家具類や生活機器などの簡単な取付・修繕・交換 | |
| 12. その他（具体的に |) |
| 13. 特にない | |

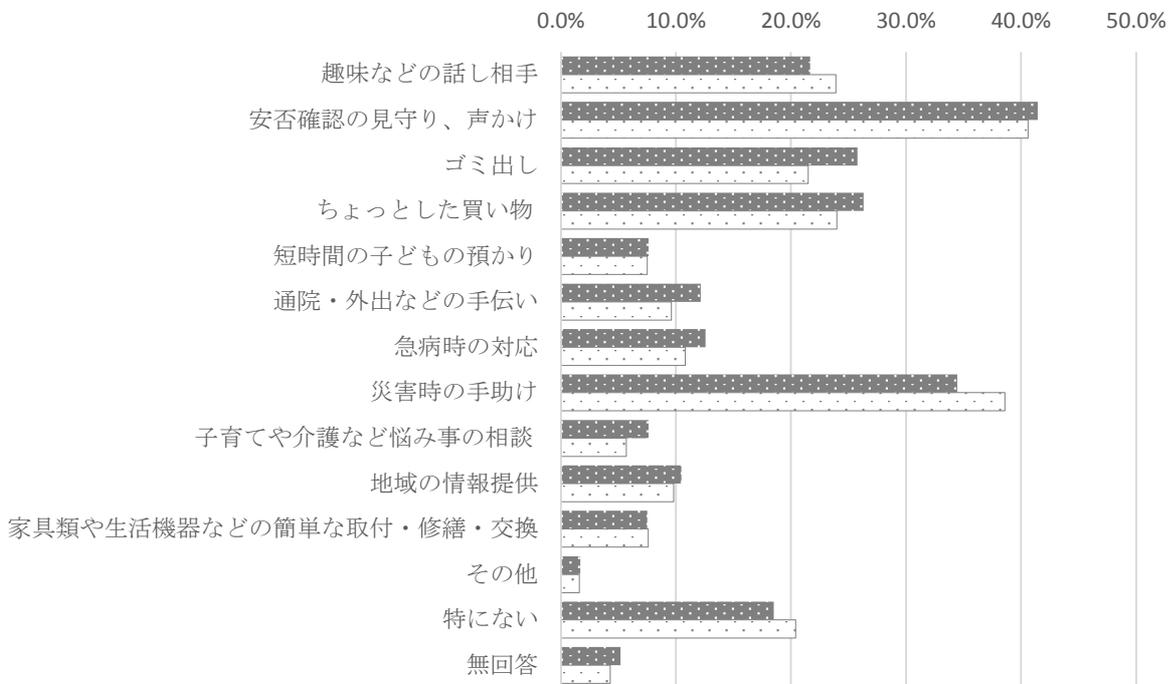


平成25年度は、「特にない」が36.9%と最も多く、次いで「災害時の手助け」の32.2%、「急病時の対応」の23.7%となっています。

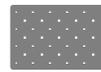
令和元年度は、「特にない」が33.2%と最も多く、次いで「災害時の手助け」の32.9%、「地域の情報提供」の23.8%となっています。

問19. 地域で安心して暮らすために、あなたご自身が地域の人たちにできることは何ですか。あてはまるものに、いくつでも○をつけてください。

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| 1. 趣味などの話し相手 | 2. 安否確認の見守り、声かけ |
| 3. ゴミ出し | 4. ちょっとした買い物 |
| 5. 短時間の子どもの預かり | 6. 通院・外出などの手伝い |
| 7. 急病時の対応 | 8. 災害時の手助け |
| 9. 子育てや介護など悩み事の相談 | 10. 地域の情報提供 |
| 11. 家具類や生活機器などの簡単な取付・修繕・交換 | |
| 12. その他（具体的に | ） |
| 13. 特にない | |



平成25年度(回答者853名)



令和元年度(回答者946名)

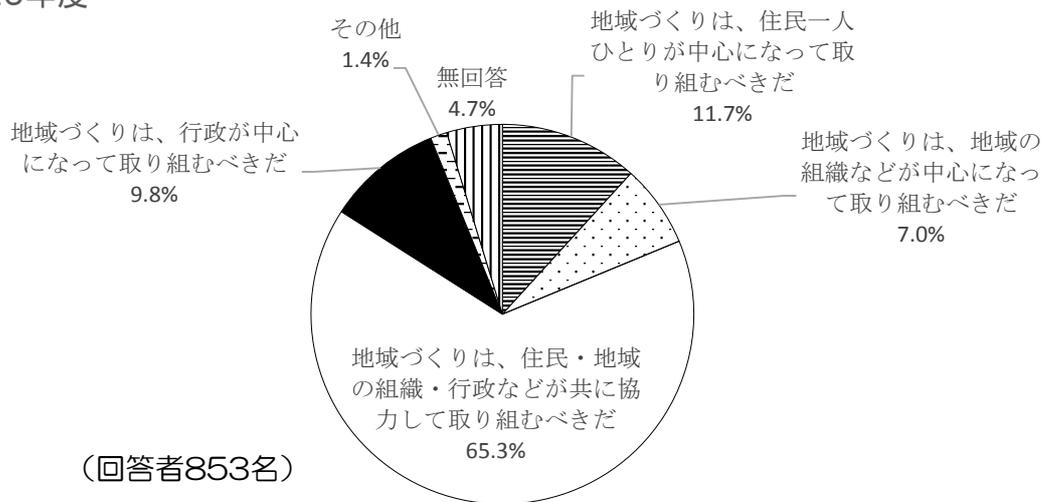
平成25年度は、「安否確認の見守り、声かけ」が最も多く40.6%となり、次いで「災害時の手助け」が38.6%となっています。また、「ちょっとした買い物」が24.0%と3番目に多くなっています。

令和元年度は、「安否確認の見守り、声かけ」が最も多く41.4%となり、次いで「災害時の手助け」が34.5%となっています。また、「ちょっとした買い物」が26.3%と3番目に多くなっています。

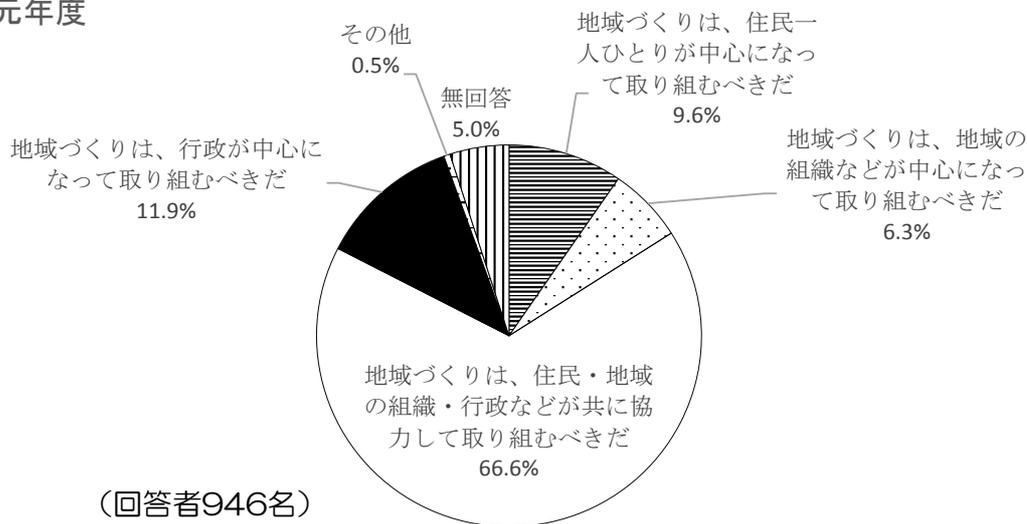
問20. 住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくりを実現するために、特に誰が主体となって取り組むべきだと思いますか。該当する番号に1つ〇をつけてください。

1. 地域づくりは、住民一人ひとりが中心になって取り組むべきだ
2. 地域づくりは、地域の組織などが中心になって取り組むべきだ
3. 地域づくりは、住民・地域の組織・行政などが共に協力して取り組むべきだ
4. 地域づくりは、行政が中心になって取り組むべきだ
5. その他（具体的に ）

平成25年度



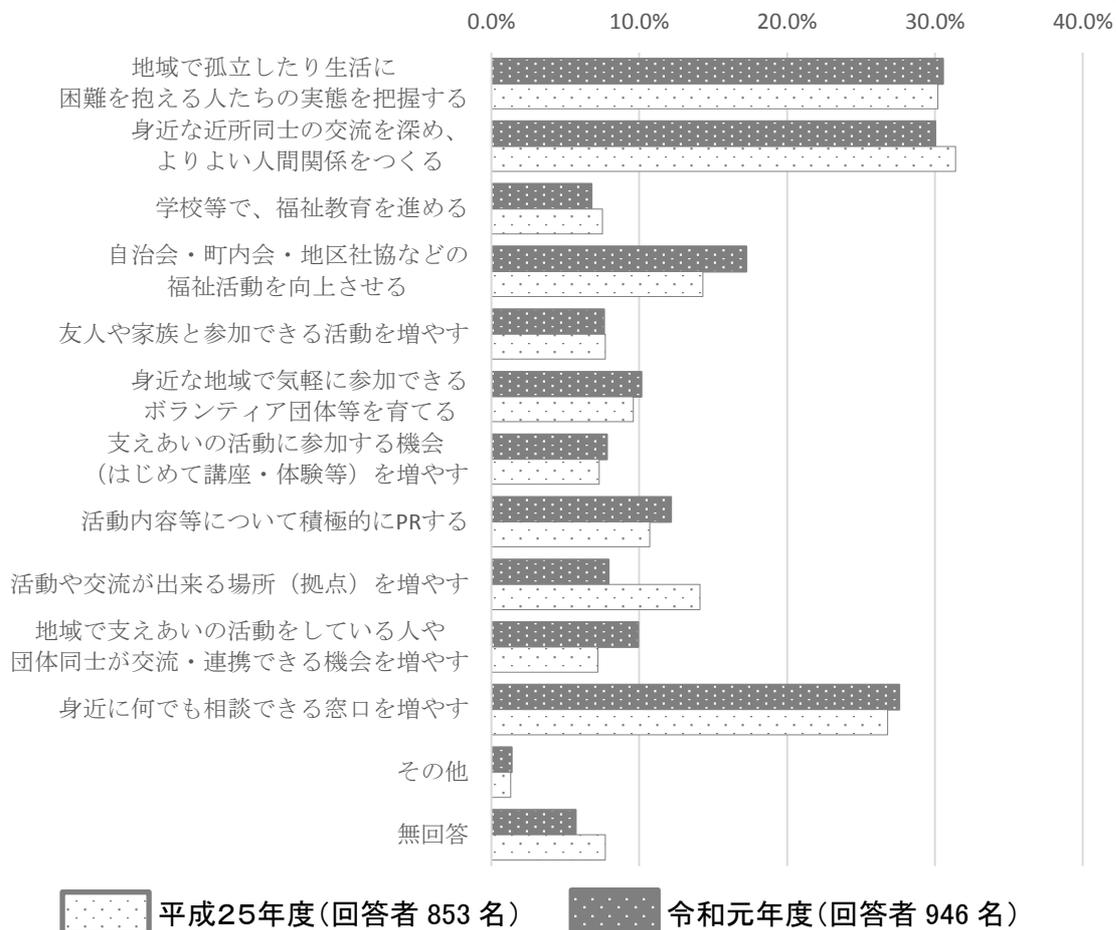
令和元年度



両年度とも、「住民・地域の組織・行政などが共に協力して取り組むべきだ」がそれぞれ6割を占めており、最も多くなっています。平成25年度は、「地域づくりは、住民一人ひとりが中心になって取り組むべきだ」が11.7%と2番目に多くなり、令和元年度は、「地域づくりは、行政が中心になって取り組むべきだ」が11.9%と続いています。

問21. 今後、地域での支え合いを促進するためには、何が必要だと思いますか。主なものに2つまで○をつけてください。

1. 地域で孤立したり生活に困難を抱える人たちの実態を把握する
2. 身近な近所同士の交流を深め、よりよい人間関係をつくる
3. 学校等で、福祉教育を進める
4. 自治会・町内会・地区社協などの福祉活動を向上させる
5. 友人や家族と参加できる活動を増やす
6. 身近な地域で気軽に参加できるボランティア団体等を育てる
7. 支えあいの活動に参加する機会（はじめて講座・体験等）を増やす
8. 活動内容等について積極的にPRする
9. 活動や交流が出来る場所（拠点）を増やす
10. 地域で支えあいの活動をしている人や団体同士が交流・連携できる機会を増やす
11. 身近に何でも相談できる窓口を増やす
12. その他（具体的に



平成25年度は、「身近な近所同士の交流を深め、よりよい人間関係をつくる」で、31.4%となり、次いで、「地域で孤立したり生活に困難を抱える人たちの実態を把握する」の30.2%となっています。

令和元年度は、「地域で孤立したり生活に困難を抱える人たちの実態を把握する」が30.5%、次いで、「身近な近所同士の交流を深め、よりよい人間関係をつくる」の30.0%となります。

桶川市地域福祉計画

発行日 令和4年3月

発行 桶川市

住所 〒363-8501 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号

電話 048-786-3211 (代表)

FAX 048-787-5409

URL <http://www.city.okegawa.lg.jp/>

編集・製作 桶川市健康福祉部社会福祉課



桶川市マスコットキャラクター
オケちゃん